

令和 6 年 12 月会議

# 津幡町議会会議録

令和 6 年 12 月 4 日再開

令和 6 年 12 月 11 日散会

津幡町議会

# 令和6年津幡町議会12月会議会議録

## 目 次

### 第1号（12月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午後1時30分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第73号～議案第91号）	3
1. 議案に対する質疑	9
1. 委員会付託	9
1. 散会（午後2時07分）	9

### 第2号（12月5日）

1. 出席議員、欠席議員	11
1. 説明のため出席した者	11
1. 職務のため出席した事務局職員	11
1. 議事日程（第2号）	12
1. 本日の会議に付した事件	12
1. 開議（午前10時00分）	13
1. 議事日程の報告	13
1. 会議時間の延長	13
1. 諸般の報告	13
1. 町政一般質問	13
9番 西村 稔議員	13
1番 池野翔吾議員	21
2番 柴田洋一議員	24
4番 中島敏勝議員	31
1. 休憩（午前11時59分）	36
1. 再開（午後1時00分）	36
4番 中島敏勝議員	36
7番 竹内竜也議員	41
3番 東 克彦議員	47
11番 塩谷道子議員	53

1. 休 憩 (午後 2 時35分) .....	56
1. 再 開 (午後 2 時45分) .....	56
6番 小町 実議員 .....	56
5番 小倉一郎議員 .....	61
14番 道下政博議員 .....	65
1. 散 会 (午後 4 時08分) .....	73
第3号 (12月11日)	
1. 出席議員、欠席議員 .....	75
1. 説明のため出席した者 .....	75
1. 職務のため出席した事務局職員 .....	75
1. 議事日程 (第3号) .....	76
1. 議事日程 (第3号の2) .....	76
1. 本日の会議に付した事件 .....	76
1. 開 議 (午後 1 時30分) .....	77
1. 議事日程の報告 .....	77
1. 会議時間の延長 .....	77
1. 諸般の報告 .....	77
1. 議案等上程 (議案第73号～議案第91号、請願第9号、請願第10号) .....	77
1. 委員長報告 .....	77
1. 委員長報告に対する質疑 .....	79
1. 討 論 .....	79
1. 採 決 .....	82
1. 質問上程 (質問第1号) .....	82
1. 質疑・討論の省略 .....	83
1. 採 決 .....	83
1. 議会議案上程 (議会議案第6号、議会議案第7号) .....	83
1. 質 疑 .....	84
1. 討 論 .....	84
1. 採 決 .....	85
1. 休 憩 (午後 2 時04分) .....	85
1. 再 開 (午後 2 時05分) .....	85
1. 議会議案上程 (議会議案第8号) .....	85
1. 提案理由・質疑・討論の省略 .....	85
1. 採 決 .....	86
1. 閉議・散会 (午後 2 時07分) .....	86
1. 署名議員 .....	87

# 令和6年12月4日（水）

## ○出席議員（16名）

議長	八十嶋 孝司	副議長	竹内 龍也
1番	池野 翔吾	2番	柴田 洋一
3番	東 克彦	4番	中島 敏勝
5番	小倉 一郎	6番	小町 実
9番	西村 稔	10番	酒井 義光
11番	塩谷 道子	12番	多賀 吉一
13番	向 正則	14番	道下 政博
15番	谷口 正一	16番	河上 孝夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町長	矢田 富郎	副町長	坂本 守
総務部長	酒井 英志	総務課長	田中 圭
企画課長	中嶋 徹郎	財政課長	杉田 純也
町民生活部長	細山 英明	生活環境課長	由雄 宏一
健康福祉部長	山本 幸雄	福祉課長	長陽 一子
産業建設部長	本多 延吉	都市建設課長	松岡 隆司
会計管理者 兼会計課長	納口 達也	消防長	松本 聖史
消防次長	高戸 勇一	教育長	吉田 克也
教育部長	宮崎 寿	教育総務課長	本多 克則
河北中央病院事務長 兼事務課長	山嶋 克幸		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美和	議会事務局主幹	山本 慎太郎
総務課担当課長	有沢 雅子	監理課係長	山本 匡教
企画課係長	上谷 武	財政課主査	村田 哲人

## ○議事日程（第1号）

令和6年12月4日（水）午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第73号～議案第91号）

（質疑・委員会付託）

議案第73号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

議案第74号 令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第75号 令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第77号 令和6年度津幡町病院事業会計補正予算（第1号）

議案第78号 令和6年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第79号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 津幡町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第83号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第84号 津幡町中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第85号 津幡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第86号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について

議案第87号 津幡町水道法施行条例の一部を改正する条例について

議案第88号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について

議案第89号 請負契約の変更について

議案第90号 財産の無償貸付について（認定こども園用地）

議案第91号 財産の無償貸付について（認定こども園園舎）

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜再開・開議＞

○八十嶋孝司議長 ただいまから、令和6年津幡町議会12月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日再開の12月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から12月11日までの8日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜会議録署名議員の指名＞

○八十嶋孝司議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本12月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において13番 向 正則議員、14番 道下政博議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第2 諸般の報告をいたします。  
本12月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。  
次に、本日までに受理いたしました請願第9号及び請願第10号は、津幡町議会会議規則第91条及び第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。  
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和6年9月分及び10月分に関する例月出納検査、並びに地方自治法第199条第9項の規定による財政援助団体等監査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。  
以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第73号から議案第91号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和6年津幡町議会12月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

令和6年も残すところ、12月のみとなりました。

ことしを振り返って見ますと、まず思い出すのは、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震のことでございます。元日に襲ったこの大地震は、未曾有の大災害となり、輪島市などの奥能登地方を中心に甚大な被害をもたらしました。また、半島という地理的な条件もあり、復旧にも時間を要しているところでございます。

本町では、最も被害の大きかった緑が丘区の町道崩落に係る8世帯の方には、長期避難世帯として今も御不便をおかけしているところでございます。少しでも早い復旧を目指し、私自身、関係各所に要望などをさせていただきました。国、県も事務手続など速やかに対応され、7月には国の補助対象となる道路災害復旧工事としての査定も終わりました。そして、9月会議におきまして、請負契約の締結について追加提案いたしましたところ、議会の御理解により議決をいただきました。

既に工事にも着手しており、11月23日には工事に係る住民説明会を実施し、住民の皆様にも御理解をいただいたと聞いております。今後の気象状況や安全対策などの条件にもよりますが、最速で来年、令和7年の8月に工事が完了する見込みとなっております。今後も付近住民や工事関係者の安全を第一に工事を進めてまいりますので、御理解をお願いする次第でございます。

また、11月26日、午後10時47分には、輪島市や志賀町で震度5弱の地震が発生し、本町では震度4が観測されました。この地震は長い横揺れだったため、石川県内では最大レベルの長周期振動階級2が記録されました。この長周期振動は、特にビルなどの高層階で揺れが強くなるもので、本町では高層ビルはございませんが、学校などで一部エレベーターの安全装置が作動し、停止したという報告もございました。そのほか、公共施設を含む建物などにつきましては、大きな被害はありませんでした。人的被害では1人の方がけがをされましたら幸いにも軽傷だったようで安堵しているところでございます。

このような災害は、いつ何時発生するかわかりません。職員に対しては、今後も万が一の事態に備えて、常に危機感を持って業務に当たるよう指示をしているところでございます。

一方で、津幡町の明るい出来事もございました。

特に、スポーツの分野において、本町及び本町出身者の方々が大活躍をいたしました。まず、大相撲では、本町の広報特使である大の里関が、昨年の五月場所に幕下十枚目格付け出しとして初土俵を踏んだ後、所要4場所で幕内に昇進、さらに所要7場所目となることしの五月場所で幕内最高優勝を果たしました。そして、九月場所では2度目の優勝、さらには大関に昇進するという飛躍の年となりました。大関として初めて臨んだ先月の十一月場所では、直前に感染症に罹患したことでも影響したのか9勝6敗という結果でございましたが、しっかり勝ち越すことができて、一安心しているところでございます。大関大の里関は、今や津幡町のみならず、大相撲全体の看板力士として日本全国から注目される存在となりました。

今後も唯一無二のお相撲さんとして活躍し、さらに上を目指していただきたいと期待しているところでございます。

また、同じく本町出身の欧勝海関は、十両14枚目で挑んだ十一月場所では、初日から9連勝という快進撃を果たしましたが、けがにより途中休場を余儀なくされました。しかし、14日目から復帰し、最終的には10勝3敗2休場と見事に二桁勝利を上げました。来場所は確実に番付が上がり、いよいよ大の里関との幕内での対戦も視野に入ってきたのではないでしようか。

今後も両力士ともけがには十分注意され、本町に明るい話題を提供してくれることを願い、応援したいと思っているところでございます。

次に、10月30日、アルバニアで開催されましたレスリング競技の2024年非オリンピック階級世界選手権において、女子59キログラム級に出場した、本町出身の金城梨紗子選手が優勝し、金メダルを獲得いたしました。金城選手は、2019年以来4度目、母となって初めての世界王者に輝きました。オリンピックでの2度の金メダルと2015年の世界選手権での銀メダルも合わせ、6度の世界一と1度の銀メダルは、女性の世界メダリストランキングでは歴代5位となるそうでございます。

本町では、金城選手のこの功績をたたえ、12月9日に特別功労スポーツ賞を贈呈する予定でございます。

次に、陸上では、津幡中学校3年生の藤本茉優選手が、8月20日に福井県営陸上競技場で行われました全国中学校体育大会陸上競技女子走り幅跳びで、この種目では史上5人目となる2連覇を果たしました。また、藤本選手は、先の5月25日に、うのけ総合公園陸上競技場で行われました第77回河北郡市中学校競技会では、6メートル5センチの自己ベストをマークしました。この記録は中学歴代9位で、中学生女子で12人目の6メートルジャンパーとなりました。今後は、高校生やさらにその上でも日本記録を更新する選手になるよう応援したいと思っているところでございます。

それでは、議会10月会議以降の町政の概況につきまして、御報告させていただきます。

11月3日、令和6年度津幡町表彰、津幡町教育委員会表彰の贈呈式を、文化会館シグナスホールにおいて挙行いたしました。文化功労、特別功労スポーツ賞、スポーツ賞、芸術文化奨励賞、スポーツ奨励賞、教育奨励賞、合わせて3団体と142人の方々に贈呈いたしました。受賞者各位の御功績をたたえますとともに、今後も精進を重ねられ、さらなる御活躍を祈念申し上げる次第でございます。八十嶋議長には御祝辞をいただき、また議員各位の御臨席を賜り、まことにありがとうございました。

11月10日、令和6年度第65回石川県防災総合訓練を、石川県と本町が主催し、国土交通省北陸地方整備局の共催により、津幡簡易グラウンドや条南小学校などで実施いたしました。

主会場となる津幡簡易グラウンドでは、能登半島地震の教訓を生かし、実際の災害さながらに消防や警察などによる孤立集落倒壊建物からの救出訓練やドローンによる救援物資輸送訓練などの実動訓練を行い、条南小学校周辺では災害時の通信確保訓練や避難所開設運営訓練、避難所へのペット同行避難訓練などを実施したほか、さまざまな防災に関する展示ブースが設けられました。閉会式では、馳石川県知事から、これまでの常識を超える複合災害の課題を明確にした上で、より対応の精度を高めていくとの言葉がございました。実際の災害は、訓練どおりに行くものではございませんが、日ごろからの訓練が、いざというときに生かされます。今後も緊張感を持ち、課題を明確にした訓練を実施してまいりたいと考えているところでございます。当日は101の関係機関から約1万4,000人が参加いたしました。また、議員各位におかれましても、早朝から御参加いただき、まことにありがとうございました。

11月23日、現在行われている駅伝の中では、東京箱根間往復大学駅伝競走大会に次いで古く、回数においては国内最多と言われる、第103回河北潟一周駅伝競走大会が、文化会館シグナスを発着点に、3部門、51チームの参加により開催されました。ことしは、能登半島地震の影響によ

り、中継所及びコースを一部変更して実施されましたが、各チームは、歴史と伝統ある河北潟コース6区間25.7キロメートルを力強く走りぬき、全チームが無事ゴールを果たしました。本大会に参加した選手の皆様の健闘をたたえますとともに、大会関係者の皆様には、大会の開催と運営に御尽力いただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。この伝統ある河北潟一周駅伝競走大会が、今後も末永く開催されますことを心から願っているところでございます。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

**議案第73号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第8号）について。**

本補正是、歳入歳出それぞれ4億4,222万4,000円を増額するものでございます。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

国庫支出金では、障害者自立支援給付事業や児童保育運営費等に係る民生費負担金、保育環境改善等事業やファミリーサポートセンター事業等に係る民生費補助金、利用者支援事業（母子保健型）や地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に係る衛生費補助金などの増により、8,671万2,000円を増額するものでございます。

県支出金では、地籍調査費に係る総務費負担金の減額はあるものの、更生医療給付事業や障害者自立支援給付事業費等に係る民生費負担金、農業機械再取得等支援事業などに係る農林水産業費補助金などの増により、6,110万1,000円を増額するものでございます。

繰入金では、人材育成基金繰入金を減額する一方、財源調整による財政調整基金繰入金や森林環境譲与税基金繰入金などの増により、2億3,328万9,000円を増額するものでございます。

町債では、中学校施設ほか災害復旧事業などに係る教育債や土木施設災害復旧事業に係る災害復旧債などの増により、5,370万円を増額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費では、県負担金減額変更に伴う地籍調査事業費の減額はあるものの、防犯カメラ設置費等に係る庁舎管理費、業務用パソコン購入費に係る電算管理費や実績見込みによる職員給等の増により、1,681万4,000円を増額するものでございます。民生費では、実績見込みによる職員給等の減額はあるものの、障害者自立支援医療給付費、学童保育委託料に係る放課後児童健全育成事業費、子供のための教育保育給付費負担金等に係る認定こども園等運営費などの増により、2億90万8,000円を増額するものでございます。

衛生費では、子ども医療給付費や、再生可能エネルギー導入促進補助金等に係る地球温暖化対策費などの増により、4,186万9,000円を増額するものでございます。

農林水産業費では、経営発展支援事業交付金に係る負担金等、能登半島地震により被災した農業用機械等の修理・再取得に対する補助金に係る農業機械再取得等支援事業費や、実績見込みによる職員給などの増により、6,067万9,000円を増額するものでございます。

教育費では、給食用材料費補助金等に係る小学校及び中学校一般管理費、各公民館施設維持修繕費等に係る公民館管理費や実績見込みによる職員給などの増により、8,221万円を増額するものでございます。

災害復旧費では町単独の公共土木施設災害復旧事業費として5,000万円を増額するものでございます。

第2表債務負担行為補正は、中学生海外派遣交流事業について、表のとおり期間と限度額を定め、追加するものでございます。

第3表地方債補正は、県営道路整備事業ほか3事業について、限度額を表のとおり変更し、また、社会福祉施設災害復旧事業を追加するものでございます。

次に、**議案第74号** 令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ87万3,000円を追加するもので、歳入においては、事業調整基金繰入金の減による繰入金の減額はあるものの、一般被保険者返納金に係る諸収入の増額、歳出においては、国保システム改修費などに係る総務費及び保険税還付金に係る諸支出金の増額でございます。

次に、**議案第75号** 令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ267万円を追加するもので、歳入においては、一般会計繰入金の増額、歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

次に、**議案第76号** 令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億2,551万5,000円を追加するもので、歳入においては、現年度分特別徴収保険料に係る介護保険料、介護給付費負担金や調整交付金に係る国庫支出金、介護給付費交付金等に係る支払基金交付金の増額、歳出においては、実績見込みによる職員給等に係る地域支援事業費の減はあるものの、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費等に係る保険給付費の増額が主なものでございます。

次に、**議案第77号** 令和6年度津幡町病院事業会計補正予算（第1号）について。

本補正は、収益的収入、支出それぞれ9,993万4,000円を増額するもので、収益的収入においては、入院、外来収益に係る医業収益、収益的支出においては、給与費等に係る医業費用を増額するものでございます。

次に、**議案第78号** 令和6年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）について。

本補正は、資本的支出において、給与費に係る配水設備費、建設改良費45万円を増額するものでございます。

次に、**議案第79号** 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、一般職の職員等の給料表を国に準じた給料表に改正するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05カ月分引き上げ、期末手当においては、令和6年12月の支給割合を1.275カ月分に、令和7年6月及び12月の支給割合をそれぞれ1.25カ月分とし、勤勉手当においては、令和6年12月の支給割合を1.075カ月分に、令和7年6月及び12月の支給割合をそれぞれ1.05カ月分とする改正を行うものでございます。

次に、**議案第80号** 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げ、1.75カ月分とし、令和7年6月及び12月の支給割合をそれぞれ0.025カ月分ずつ引き上げ、1.725カ月分とする改正を行うものでございます。

次に、**議案第81号** 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、議会議員の期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げ、1.75カ月分とし、令和7年6月及び12月の支給割合をそれぞれ0.025カ月分ずつ引き上げ、1.725カ月分とする改正を行うものでございます。

次に、**議案第82号** 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、会計年度任用職員について国に準じた給料表に改正するものでございます。

次に、**議案第83号** 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の引用条項にずれが生じたため、4件の条例について整理を行うものでございます。

次に、**議案第84号** 津幡町中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡町中高年齢労働者福祉センターサンライフ津幡の名称を、文化スポーツ交流館に改めるとともに、新設されたレスリングスペース等の使用料を設定、変更するため必要な改正を行うものでございます。また、この名称変更に伴い、本町出身の金メダリスト川井姉妹の功績をたたえ、その偉業を後世に伝えるため、この施設にふさわしい愛称を募集いたしますので、御協力をお願ひいたします。

次に、**議案第85号** 津幡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、簡易水道事業を水道事業と経営統合し、上河合区、木窪区及び上大田区の住民への安定的、かつ永続的な給水を図るため、水道事業の経営の基本に関する事項を変更するとともに、関係する2件の条例の廃止、1件の条例の一部改正を行うものでございます。

次に、**議案第86号** 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について。

本案は、水道事業と簡易水道事業の経営統合のため、簡易水道事業の料金及び加入分担金に係る規定を削除し、条文中の用語を整理するとともに、関係する2件の条例の一部改正を行うものでございます。

次に、**議案第87号** 津幡町水道法施行条例の一部を改正する条例について。

本案は、水道法の一部改正に伴い、水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規定を改正するとともに、水道事業と簡易水道事業の経営統合に合わせ、簡易水道事業に係る同資格に関する規定を削除する一部改正を行うものでございます。

次に、**議案第88号** 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、能瀬保育園の民間移管に伴い、保育所型認定こども園の名称及び位置から能瀬保育園に関する規定を削る一部改正を行うものでございます。

次に、**議案第89号** 請負契約の変更について。

本案は、5災218号準用河川笠野川河川災害復旧工事の請負契約の変更について、議会の議決をお願いするものでございます。同工事は、制限付き一般競争入札により、令和5年12月25日付で中居土建株式会社が4,587万円で落札し、請負契約を締結しておりましたが、鋼矢板締切等の設計変更に伴い、契約の金額が1,340万1,300円増額の5,927万1,300円となったものでございます。現在、仮契約を締結中でありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、**議案第90号** 財産の無償貸付について。

本案は、能瀬保育園の民営化に伴う認定こども園用地として、津幡町字領家イ5番3,513.20平

方メートルの宅地を、社会福祉法人吉竹福祉会に対し、無償で貸し付けをいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、**議案第91号 財産の無償貸付について**。

本案は、能瀬保育園の民営化に伴う、認定こども園園舎として、津幡町字領家イ5番建築面積1,174.74平方メートルの建物を、社会福祉法人吉竹福祉会に対し、無償で貸し付けをいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、本12月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を、御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第73号から議案第91号までは、配付しております議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

#### <散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時07分

# 令和6年12月5日（木）

## ○出席議員（16名）

議長	八十嶋 孝司	副議長	竹内 龍也
1番	池野 翔吾	2番	柴田 洋一
3番	東 克彦	4番	中島 敏勝
5番	小倉 一郎	6番	小町 実
9番	西村 稔	10番	酒井 義光
11番	塩谷 道子	12番	多賀 吉一
13番	向 正則	14番	道下 政博
15番	谷口 正一	16番	河上 孝夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町長	矢田 富郎	副町長	坂本 守
総務部長	酒井 英志	総務課長	田中 圭
企画課長	中嶋 徹郎	財政課長	杉田 純也
町民生活部長	細山 英明	税務課長	吉本 高宏
町民課長	福田 雅一	生活環境課長	由雄 宏一
健康福祉部長	山本 幸雄	福祉課長	長陽 一子
子育て支援課長	田中 健一	産業建設部長	本多 延吉
都市建設課長	松岡 隆司	産業振興課長	奥村 利勝
会計管理者 兼会計課長	納口 達也	消防長	松本 聖史
消防次長	高戸 勇一	教育長	吉田 克也
教育部長	宮崎 寿	教育総務課長	本多 克則
学校教育課長	北山 ゆかり	生涯教育課長	山崎 明人
河北中央病院事務長 兼事務課長	山嶋 克幸		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美和	議会事務局主幹	山本 慎太郎
総務課担当課長	有沢 雅子	監理課係長	山本 匡教
企画課係長	上谷 武	財政課主査	村田 哲人

○議事日程（第2号）

令和6年12月5日（木）午前10時00分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開 議＞

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。  
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

＜町政一般質問＞

○八十嶋孝司議長 日程第2 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。  
質問時間内におさまるよう、的確な質問をお願いします。  
また、発言は議長の許可を得てから行ってください。  
それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 西村 稔議員。

〔9番 西村 稔議員 登壇〕

○9番 西村 稔議員 おはようございます。9番、西村 稔です。

令和6年最後の12月会議において、質問の機会をいただき、ありがとうございます。  
通告に従い、5問の質問をいたします。  
令和元年12月から新型コロナウイルスにより悩まされ、町の健康福祉部が今まで経験したことのない業務を昨年5月に5類に移行されるまで、県の方針に基づき町単独で判断できないことに、そつなく対応したり、また都市建設課に至っては、昨年7月12日の線状降水帯によるゲリラ豪雨で未曾有の災害や、また1月1日の能登半島地震の対応が大変だったと思います。いずれもまだ継続しておりますが、限られたスタッフでよく対応したことに敬意を申し上げます。

ゲリラ豪雨で全壊になった町民からの声として、西村さん、役場の対応が大変よかったです、また津幡町に住まわしていただきますと言われました。何がよかったですと尋ねたところ、すぐ現場に来てくれて避難所から仮住まいの紹介から提出書類の出し方、全て大変よかったですのことでした。

平常業務もあるのに、よく頑張っていただき、過労で担当課長が倒れたこともありましたが、職員一同に感謝をいたします。

それでは、今から質問をいたします。

1問目、終戦直後に生まれた人を団塊世代と言っていますが、その人たちが75歳以上になって急激に老人がふえますが、現福祉課で対応が可能なのか、また老人施設や病院等の対応が十分なのか町としてどのように対策を検討しているのかをお尋ねいたします。

私の聞くところによりますと、病院や医院はどこも混雑して時間がかかるという話や、老人ホームに入りたくても、順番待ちでなかなか入所できないという話が舞い込んできています。

長福祉課長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 西村議員の団塊世代の高齢化に対しての今後の福祉課の取り組みについてとの御質問にお答えいたします。

本町では、介護保険事業計画を策定し、第9期計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間で、この期間中に団塊の世代が75歳以上になる令和7年度を迎えることになります。高齢化が進む中で、医療や介護の支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

第9期計画では、前期計画までの成果や取り組みを踏まえ、介護サービスの需要への対策として、介護ニーズの見込みを適切に捉えていくこととしております。

御質問の介護施設の対策につきましては、第9期計画では、まず人材不足を初めとする課題の解消に重点を置くこととしております。本町では、介護職員を対象にした研修会や連携を促進するための連絡会等を開催し、介護人材の定着支援に取り組んでおり、今後もそれぞれ継続してまいります。

次に、医療機関に関する対策につきましては、令和6年8月に県が策定しました、石川県医療計画において、医療提供施設等の状況が報告されております。

石川県医療計画によりますと、病院数は県全体で91施設あり、そのうち、本町が属する石川中央圏域には58施設があります。県全体の半数以上が近隣市町にあり、医療施設の環境は、充足していると言えます。

今後とも、町民の皆様が安心して暮らすことができる医療や介護を初めとする連携体制を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 今ほどの件で再質問をいたします。

人材不足を段階的に解消すると言うのですけれども、どのような具体的に、3Kとも言われる職種であるので、そう簡単に採用できないと思うのですけれども、具体的なもう少し突っ込んだ、採用の仕方を教えていただきたいと思います。

それと、今の答弁で安心して暮らせるということなので、それで本当に間違いないんですか、もう一度お答えください。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 西村議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、本町では第9期介護保険事業計画にありますとおり、介護の専門職を対象に研修会や連絡会を開催しております。専門職同士の連携が深まり、ネットワークの構築につながっております。介護の専門職が包括的な支援を提供できるようなネットワークの構

築を継続して行ってまいりたいと思っております。

介護人材を確保するための取り組みといたしまして、介護サービスの充実につなげていきたいと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 それでは、2問目に移らせていただきます。

個人情報保護法が施行されてから民生委員の活動がどのように変わっていったかについて、長福祉課長にお尋ねいたします。

民生委員に委託された人の全国平均年齢が66歳となっているとのことです。

なり手不足も深刻な問題があります。今後、過疎集落では一人暮らし高齢者がますますふえていきますが、民生委員の人選を集落の推薦に任せていると思いますが、今後町としてそういうことでよいのか、どのように対策を検討しているか、また令和4年4月1日に施行された個人情報保護に関する法律、また翌年4月1日に地方公共団体の個人情報保護法での一元化に改正され、また令和3年に改訂されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等に縛られてからは、民生委員の活動が大幅に制限され、以前のような活動ができなくなったのではないかと思います。

どこがどのように変わったのかをお尋ねします。

極端な話ではありますが、活動ができない民生委員は必要ないのではないかについてもお尋ねいたします。

昨年の7月12日のゲリラ豪雨の時や、ことしの1月1日の能登半島地震の時、人口の多い集落では、どの人が民生委員に頼らなければならない人か把握ができないため、安否確認の見回りができなかつたのではないかと思われます。

個人情報保護法の法律ができたため、個人の情報を民生委員に伝えないことにどのような対策をしていくのかをお尋ねします。

あっ、まだ続きます。

未婚化の進展等により、今後より一層ふえて1.5倍に達することです。老後の施設入所や入院時に……、あっ、ちょっと間違いました。すみません。

2問目、よろしくお願ひします。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長でよろしいですか。西村さん、引き続き、長 福祉課長でよろしいですか。

○9番 西村 稔議員 はい。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長。

[長 陽子福祉課長 登壇]

○長 陽子福祉課長 個人情報保護法施行後の民生委員の取り組みについてとの御質問にお答えします。

民生委員の皆様には、日ごろから住民の立場に立って相談に応じ、行政を初め、必要な支援へのつなぎ役としての役割を担っていただいております。候補者の推薦に当たっては、地域の実情に精通した各区の区長に依頼しております。区長の皆様方には、人材の確保に御尽力いただいており感謝しております。

御質問にもありますとおり、地区によっては、なり手不足が懸念されております。令和7年は、3年に1度の改選の年となります。現状の把握に努め、町民生児童委員協議会等と連携し、民生委員が活動しやすい環境づくりに、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

御質問の個人情報保護法により民生委員の活動がどのように変わっているのか、個人の情報を民生委員に伝えられないことにどのような対処をしていくのかについてですが、民生委員の活動が大幅に制限され、以前の活動ができなくなったということはございません。これまで同様であり、町から民生委員へお伝えする情報の内容等におきましても、変更になっておりません。民生委員には、個人情報管理に万全を期し、避難行動要支援者名簿につきましては、毎年1月に一斉更新した情報を提供し、災害時はもとより、日ごろからの地域の見守りや支援活動に活用いただいております。また、2か月に1度、名簿の更新も行っております。

情報の把握等につきましては、福祉課へお問い合わせいただきたいと思います。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 長 福祉課長に再質問をいたします。

民生委員に情報を提供している、名簿を渡していると、それは個人情報保護法に該当しないのですか。その点をお答えください。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長、よろしいですか。はい、長 福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 西村議員の再質問にお答えいたします。

民生委員は厚生労働大臣が委嘱する非常勤の特別職地方公務員であります。よって、守秘義務がございます。ですので、個人情報保護法に際して何ら問題はないと考えております。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 再々質問をさせていただきます。大臣が認めた職種であるということなので、あれなんですかとも、守秘義務を負えば、個人情報は提供されるのかどうかを、長 課長にもう一度質問いたします。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 西村議員の再度の質問にお答えいたします。

民生委員は、特別職地方公務員であり、守秘義務があります。個人情報保護法には問題はございません。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 ありがとうございます。

そういうことで、一応役場から名簿を民生委員の方に渡して、見守りを強化していただけるということで、安心いたしました。今後また、よろしくお願ひします。

続きまして、3問目の質問をいたします。

身寄りのない75歳以上の健康な老人の処遇についての考え方について、長 福祉課長にお尋ねいたします。

老後身寄りなし人口が9人に1人の割合になって、その数が未婚化の進展等により、今後一層ふえ1.5倍に達することです。

老後の施設入所や、入院時に求められる身元保証人のほか、遺体引き取りがないため、火葬から納骨、財産の引き受けまで行う民間サービスの利用が広がっております。

民間業者にはトラブルを起こしたり、全財産や入ってくる年金、その他の収入をとってしまう業者もいるとのことです。

本人は健康であるため、介護施設には入所できないため、町の福祉課に相談したら、老人ホーム紹介業者を紹介したことですが、一般人の我々と違って、町の紹介とあっては信用度が格別高いものと思われます。実際、45年間もお付き合いした私より、町に依頼したわけありますから、今さら言うべきことではないとも思います。

そこで質問いたします。

通常に老人の場合、お子様や、その他の信頼できる第三者の立ち合いのもと、話を進めると思いますが、町が老人ホーム紹介業者を紹介したことに問題提起をしたいのです。

まず、老人の人格を一方的に尊重するのか、その判断基準はどのようにになっているのか、本人の意思をどういうふうに判断するのか、紹介した業者の信用度合いをどのように認識しているのか、今後、そのような紹介は、弁護士に相談するようアドバイスをしてはどうかと思います。

また、高齢者の運転免許証の返納に関しても、著しく判断能力が減退するからではないでしょうか。人間は人それぞれ個人差があり、対象外の人でも一律に法律に縛られます。採決も多数決で決定されます。こういった観点から不公平や不満が出てきます。今後同一の問い合わせがあった場合に、弁護士に相談するよう指導、アドバイスしたほうがよいのではないかとお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 これも長 福祉課長でよろしいですか。

○9番 西村 稔議員 はい。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 初めに、御質問にあります、老人という名称につきましては、不快感や抵抗感を持つ方も多いと思いますので、高齢者と言いかえて、お答えさせていただきます。

身寄りのない健康高齢者に対する相談についての今後の取り組みについてとの御質問にお答えします。

本町では、身寄りのない健康高齢者に関する相談は、町地域包括支援センターの総合相談において対応しています。

相談に当たっては、御本人の希望が重視されます。そのため、町地域包括支援センターに配置された専門職は、本人の不安に対して傾聴し、安心して相談できるように、相談者の思いを受け止めるようにしております。また、面談や訪問を重ねることで、御自身で決定できる能力を把握し、支援しています。

御質問の第3者が立ち会うことにつきましては、御本人の要望や必要に応じて行うものと考えております。また、事業所の紹介につきましては、これまでの実績等を考慮して行っています。権利擁護に関する支援が必要な場合には、弁護士など、司法の専門職との連携が構築されており、対応が可能となっています。

今後の取り組みとして、町地域包括支援センターでは、総合相談における基本視点として、本人の尊厳の保持と自立支援、自分らしい生活を継続するための自己決定への支援、そして権利擁

護の視点に基づく支援を継続してまいります。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 町包括支援センターに任しておけば安心やということでお答えいただきましたけども、私一応懸念を感じたもので、一応質問をさせていただきました。これ以上突っ込むと問題が起きる可能性もありますので、この辺でやめておきます。

それでは、第4番目の質間に移らせていただきます。

能登半島地震での罹災証明、被災者生活再建支援金等の申請についてです。

あの、能登半島地震から11カ月が経過し、復興復旧が少しずつ進んできていますが、まだまだ道路、下水道の補修もまだ行えていない箇所もあります。また、個人の住居に関しても解体や補修が進んでいる住居もあれば、まだ屋根にブルーシートがかかっている住居も数多くある状況です。

行政では、その間さまざまな支援・復興復旧活動に御尽力されていることを感謝するとともに、行政マンの努力に敬意を示すものであります。今後も津幡町民に寄り添った支援をよろしくお願ひしたいと思います。

そこで今回、質問するのは屋根瓦の損壊等でブルーシート等の支援など応急処置の資材・施工費の支援をした世帯が、罹災証明を発行しているか、また被災者生活再建支援金の申請を行えるのかをお伺いしたいと思います。

津幡町は、罹災証明等の交付申請を9月30日で締め切りましたが、これは個人世帯が申請するものなので、個人の責任としてするものですが、何件か申請していない、申請したらどうなるなどよく理解できていない住民の話を聞きます。

被災者生活再建支援金等の申請もしていないような話も耳にします。

まず、聞きたいのは、緊急処置の支援金を受けた世帯が何件か。

また、罹災証明を発行した世帯が何件か。

また、被災者生活再建支援金等の申請をした世帯は何件か、お聞きしたいと思います。

そこで、この申請書類や申請が一連したものではなく、別々になっており、申請漏れがあるのではないかと思われます。

この地震関連の申請について、いま一度仕組み等を御説明していただき、申請漏れを防ぐために、町民に情報の周知の取り組みをお聞きします。

今後も、復興復旧に向けて津幡町民が安心して暮らせるため、行政の情報を密に発信していくだけることに期待します。

震災におけるワンストップ窓口がなされているのかをお尋ねいたします。

総務部長、答弁をよろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 震災によるワンストップ窓口はどうなっているかの御質問にお答えいたします。

災害救助法の支援制度である住宅の応急修理制度は、罹災証明書の被害の程度が準半壊以上の世帯に対し、日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を本町が行う制度です。費用の限度額は、被害の程度が半壊以上の世帯は70万6,000円、準半壊の世帯は34万3,000円となります。

また、住家の被害の拡大を防止するための住宅の緊急修理制度は、地震により被害を受けた住家を対象に、降雨による雨漏りに対応するため、屋根にブルーシート等をかける費用を最大5万円補助する制度です。11月末現在で、住宅の応急修理制度の交付決定を受けた世帯は107件、住宅の緊急修理制度の交付決定を受けた世帯は430件となります。

災害により生活基盤に被害を受けた世帯に対し交付する被災者生活再建支援金につきましては、11月末現在で2,985件の申請がございます。罹災証明書につきましては、9月末で申請の受付を終了しておりますが、期日までに申請ができなかつた方などに対しては、その後も個別に対応しております、11月末現在で3,406件の申請に対し、3,399件に発行しております。

能登半島地震を受け、1月29日から3月29日までの2カ月間、町民プラザ及び中央エントランスホールに被災者生活再建支援金の申請受付窓口を設置し、罹災証明書の申請やその他の補助制度についても当該窓口で案内しておりました。その後、被災者生活再建支援金の申請件数が減少傾向となつたことから、各種支援制度の受付は各担当課で実施することといたしましたが、申請者が不便を感じることのないよう、各担当課で密に連携を図りながら対応しているところです。

これらの各種支援制度については、申請漏れを防ぐために、今後も適時、情報発信を行うことで、被災された方が復旧復興に向けた取り組みを進めることができるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 答弁ありがとうございます。

毎日、1月1日から能登地震について新聞記事に報道されていない日は、ただの1日もないわけで、津幡町民も大変困つておる方が3,400件、もっと多いと思うんですけども、くれぐれもきめ細かい対応をお願いしまして、この質問は終わります。

第5問目、地震関連申請書等の情報発信について、前の質問の関連になるのですが、さまざまな支援策や補助金などを行っていますが、この情報は津幡町民の皆さんにしっかりと届いているのでしょうか。

地震の情報発信でも、何人かの議員さんが質問しておりますが、津幡町ハザードマップにはホームページ・広報誌・広報車・FMかほくラジオなどで情報を発信していくこととしております。このことも十分にできていたのか、またこのことで十分なのか検討が必要ですが、情報が町民に届いているのか。このことをしっかりと考えた取り組みが必要をどのように感じておりますか。

例えば、デジタルだけでの情報発信では高齢者などデジタルを不得意とする方には届いているのですか。情報の町のメールやLINEなどは登録者のみにしか届きません。また、広報誌はしっかりと読まれているのでしょうか。もちろん、住民も個人個人で努力はしなければなりませんが、公式LINEなどの周知の活動や、例えば地域の掲示板など、チラシ掲示など、さまざまなニーズに応えられるように、町として努力を重ねていかなければなりません。

まず、地震関連の情報はどのようにしていたのか、お尋ねします。

また、今後検討するだけでなく、具体的にどうしていくのかをお聞きいたします。

さらに、今後、町・区・住民。また、町・公民館（コミュニティセンター）・住民などや公的施設への情報伝達手段についてもお聞きいたします。

企画課長、御答弁よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 中嶋企画課長。

〔中嶋徹郎企画課長 登壇〕

○中嶋徹郎企画課長 町民に対しての周知に関してもっときめ細かい対応ができないかとの御質問にお答えいたします。

地震などの災害情報については、時間の経過や段階に応じ、その内容や適した伝達手段が異なります。発災直後から応急対応期では、安全確保情報や避難所情報、水・食料の支援情報などがあり、これらの情報は迅速に届けることが求められます。このため町ではファクスを活用した区長への情報伝達に加え、町公式ホームページ内での情報一元化を行い、迅速に情報発信できる体制を整えました。一方で、広報車やFMかほくでの情報発信は、情報収集、プッシュ型支援の受け入れ対応など他業務への対応が優先されたため、できませんでした。

震災後の対応としまして9月から総務課所管の一斉情報配信システム、すぐメールを運用開始しました。このシステムではホームページ、メール、LINE、Facebook、Xなど複数の情報発信手段に一斉送信が可能です。今後はさらに電話連絡の機能拡張を計画しており、避難行動要支援者名簿に登録されている方を中心に運用を進める予定です。このように伝達手段を多様化することにより、情報格差の最小化を図っていますが、どうしてもこの情報の網から漏れる方はいます。このような方への対応として、地域コミュニティーの力は重要だと考えています。

これまで述べてきましたように、発災直後から応急対応期など情報伝達の速度が求められる段階では、同時一斉に送信できるデジタルの力が最大限発揮されますので、今後はLINEを始めとする通信手段の利用促進にあわせ、スマホ教室などデジタル格差解消の取り組みも重要と考えています。

次に、地震関連申請書類等の情報発信につきましては、広報つばた2月号から生活再建支援情報として被災家屋の公費解体や補助金などの特集ページを設けています。復旧、復興段階の情報は、速度よりも内容の正確性や理解しやすさが重視されるため、全戸配布される広報紙での情報発信は適しております、必要な情報は求めている方に届けられていると考えています。また、罹災証明の交付を受けた方で、災害義援金等の申請が済んでいない方には、個別案内により申請を促す対応も行っています。

御質問の最後にありました町から区や公民館、区や公民館から住民のように流れていく伝達方法は、速度が求められる発災直後から応急対応期では第一選択肢とはなりませんが、復旧・復興期ではデジタルが苦手な方への対応として有効な場面はあると考えています。

冒頭にも述べましたとおり、災害情報は日々の状況や段階に応じ、その内容や適した伝達手段は変化しますが、どの段階にあっても誰一人取り残すことがないようデジタル・アナログ双方を活用し、多様な情報発信手段を通じて必要な情報を確実に届けられるよう取り組んでまいります。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 ありがとうございます。

毎月、月初めに来る広報、この広報を心待ちにして、広報が来たら必ず熟読するように、全町民に行き渡るような対策・方法がないかを検討していただきたいなと思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、9番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、1番 池野翔吾議員。

〔1番 池野翔吾議員 登壇〕

○1番 池野翔吾議員 1番、池野翔吾です。

本日も鉛色の空が広がりまして、そのせいか少々重苦しい雰囲気の議場ではございますけれども、今からですね、未来を担う子供たちに関連する質問を2問させていただきます。元気よくやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして始めさせていただきます。

認可保育施設等のAIによる利用調整の状況は。

現在、津幡町では認定こども園等の入園希望者の申し込みを町で一元化し、各家庭の状況を指數化し、利用調整を行うAIを、令和6年度入園募集より導入、令和7年度入園の募集も行われ、2年度目の運用に入ったわけでございます。

このAIの導入目的は、これまで各園が独自に行ってた入園募集にかかる各保育園の事務負担を軽減しつつ、町で入園調整を一元化、各家庭の状況を反映した指數によって管理することで、入園希望者に対し公平な入園業務を行うことにあるものと理解をいたしております。また、申し込みをオンライン提出で行うことによる保護者の負担軽減にも大きな効果を上げているものと思います。

しかしながら、保護者が預けたい園の希望順位に基づきながら、指數の大きさによる優先順位で各園に割り振るため、園の人気度によっては第2希望、第3希望の園になってしまふことも少なからず発生していることだと思います。

町内では公営保育園の民営化が進み、各社会福祉法人では特色を出した園の運営が行われ始めており、この園に入園させたいとの気持ちも強くなっていることと推察される中で、希望に外れた場合の落胆は、より一層大きなものになっているものと想像できます。また、町内間で転園の希望を出した場合も、指數による優先順位で保護者が望む第1希望から複数の希望先をシステムによって図られます。

例えば、これによって転園先の第1希望の園に入ることができないからといって、システムの都合上、指數の高い低いによっては元いた園に戻れない可能性もあり、例えば、徒歩圏内でしか送迎できなくなった等の家庭の事情があった場合、保護者は転園届を出すことにも大きな不安を抱えながら出さなければならないことになります。

指數によって公正に管理されるため仕方のない部分もあると思いますが、このシステムを運用する子育て支援課は、当町で幼子を抱える保護者、これから当町へ移住をしようとする保護者にとって町政と具体的にかかる最初の窓口であります。

子育てにやさしい、子育てに温かい町を実現していく中で、たゆみなく改善を進めることができ行政にかかる者の仕事だと強く思っております。

AIによる利用調整は始まったばかりでありますが、運用する中でメリットとして大変大きな効果を上げている一面もあれば、課題も多く見えてきたのではないでしょうか。

AIによる利用調整システムの運用を開始して得たメリット、見えた課題、そしてこれらの課題について改善の余地は検討されているのか。

子育て支援課長にお伺いをいたします。

○八十嶋孝司議長 田中子育て支援課長。

〔田中健一子育て支援課長　登壇〕

○田中健一子育て支援課長　池野議員の認可保育施設等のAIによる利用調整の状況はについての御質問にお答えいたします。

津幡町の認定こども園等への入園申込みを行う保護者に対して、入園決定を早期に通知することを目的に、令和5年度にデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、入園申込みから入園決定に至る手続きを電子化しております。具体的には、入園申込みを電子申請とし、この申請データをもとに、保育施設の利用者ごとに必要となる保育の必要度を表す指数を自動算出し、最後に、施設ごとに申込者の指数と利用希望順位を踏まえ入園先を決定させる作業を、AIを活用して行っております。

電子申請につきましては、利用する保護者が以前のように事前に入園申込の用紙を施設等に取りに行く手間が省け、提出につきましても申込期間であれば24時間いつでも提出することができるなど利便性が上がっております。また、各施設でも、以前のように受付期間に対応に追われることがなくなり負担が軽減されております。

また、利用調整につきましては、施設が設定しております利用定員を上回る場合につきましては、平成27年2月3日付、児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いの通知に従い、利用者ごとに保育の必要性について指数による優先順位づけを行い、申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設ごとに指数の高いほうから利用施設をあっせんしております。

以前は、この作業を手作業で行うため時間を要しておりましたが、AIを活用することで、短時間でかつ正確に利用調整が進み、入園決定までの時間が短縮され、2カ月程度早く、申請者に利用調整結果を通知することが可能となりました。

利用調整に当たっては、各施設の年齢別利用定員を見直し、受け入れできる園児数を多くなるように定員を調整しておりますが、安全にお子様をお預かりできるよう、面積や保育士定数の基準を満たしながらとなり、施設ごとの受け入れにも限りがあることから、御希望の園以外の園をあっせんする場合があります。しかし年度当初の4月には、御希望された方全てが入園していただけるよう努めております。

また今年度からは、希望の園に入園が決まらなかつた方など向けに2次募集をすることとし、定員に余裕のある園からにはなりますが、御希望の施設を再度選んでいただくことが可能となります。

第1希望の園に入園できないなど、町全体の課題ではありますが、今後も、民間こども園との相互協力により、保育士の配置や受入れ人数の調整を行い、御希望の施設に入園していただけるよう努めてまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長　池野翔吾議員。

○1番　池野翔吾議員　本年度から2次募集等も行いながら、そういったような工夫も進められているということで、やはり子育て政策というのは、これから日本にとって一番重要な政策であり、そして、この町の将来を担う子供たちに対する政策でもあります。

ぜひ、これからもよりよいシステムになるよう、子育て支援課長にはより邁進していただきたいと思います。

それでは、続いての質問に移らせていただきます。

幼児保育政策の強化を。

近年、本町では平野部を中心に住宅の造成が多くみられ、本年も太田地区、潟端地区などで目をみはる住宅造成が進んでいることは皆様も御承知のことと思います。

他の地域からの転入者も多く、町長の掲げる移住定住政策、魅力あるまちづくりが、実を結び始めているものと評価をいたしております。

しかしながら、少子高齢化が著しい本国において、各自治体における人口争奪戦ともいべき工夫を凝らした政策が展開されております。

今、当町に住宅を構え、転入してきているのは子育てを控えた、もしくは子育て真っ最中の若い世代であり、通勤・通学など立地的な利便性はもちろんのこと、子育て政策を重視して移住先を選定していることは容易に想像ができます。

先ほども認定保育施設等に関する質問をさせていただきましたが、若い世代に魅力あるまちづくりを行い、移住定住を促進していく上で、子育て世代が最初に向き合う幼児保育に関する政策は一丁目一番地であると思います。

その中で、受け皿であるこども園の充実は大変重要なポイントであると考えております。急激に幼児の人口がふえても希望した認定こども園等に入園できるよう保育士のなり手不足、確保困難などに対する支援を今後さらに拡充していくべきではないかと考えております。

私は、この生まれ故郷である津幡町を100年先まで残したいと考えております。

人口4万人を目指し、5万人を超えて市制に移行するポテンシャルも我が町は持っていると思います。本町が持続的な発展を続けるためにも、人口にまだ弾力性のある今からのタイミングで子ども子育て政策へさらに力を注ぐべきではないでしょうか。

幼児保育関連施設への町長の思い、そして認定こども園等への支援の拡充についてどう考えているのか、町長にお伺いをさせていただきます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 幼児保育政策の強化についてお答えいたします。

全国的に少子高齢化が進行している中で、各自治体が、移住・定住等をふやそうと知恵と工夫を凝らした施策に取り組んでおられます。

こうした中、本町が取り組んできた定住促進施策が効果を上げ、子育てを控えた世代や子育て世代が、移住先に本町を選び、転入者が増加していることを嬉しく感じております。

移住先の選定に当たり、本町が、子どもを産み、育てたいと思ってもらえるような環境にあることが重要でありますので、子育て施策が自治体の選定要素として重要視されるのは当然のことと理解しております。

このため、御質問にありますとおり、保育施設の充実は、子育て支援を行うために、大変重要なポイントであると認識しております。

本町では、保育施設に対する支援の拡充として、保育の受け皿の拡大を進める上で、その担い手となる保育士の確保を支援するため、令和5年度から民間こども園との相互協力により、保育士の配置を行い、受け入れ人数の増加を図っております。

また、本年度から、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助することとしております。

さらに、来年度には子ども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、健康の保持・増進に関する支援のほか、子供の状況・世帯の状況に応じた支援を行います。

私は、仕事と子育てを両立できる環境を提供することが重要であると考えておりますので、そのためには、何よりも保育の受け皿をしっかりと確保すること、ひいては、その担い手となる保育士の確保につながる施策には、国や県の支援メニューを取り入れるとともに必要な独自施策とあわせ、しっかりと支援を行い、その充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 本町も限られた予算の中で、この町の発展のためにさまざまな施策を打ち出して、頑張っているところであることは、理解をいたしております。

他の自治体に負けないよう、ほかの自治体がびっくりするような政策をぜひ打ち出していただけで、子供政策の強化をしていただければ、大変うれしく思います。

それでは、以上で、私の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、1番 池野翔吾議員の一般質問を終わります。

次に、2番 柴田洋一議員。

[2番 柴田洋一議員 登壇]

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田洋一です。

1月1日の能登半島地震から、間もなく1年になろうとしています。

昨年の豪雨災害とあわせて、災害対応に追われた1年となり、職員の皆さんには、大変御苦労をされたことだと思いますが、いまだ被災から完全に復旧されていない方もおられます。引き続き、御対応のほどよろしくお願ひいたします。

さて、災害は日がたつにつれ忘れてしまいがちです。

11月26日には、1月1日の地震を思い起こされるような、大きな地震が発生しましたが、多くの人が、地震のことは忘れかけていたのではないかと思う。

そんな中で、これまでの経験や対応の中で見えてきた課題、また教訓を今後に生かしていくなければならない。そのような思いを込めて、今回質問をさせていただきたいと思います。

それでは、1問目の質問に入りたいと思います。

防災対策さらなる強化をということで、この中では3点ございます。

1つ目、防災担当課の設置をということで、昨年の豪雨災害やことしの震災後、災害時の対応として、さまざまな意見を聞きました。

特に多かったのは、住民が災害に対して問い合わせをしたいときに、どこに言えばいいかわからない。また、被災者の各種申請や問い合わせの窓口が1本化されていないといったことです。

また、防災士や自主防災クラブなども、いざというときに機能していないなど、反省する地区もあり、訓練との違いを痛感した次第であります。

その他、町の体制を見てみても、防災担当職員が実質1名しかおらず、担当職員が被災し登庁できない場合等対応できるか。自主防災クラブの運営を消防が行っており、大規模災害発生時情報共有などの連携は大丈夫かなどの意見もございます。

政府も防災庁の新設に向け、防災庁設置準備室を立ち上げるなど、事前防災や避難所の環境改善に向け準備を進めていると報じられています。

そこで、いざというときに、スムーズにいち早く活動、対応が行えるよう、防災専門の担当課を設けられないか。現在の防災担当職員を筆頭に、災害対応の経験者や精通した人材などのエキスパートをそろえ、または育成し、防災専門の担当課を設け、災害に備える。

具体的には、災害の予防、発災時の迅速な対応、復旧・復興の支援・窓口、災害に対する情報提供や教育など。また、防災士の養成など、総務が行っていることを切り離したり、自主防災クラブの運営なども、消防ではなく、防災担当者が行う。ボランティアの窓口としての役割を持たせるのもありかと思います。などなど、災害に関するあらゆることを受け持つ。そうすることで、災害時の混乱を防いだり、通常の業務を離れ、経験や知識のない業務に就くこともなくなり、職員の負担も減る。また、町民にとっても、窓口が一本化され、わかりやすいものになり、双方にとってもメリットになるのではないかと思います。

つい先日の大きな地震が起きたことを考えると、防災専門の課やチームを準備しておくことは、急務ではないかと思いますので、設置に向けた検討をお願いいたします。

## 2点目、避難所の鍵の管理について。

9月の一般質問で、避難所の避難所の鍵を誰が持っているかわからない、より早く避難所を開設するために、第2・第3の鍵所有者をというような質問がありました。

現状、鍵の管理は、施設管理者が管理しており、施設によっては、複数の管理者がいるものの、発災状況によっては、施設管理者の到着のおくれによる避難所開設への影響も懸念されます。

そこで、それらを解決するための手段として、スマートロックを用いた鍵の管理を検討できなかいか。

地震や豪雨などの災害が発生した場合、いち早い避難所の開設が重要です。

スマートロックとは、緊急時用の暗証番号をあらかじめ登録、関係者で共有し、管理者は、災害発生時に鍵を取りに行くことなく避難施設に向かい、解錠できるというもので、管理者が避難施設に行かずとも、発災時に暗証番号をエリアメールや防災無線等で地域住民に伝えることで、避難所に最初に到着した人が解錠して避難所の開設につなげるといった運用が可能になります。

さらに、避難所の閉鎖後は、自動で暗証番号が削除され、暗証番号の不正利用も回避できます。

なお、この技術は、前回、AEDのコンビニ設置についてとの質問をした際に、コンビニがない地域へのAED対策としても提案させていただいた方式と同じになります。

また、震度5以上の揺れを感じると自動で鍵が解除される自動解除キーボックスといったものもあるようで、こちらについては富山県の高岡市では、既に導入済み、金沢市でも、小中学校を含めた指定避難所に自動解除キーボックスを順次設置していく計画を立てているとのことです。

この方法だと、管理者を置かずとも開錠が可能となり、より確実な開錠が期待できます。

いざというときに避難所に入れない、鍵の管理者が被災して鍵を開けれないと言ったことがないよう、鍵の管理についても検討をお願いしたいと思います。

3点目です。学校体育館にエアコンをということで、こちらについても、昨年9月の一般質問で、体育館へのエアコン設置について要望をさせていただきました。

その際、小中学校の体育館は、児童生徒の活動以外にも、災害時の避難所に指定される場合があり、豪雨による災害のほか、大きな地震等による大規模な災害を考えた場合には、エアコンの設置の必要性は高い。

しかし、小中学校の体育館11施設に及ぶエアコン設置費用に加え、維持管理費用、機器の保守

費用など、かなりの財政負担が生じるため、有利な財源がなければ難しいとの答弁でした。

これについては、先日の地震も含め、2度にわたり大きな地震が発生しており、今後の発生は否めないと思います。また、財源については、一部条件はあるものの、23年度から25年度に体育館へ空調を設置した場合の国の補助率が、従来の3分の1から2分の1に引き上げられていることや、先日、政府が決定した政策の中でも、避難所改善に向けた防災強化策が組み込まれ、避難所となる体育館へのエアコン設置のペース倍増を目指すと報じられました。

また、今後は文部科学省の防災・減災、国土強靭化のための5ヵ年加速化対策で進める学校トイレのバリアフリー化を優先して進めさせていただきたいとのとの答弁もありましたが、こちらについては、過去、洋式化の一般質問に対する答弁の中では、学校トイレの洋式化については、まずは70%を目標に進めていくとありました。こちらについては何年度を目標に計画を立てているか。また、エアコンの設置と並行して行うことはできないのか。進捗状況を含めた今後の計画を教えていただきたいと思います。

なお、体育館の空調設備には、いろいろな種類があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。

エアコン本体だけではなく、体育館施設の断熱など、大がかりな改修工事で施工費がかかる場合もありますし、工期もさまざまですが、比較的安価に、そして短期間で導入を行った自治体の事例などもございます。

一度に全ての小中学校に行なうことが難しい場合は、まず夏休みや冬休み等、部活動などでも体育館を使用している中学校から検討し、小学校については、移動式のスポットクーラーなどの対応も考えられます。

全国的に多くの設置が進み、導入事例もたくさん出てきています。

予算や導入効果などを参考にしながら、早期の導入に向けて再々検討をお願いしたいと思います。

以上、3点、矢田町長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 柴田議員の防災対策さらなる強化をとの御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、防災担当課の設置についてお答えいたします。

本町では、令和3年1月に総務課内に危機管理対策室を新たに設置し、防災に関する業務を担っております。また、本年4月には、警察OBの方を任期付き職員として採用し、危機管理対策室の体制強化を図っております。

危機管理対策室では、室長である総務課長を含め、4名の職員で危機管理業務を行っており、有事の際に一人の職員が登庁できない場合でも、ほかの職員がいるため、業務が滞ることはないと考えております。

また、議員の質問にありますように、防災専門の担当課を設け、災害に備えることは職員の専門性が磨かれ、防災に精通した職員の育成に有効だと考えます。しかしその反面、体制が硬直化することで、職員の思考の柔軟性や適応力の低下等が懸念されるとともに、ほかの課の職員が災害対応を自分事として捉える機会が失われ、職員の防災への意識低下が危惧されます。

災害対応は、防災担当課のみで行なうものではなく、町職員が町地域防災計画に基づき総力を挙

げ、一丸となって対応することとなるため、職員全員が地域防災計画の内容を熟知し、災害対応に関する意識の向上を図ることが必要不可欠であります。異動によって、さまざまな職員が防災担当を経験することにより、それらの職員が新たに防災知識や防災技術を取得し、その結果、町職員の防災意識の向上につながると考えております。

以上のことから、現状の体制となっており、現時点では防災担当課の設置は考えておりません。しかしながら、防災業務の担当課が総務課であることについて、町民がさらに理解しやすいよう周知に努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

御質問の2点目、避難所の鍵の管理についてお答えいたします。

能登半島地震の際は、職員等が避難所へ到着する前に避難者が集まり、速やかに避難所へ入れない事態が発生しました。その問題を踏まえ、現在、避難所の鍵の管理について、デジタルキーボックスを設置したいと考えております。

これは、キーボックスの中に避難所の鍵を入れておき、発災時に暗証番号を入力することで、キーボックスが開錠され、中の鍵を取り出して開錠し避難所を開くことができるものでございます。暗証番号の伝達方法や、定期的な暗証番号の変更方法など、今後検討しなければならない課題もありますが、現状の運用である、鍵を持参し開錠する方法よりは、速やかに避難所を開設することが可能になると考えております。

このデジタルキーボックスの導入により、迅速な避難所開設を実施し、避難者に安全と安心の場を提供できるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

御質問の3点目、地方創生や国土強靭化に対する補助金を活用し、学校体育館にエアコンをとの御質問についてお答えいたします。

学校体育館のエアコン設置につきましては、令和5年9月に道下議員と柴田議員、令和6年6月に道下議員から一般質問がありました。その時の答弁といたしまして、学校のエアコン設置の必要性は高いと認識しておりますが、本町としては、児童生徒の誰もが安心して使用できる学校施設を目指し、学校のトイレ洋式化やエレベーター設置などのバリアフリー化を優先的に進める旨をお答えいたしました。

現在、進めている学校施設のバリアフリー化事業として、今年度は条南小学校のエレベーターの設置とトイレ洋式化改修を行っており、今後は、津幡南中学校、英田小学校、笠野小学校、刈安小学校及び萩野台小学校のトイレ洋式化改修を進め、令和8年度に完了の見込みでございます。

一方、学校体育館のエアコン設置につきましては、工事に多額の費用がかかることや、設置後の維持管理費用もかなりの財政負担となることから、費用面に関して十分精査し、適切な予算計画を策定することが重要となります。

そのため、国の動向を注視しつつ、有利な財源や整備方法、維持管理費用等、エアコン設置に向けた検討を行い、その上で各学校体育館へのエアコン設置の可能性を判断していきたいと考えております。

しかしながら、災害が発生し、学校体育館を避難所として使用することとなった際は、当面の間、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定締結業者からスポットクーラーや冷風機などを提供いただき、避難所の環境向上に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございました。

今回、防災対策の強化ということで、3点質問させていただきましたが、今や災害はいつ発生してもおかしくない、災害への備えと言う意味では、あまり猶予はないと思っております。

1点目の防災担当課の設置については、簡単な話ではないと思いますが、先月の津幡町で実施された、石川県の防災総合訓練でもさまざまな対策が紹介され、防災の範囲も広がってきております。職員全体で防災に取り組むといったことや、総務の窓口ということを周知してわかりやすくするなど、対応をとお答えいただきましたが、やはりいざというときには、即席ではなく、経験を積んだ人たちでのチームが組めるような仕組みも必要ではないかと思っておりますので、少しずつでも構いません。ぜひ考えていただきたいなと思います。

2点目の避難所の鍵については、デジタルキーボックスの導入を検討いただいているということですので、こちらについては、今後、スマートな鍵の運用ができるのかなと思っております。ありがとうございます。

最後の体育館のエアコンの設置についてですが、こちらについては、今回の一般質問では、私を含めて3人の議員が取り上げていると聞いております。また、請願も提出されるなど、今後、議会においても無視できないものになっていくのではないかと考えております。

石破首相の所信表明演説でも、正式に体育館の空調整備のペースを2倍に加速すると表明されました。

レンタル機材での運用についても、場合によっては、いざというときにレンタルできないといったケースもあるかと思いますので、こちらについては、引き続き、国の動向等も注視しながら、迅速に対応できるよう、準備・検討をお願いできたらと思っております。

それでは、2問目の質間に移らせていただきます。

アザレアをもっと町民が利用しやすい施設にということあります。

アザレアがオープンしてから1年半余り、多くの利用者で大盛況の施設となり、町にとっても町民にとっても大変喜ばしいことと思っております。

しかしながら、アザレアに行ってみたいけど、ちょっと高くてだとか、1回や2回ならいいけど頻繁にはなかなかといった声も多く聞きます。

そこで、まずは1点目、より多くの町民に、アザレアを利用してもらいたいという観点から、プールの利用料金について質問をいたします。

過去、アザレアの料金について一般質問が行われた際の答弁として、条例の範囲内で、指定管理者がその範囲内で町と協議し、利用料金を決定しており、近隣プール施設、入浴施設、スポーツジムなど、施設規模や施設概要など類似している施設を参考に、できるだけ低料金となるよう設定しているとなっていました。

そこで、県内の他施設の利用料金を調べてみたところ、施設の規模や内容、サービスなど一概には比較できませんが、プールの利用に限って言うと、少し差があるように感じました。

ここでは金額には触れませんが、事前に参考資料としてお渡ししたリストのとおりとなっております。

また、他の施設では、一般と高校生以下の設定なのに対して、アザレアでは、高校生は一般と同等の扱いとなり、高校生からも、週に何度も利用できるような料金にならないかといった意見も聞かれます。

また、これも過去に一般質問されていましたが、障害者割引などを望む声もあります。

私は、アザレアがオープンしてからこれまでの間、委員会で2度視察をさせていただきました。施設はもちろんのこと、スタッフやトレーナーの対応など、本当に利用者に寄り添った対応で、人気のほどが伺えました。

こうしたサービスの違いが、他の施設との差別化となり、料金にも反映されているのではないかと思いますし、そこは十分に理解できます。

しかし、このすばらしい施設をもっともっと多くの町民に利用してもらいたい。少しづつ、段階的にでもいいので料金を安くしていき、多くの町民が楽しめるような施設になってほしいと願っております。町民割を望む声もあります。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目、無料開放デーなどイベントで還元をということで、今度は町民に親しまれる施設への観点から質問させていただきます。

ことしの4月29日、アザレアの記念オープン1周年として、プールのみ無料開放が行われたようですが、これをもっと、広げられないかということです。

例えば、毎月29日をアザレアの日として無料開放したり、もっと欲を言えば、毎週何曜日は何々地区、第二何曜日は何々地区など、地区ごとに無料開放を設けたり、あるいは、第一何曜は60歳以上、第二何曜は小学生を無料対象としてみたり。一例ですが、いしかわ総合スポーツセンターでは、個人利用に限って、毎月7日の健康の日及びスポーツの日、そして、いしかわ県民スポーツの日が無料開放となっております。

無料開放やその他さまざまなイベントを実施することで、町民に親しまれる施設として、また、より多くの人に利用してもらうための取り組みなども行うことで、結果的に施設の利用増加にもつながり、運営面においてもプラスになっていくのではないかと考えております。

こちらにつきましても、指定管理者とも協議しながら、実現に向けて御検討いただければと思います。

以上2点、矢田町長に答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 アザレアをもっと町民が利用しやすい施設にとの御質問についてお答えいたします。

津幡町住吉公園屋内温水プールアザレアのオープンから1年半余りが経過し、非常に多くの方に御利用いただき、町民の健康増進と水泳の普及振興が促進され、私としても大変喜ばしく感じております。

アザレアの開館から11月末までの1年7カ月の利用者数は延べ26万8,823人、1日平均555人となっております。会員の内訳は、フィットネス会員65歳以上の方が441人、65歳未満の方が744人、ジュニアスイミングスクールが504人となっており、合計は1,689人で、うち町民は1,462人でございました。当初の目標会員数は1,040人であったため、想定を大きく超える会員登録があったことを考えると、利用者の方には大変好評を得ていると思っております。

御質問1点目のアザレアの料金設定についてであります。アザレアの利用料金は令和4年津幡町議会12月会議の一般質問において、八十嶋議員の御質問にお答えをしたとおり、津幡町住吉公園屋内温水プール条例において上限額が定められており、指定管理者がその範囲内で町と協議し、利用料金を決定することとなっております。近隣のプール施設、入浴施設、スポーツジムな

ど、施設規模や施設概要などが類似している、かほく市のジョイアクロスなどを参考にできる限り低料金となるよう設定しております。なお、小中学生は成長期などを考慮し、フィットネスを使用禁止としているため、低額な小中学生料金を設定しております。一方、高校生は一般と同様にフィットネスやスタジオ講座が受講できることから、一般と同じ料金設定としているところでございますが、今後の検討課題としたいと思っております。

また、障害者割引の検討についてですが、令和5年津幡町議会6月会議の一般質問において、塩谷議員の御質問にお答えをしたとおり、アザレアは、障害者専用駐車場や手すり、スロープ、車椅子でも着がえができるユニバーサル更衣室、多目的トイレや用具などがそろっております。指定管理者であるエイムには、安全に関わるマニュアルが備えてあり、スタッフは安全管理などに関する社内研修を受けております。また、障害者の受け入れを経験しているスタッフや、フィットネスクラブマネジメント技能資格の国家資格を有しているスタッフがおりますので、安心して御利用いただける施設となっております。

近隣のプール施設において、レジャー的要素が高いプール施設の場合、障害者の料金設定が設けられておりますが、アザレアのようなスポーツジム、フィットネススタジオを兼ね備えた類似施設では、障害者も一般も遜色なくサービスを提供できる施設とのことで、障害者の料金設定はありません。アザレアにおいても、障害者の方も利用しやすいよう配慮した施設となっているため、障害者料金の設定はしておりません。

今後も利用しやすい環境整備に努めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、御質問2点目の無料開放日の拡大でございますが、確かに無料開放を行うことで新たな利用者を獲得する機会が生まれる一方で、既存の会員からは、自分たちが支払っている料金に対して不公平感を感じるといった苦情が寄せられる可能性があります。このため慎重に検討する必要があります。アザレアではオープン一周年を記念して、本年の4月29日にプール施設の無料開放を行い、53の方に御利用をいただきました。指定管理者であるエイムとの協議は必要になりますが、このようなプール施設のみの無料開放を半年に1回程度で行えないか検討してまいりたいと思っております。

本町がアザレアで実施している事業といたしましては、介護予防として、65歳以上の町民を対象に、ひざ・腰楽教室を開講し、体操や機能改善運動を行っております。また国民健康保険ヘルスアップ事業として、運動の継続の習慣化につながるよう国民健康保険の加入者を対象として、プールやスタジオ、ジムエリアを活用し、運動を行う事業を実施しております。

小学生のアザレアにおける体験などの活動としましては、町内の小学3年生については、屋内温水プール学習としてアザレアでのプール学習を行っているほか、笠野小学校においては、学校のプールが損傷して使用ができない状況にあるため、全校児童がアザレアでのプール学習を行っております。

今後も指定管理者であるエイムと協議を行い、さまざまなイベントを通じてアザレアがより町民に親しまれる施設となるよう努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございました。

数字を見ると、当初の予想よりも大きく上回っているということで、利用されている町民にとっては、本当に利用しやすい立派な施設なんだなということが伺えてきます。

しかし、例えば高校生においては、一般のジムなども使えることを考慮してということでしたが、こちらについては、やはりプールだけを利用したいといった高校生もたくさんおられます。今後検討していただけるということなので期待したいと思っております。

質問中にも申し上げましたが、アザレアの施設やスタッフの対応などは、本当にすばらしいものがあり、この施設をもっと多くの町民に利用してもらいたい。私の思いはその一択であります。段階的に、少しずつでも見直しされることを期待していますし、無料開放についても回数をふやすということも検討されていただいているということですので、今後に期待をしたいと思っております。

最後になりますが、ことしは地震によって大変つらい年明けとなりましたが、いいニュースもたくさんありました。個人的には、大の里の大関昇進、来年には横綱昇進というさらなるきわみも目指す年にもなりますし、来年の4月には、大相撲の津幡場所の開催も決まり、津幡町全体がますます盛り上がるのではないかと思います。ここ数年の間には、今ほどのアザレアやキンシユーレ、そして森林公園内にも森のひみつきちや、県内最大級のドッグランの開設など、施設も充実してきており、ますます津幡町の魅力も増してきているのではないかと思います。まさにこの唯一無二の町となるよう、今後も皆さんと協力をていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、2番 柴田洋一議員の一般質問を終わります。

次に、4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝、質問させていただきます。

まずは、地球温暖化対策の進め方についてでございます。

津幡町では、地球温暖化対策室が新設されます。この政策の大もとの背景を見ておきたいと思います。

国際会議では、実質各国でお金の奪い合いをしております。二酸化炭素の排出量が多いのは、インド、中国、アメリカ、ロシアで83%以上を占めます。本当にCO<sub>2</sub>を減らしたいのなら、この4大国が日本技術の効率のよい火力発電に切りかえるだけも大きく減ります。日本はわずか3%です。いくら日本が官民で合わせて10年で150兆円の予算をつぎ込んでも、地球の気温に貢献できるのは0.006度くらいと言われております。中国は2030年まで化石燃料を出し続けると言っておりまして、インドは2070年までに排出量ゼロを目指すとのことで、議論している当事者が誰も生きていない遠い未来のことを話し合っております。世界は本気で減らそうと思っていないように思われます。外交力がない国はただお金を出させられ、経済発展を抑制され、エネルギーをがんがん使っている国と使わない国の経済成長に差が出てきております。

再生可能エネルギー発電、以下、再エネと称しますが、の推進による負の側面と言われているものがあります。

第1に、再エネ賦課金です。再エネ発電がふえればふえるほど、電気料金にプラスされて、家計と企業の固定費を圧迫します。

第2に、再エネは日本の大切な自然を、いわゆるおいしい投資先にされてしまいます。庶民と企業のお金が投資会社に流れる仕組みになっております。事業権利が次々と転売され、責任者がわからない事例も出ております。そして、どんどん外資に日本の土地を買われています。

第3に、太陽光発電、風力発電の製造シェアは中国を初めとした外国です。私たちのお金が国内で回らず、外国に流れしていく仕組みになっております。

第4に、自然への影響です。日本の山々が太陽光パネルで覆われ、風力発電では、尾根に150メートル以上の穴を開けます。山の保水力や水脈にも影響します。土砂災害、洪水に影響しているという研究があります。先人は山を神様として、大切にしてきました。結界を張って少しだけ人間に使わせてくださいと感謝の祈りを込めてきました。大和とは、山に住む人とも言われます。山は、川、田んぼ、そして海にもつながっており影響を及ぼします。

私たちの生活に直結する負の面について見ますと、能登半島地震では、破損した太陽光パネルが問題になりました。日本中で、太陽光発電施設が増加し、広大な山林のメガソーラーだけでなく、空き地、農地、傾斜地、住宅、小中学校の屋上にまで太陽光発電パネルが設置されるようになりました。

国土面積当たりの太陽光発電施設容量は、世界1位です。狭い日本がこのような状況になっております。同時に、太陽光発電施設の破損する事故もふえております。

太陽光発電パネルは、破損した場合でも浸水した場合でも日が当たれば発電を行う可能性があり、感電したり、火災が起きたりするおそれがあります。消防の方は御存じのように、火災時の消火についても、通常より距離を置くなど感電等に気をつけなければなりません。

また、太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウム等の有害物質が含まれている場合があり、土壤や水源に流出した場合は、環境汚染を引き起こすおそれがあります。

穴水町では、斜面に敷き詰められていた太陽光発電パネルが崩落し、町道を塞ぎました。珠州市ではスーパーの屋根に設置されていたパネルが建物ごと倒壊し長期にわたりそのまま残されました。スーパーの経営者は発火のおそれがあることを知りませんでした。

破損した太陽光パネルの取り扱いについて、経産省等が基準をつくったりしていますが、水害、地震の多い我が国においては、太陽光発電パネルの安全対策について、より一層、国民に周知すべきです。

最初の質問でございます。破損した太陽光パネルの取り扱いについて、ホームページで周知している自治体がありますが、津幡町では町民の安全を考えて、ホームページに載せる予定はありますか。生活環境課長に伺います。

次に、太陽光発電や風力発電は自然を壊す面があり、土砂災害につながる災害リスクもあります。また、廃棄物処理の課題もあります。放置されてしまうと地域住民と自治体が困ることになります。

国が決めた政策を自治体も進めていかなければならない事情はあるにしても、まずは国益そして、津幡町民の生活を第一にしてほしいと考えます。

金沢市では、昨年、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理について条例を制定しました。事業者、土地所有者等及び市民の責務を明らかにし、市民の安全で安心な生活環境を確保し、かつ自然環境、景観、生活環境等と調和した再生可能エネルギーの利用を行うため、禁止区域、抑制区域、市との事前協議、設置許可などを定めております。

津幡町の地球温暖化防止実行計画においても、農地や耕作放棄地への太陽光発電の導入が書かれております。金沢市のようにゾーニングをしたり、事業者、土地所有者の責任、許可など決めたりして、津幡町の豊かな自然を失ったり、町民の生活に悪影響が及ばないようにしてほしいですが、これら住民の利益と温暖化防止策の推進との関係をどのように進めていくのか、町長の御所見を伺います。よろしくお願ひします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中島議員の地球温暖化対策の進め方についての御質問にお答えいたします。

津幡町では、令和4年津幡町議会6月会議において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティとして、町民・事業者・行政が一丸となって取り組んでいくことを表明いたしました。自然豊かな環境と快適で便利な都市環境が共存し調和する、私たち津幡町の環境は、末永く後世に引き継いでいかなくてはならないものであります。

その反面、その取り組みの中心となる太陽光発電施設の設置におきましては、議員の質問にありますように、自然破壊や土砂災害のリスクを高めることも懸念されます。無秩序な整備により、環境の保全に支障となることがないよう、良好な環境を確保しながら地球温暖化対策を推進しなければなりません。

津幡町では、町民の健康的な生活の確保を目的に、津幡町環境基本条例を制定しております。その中で、環境の保全について基本理念を定めており、事業者は事業活動を行うに当たっては、それに伴って生ずる公害を防止するため、みずからの責任と負担において必要な措置を講じなければならないと定められております。

現時点においては、金沢市のように、再生可能エネルギー発電設備の設置に限定した条例はございませんが、設置に際しましては、各法令に基づき、必要がある場合、土地の利用等について、あらかじめ、関係部署への協議、申請等を行うこととなっており、適切に対応しているところでございます。

今後につきましては、継続して地球温暖化防止対策を推進する中で、協議や許可の基準を一元的に設定する新たな例規等の必要性を見きわめながら、住民の利益と町全体の環境保全の両立に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 私からは、破損した太陽光パネルの取り扱いについて、ホームページに載せる予定はありますかとの御質問にお答えいたします。

破損した太陽光パネルの取り扱いについてですが、現在のところ、津幡町のホームページにはそのような掲載はございません。町民の皆様の安全を考えること、また町民の皆様とともに地球温暖化対策に取り組む必要があることも踏まえまして、国や先進事例を参考にしながら、ホームページを含めて周知の方法を検討していきたいと考えております。

先の町長答弁とあわせまして、引き続き、町の地球温暖化推進への取り組みに御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 津幡町の自然とそして後世にこのままきっちり残してですね、また町長を初め皆さんに御支援と御協力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

2番目の質問に行きたいと思います。

主権者教育と課外学習についてです。

教育には、学力向上以外にも、郷土愛を育む、豊かな心を育むなど大切なことがあります。地域社会の担い手となっていく子供たちにとって、主権者教育は大切です。まず主権者教育についてお聞きします。

10月に行われた衆議院選挙の投票率は、53.85%で、前回の選挙を下回り、戦後3番目に低くなりました。中でも若者の投票率は、選挙権が18歳に引き下げられても低水準が続いております。津幡町でも、令和4年の参議院選挙では、60歳～64歳が72%に対し、10代～30代が、30%、28%、26%となっております。

選挙権年齢の引き下げに伴い、本格的に実施されることになったのが、主権者教育です。主権者教育は、国や社会の問題を自分のこととして捉え、みずから考え、みずから判断し、行動していく主権者を育成していくこと。社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけることなどとされております。

議員や政治家は偉いのではなく、単に代表であって、主権者は自分たちであるという自覚が必要です。6割、7割が選挙に行かない社会は、民主的な責任ある社会とは言えません。

最初の質問でございます。

これは、決して学校教育の問題とは捉えておりません。私たち政治家の責任が大きいのではないかと考えておりますが、現状の津幡町の小中学校における主権者教育の内容、どのような状況にあるのか、また子供たちの理解度はどのようなものか教えてください。

教育長に伺います。

次に、文部科学省の副読本では、単に政治の仕組みについて知識を習得させるにとどまらず、政治的中立を保ちながら、政権公約を比較検討したり、実際に模擬投票を行ったりするなどの取り組みがあります。

宇都市では、ある小学生が子供も投票したいと市長に直訴し、選挙管理委員会・教育委員会が協力して、現職の議員数名が立候補者となり、1週間かけて子供たちが地域の課題と政策を考え模擬投票をした事例があります。小学生の感想として、政治が身近に感じられた。今の大人がちゃんと投票してくれないと、自分たちが今度大人になったときに社会がどうなっているのか。大変なことになっているのか、それともいい方向に向かっているのかわからなくなるような気がするなど、すばらしい意見が出ております。

2番目の質問でございます。津幡町でも模擬投票など子供たちにもっと身近に感じる主権者教育を推進することについて教育長の御所見を伺います。

次に、自然と触れ合い心を育てる課外学習についてお聞きします。自然の中で、実際に体を動かし五感を働かせる体験をして、心も育っていきます。町の教育方針や計画にも心豊かな人づくり、人生をよりよく生きるために、基盤となる道徳性や郷土愛は、地域社会全体で推進するとあります。

3番目の質問でございます。宿泊体験施設、河愛の里キンシューレでは、農林業、里山体験、

伝統文化体験ができます。キンシューレの活用頻度、内容はどのような状況か教えてください。

4番目の質問でございます。津幡町のすべての小学校で農業体験をされているということですが、その内容・関わり具合・頻度はどのような状況でしょうか。

また、農林水産省の教育ファームのような、米づくりを小学校から中学校まで9年間一貫して、継続的な栽培をして、給食でも自分たちのつくった米をいただくような取り組みがあります。

子供が変わり、親が変わり、地域が変わるだけでなく、食の安全や自給率の問題、農業の担い手など社会課題の解決にもつながっていく可能性があります。もともと日本の伝統や祭りの多くは米づくりが絡んでおります。郷土愛を育むための基本的な取り組みとも言えます。また我が町では、田んぼを借りて、児童生徒が米づくりを行うことは都会に比べて条件が整っており、経費的にも可能ではないかと思われます。

5番目の質問でございます。米づくりを行う、教育ファームのような総合的で継続的な学習の推進についての教育長の御所見を伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 主権者教育、課外学習についての御質問にお答えいたします。

最初の、津幡町の小中学校における主権者教育の内容や状況と子供たちの理解度についてですが、小中学校では、文部科学省の学習指導要領に基づき、小学校の社会科や中学校社会科の公民的分野などにおいて、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、国民としての権利や義務などについて学習しています。

主権者教育に関する内容として例を挙げますと、小学校では、3年生で、自分たちの住む町の様子について、資料や見学などを通して調査し、まとめる活動があります。4年生では、自然災害から人々を守る活動について、過去の自然災害や関係機関の協力などに着目して聞き取り調査をしたり、地図や年表などの資料で調べたりしてまとめる活動があります。また、6年生の政治の働きの学習では、体験学習として、町の選挙管理委員会職員が中心となって模擬投票などを行っています。

中学校では、公民的分野の国民生活と政府の役割、人間の尊重と日本国憲法の基本原則、民主政治と政治参加などの単元で、よりよい社会の形成に参画しようとする、主権者として求められる力の育成を図っています。そのほか、働く人に学ぶ会や職場体験活動などを通して働くことに関する知識を深めたり、生徒会活動においては、あいさつ運動やいじめをなくすための取り組みを提案したりするなど、みずからの学校生活の向上と、社会参画への目的意識を高める教育活動を行っています。

子供たちの理解度につきましては、具体的な数値等での把握はできませんが、教員のわかりやすい授業や魅力ある学習活動を通して、理解を深め興味関心を高めていると考えています。

次に、2番目の、模擬投票など身近に感じる主権者教育を推進することについてです。今ほど御説明させていただいた、小学校4年生社会科の自然災害から人々を守る活動の学習では、地域社会の一員として自分たちが協力できることを考えようとする態度の育成をめざしています。身近な暮らしの中から社会で起きている事柄にも関心を持ち、自分たちに何ができるかを考えることは、社会の形成に参画する基礎を培うために必要なことです。単に、政治の仕組みなどの知識

の習得を目指すのではなく、身近な課題の解決や体験学習を通して、課題の解決に主体的に関わろうとする態度を養っていくことが大変重要なことだと考えています。

御質問3番目のキンシューレの活用についてですが、本町では令和4年度より、町立小学校の4年生を対象として、河愛の里キンシューレを活用した、ふるさと体験学習を実施しています。小学4年生が、年に一度、日帰りでまき割りや野菜の収穫、イワナつかみ、ホンモロコ養殖場体験など、キンシューレならではの貴重な体験活動をしています。

次に、御質問4番目の中学校での農業体験についてですが、現在、小学校9校全てで学年ごとの畠を持っており、地域の方々の御協力をいただきながら、それぞれ、キュウリやトマト、ナスなどの野菜づくりに取り組んでいます。特に、小学2年生では生活科の大きく育てわたしの野菜の単元で、野菜づくりの学習を積極的に行ってています。また、小学校7校では米づくり学習を行っており、地元の田んぼの所有者や生産組合の御協力をいただきながら、田植えから稲刈りまでの体験学習をしています。

最後に、5番目の教育ファームのような総合的で継続的な学習についての所見をとのことです。農業や食文化に関する体験活動を教科学習に関連づけて学ぶことは、学校教育活動においては非常に有効であると考えます。継続的な食農体験活動を通して、自然の力やそれを生かす生産者の知恵と工夫を学び、生産の苦労や喜び、食べ物の大切さを、実感をもって知ることは大変意義のあることです。

今後も児童生徒の発達段階に応じたさまざまな学習活動において、農業や食文化に関する学習を推進できるよう、町として環境整備を支援してまいりたいと思います。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 学力以外の教育というのが非常に大事ではないかと言われる中、心を整えるというか、心の教育とかそういったものを、まず私は食の感謝とか自然への感謝とか、そういったものを、体を通して体験しないと、食を粗末にするような社会には、ちょっと未来はないと思って、子供たちにもうちょっと頻度を、キンシューレあたりでも、もうちょっとたくさん利用したらいいんじゃないかなというふうなことを考えております。ありがとうございます。

次に……、

○八十嶋孝司議長 それではですね、この際残時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開したいと思います。お願ひいたします。

[休憩] 午前11時59分

[再開] 午後 1時00分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

4番 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝、引き続き質問させていただきます。

3問目の、不登校、引きこもりの現状と対策についてでございます。

小中学生の不登校が、11年連続増加で、前年度比16%増の34万6,482人で、過去最多を更新しました。コロナ前の1.9倍となりました。小学生は24%増の約13万人で、中学生は11%増の約21万6,000人となっています。

昨年、お聞きした数字では、津幡町の小中学生の不登校は合わせて96人、教育支援センターpaiン教室の利用状況は、相談件数47件、見学体験29人、教室利用者は7人とのことでした。昨年から、不登校や教育支援センターの利用状況はどのように推移しているか教えてください。教育長に伺います。

次に、不登校は、親のせいでもなければ、本人の努力不足でもなく、学校のせいでもなく、子供の特性に学校が合わない環境なのであるという見方も必要です。今まで学校一択しかなかったものが、多様な選択肢を社会が用意すべき時ではないかと考えます。

長野県ではフリースクールを認証する事が始まりました。フリースクールへの通学費の補助などを行う自治体も出てきています。

2番目の質問でございます。学校や教育支援センターに行けない子供にとっての居場所の提供と教育の機会均等から、津幡町においても町内外のフリースクールへの通学費の補助をすることに対して、町長の御所見を伺います。

次に、引きこもりについてです。

内閣府の調査では、外出をほとんどしない状態が長期間続く、いわゆる、ひきこもりの人は、15歳から64歳までの年齢層の2%余りに当たる推計146万人に上ることです。不登校がきっかけになっている場合もあれば、中高年の退職やさまざまな原因があると思います。前の調査時からふえており、女性にも広がっているとのことです。50人に1人ですが、全国ひきこもり家族会連合会によると実態はもっと多いのではないかとのことです。

次は、子ども家庭庁が所管となるようですが、津幡町では、引きこもりの方は、推計何人ぐらいいるのか。ふえているのか。相談件数はどうなのか。どのように把握されていますか。現状を教えてください。また、対策としてはどのような取り組みがあるのでしょうか。

健康福祉部長にお聞きします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 不登校、引きこもりの現状と対策についての御質問についてお答えいたします。

議員の御質問にありましたように、全国の小中学生の不登校の数が過去最多となったという報道がありましたが、本町の不登校児童生徒の状況も、全国とほぼ同様の状況であるという報告を、教育委員会から受けております。

学校に行きづらい児童生徒の新たな居場所づくりとして、本町では、令和5年度より教育支援センターpaiン教室を設置し、学校や福祉部局とも連携し、児童生徒の社会的な自立につながるような支援を行っております。

学校や教育支援センターにも通うことができない子供が、町外の私的機関であるフリースクールに通った場合の通学費を補助することにつきましては、現時点では予定はございませんが、通学する児童生徒の現状などを踏まえて、今後の対応を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

[吉田克也教育長 登壇]

○吉田克也教育長 私からは、本町小中学生の不登校の数や、教育支援センターの利用状況の推

移についてお答えします。

年間30日以上欠席のあった小中学生の数は、令和4年度は合わせて96人でしたが、令和5年度は102人となっています。内訳は、小学生が34人で前年度より7人の増ですが、中学生は68人で前年度より1人の減となっています。

次に、今年度のパイン教室の利用状況についてですが、11月末現在の状況になりますが、相談件数は延べ183件、見学体験は21人、通室生は12人となっており、特に前年度の同時期と比べますと、相談件数が約3倍と大きく増加しております。

私からは以上です。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 私からは、ひきこもりの現状についてお答えします。

町の相談につきましては、町地域包括支援センターの総合相談窓口において行っており、年間約10件のひきこもりの相談が寄せられています。

以前、八十嶋議員からも御質問があり、お答えいたしましたが、相談件数については、大きく増減は見られていません。相談内容については、主に20～50歳代の方のことについて、御家族からの相談が多くみられます。その他、ひきこもり相談という窓口を意識されず、経済的に困窮し、仕事をしたいが見つからないという就労相談として御本人が窓口に来られ、初めて支援を開始する場合もあります。

地域包括支援センターへの相談件数だけでは、町全体の実態とは言い切れませんが、各自が抱えるひきこもりの問題は、その人その人で大きく異なるため、個々に応じた支援が必要となります。

複合的な課題を抱えるひきこもり支援には、長期的、継続的な働きかけや援助が求められ、より人員、人材の確保が必要となってきます。そのため、町では、教育、医療、福祉、司法など、あらゆる分野が、横断的につながりやすいよう、ケア会議を始めとした情報共有の場や、多職種が参加できる研修会を活用し、支援の幅が広がるような体制を整備しています。

また、県石川中央保健福祉センターが取り組んでいる、ひきこもり家族交流会などを周知し、本人やその家族が悩みを抱え込む前に、相談ができるよう支援しています。

今後も、相談窓口の周知を初め、地域への理解促進や民間団体等のネットワークを活用するなど、ひきこもりの方だけでなく、全ての町民が住みやすい地域づくりを推進してまいりますので、御理解と御協力をお願いいいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 丁寧な御答弁ありがとうございます。

これも行政の責任ではなくて、社会の大きな流れで起こってきている現象で、本来は地域社会みんなで一時的に社会のなかなか枠にはまらないという方も、ちゃんとフォローしていくものだと思うんですが、また引き続き、地域社会も頑張ってですね、行政の方も協力していただいて、一人一人のですね、幸せな津幡町民全員がですね、送れるようにまた頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最後の質問に行きます。放課後の学校施設の活用についてでございます。

津幡町では、いわゆる学童クラブを希望する方がふえており、場所が手狭になり増設の必要性

が出てくるのではないかと予想されております。そこで、放課後の学校施設の活用について、お聞きします。

放課後の児童の居場所として、こども家庭庁が所管する、いわゆる学童クラブと文部科学省が所管する、放課後子供教室があります。

国では、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、新たに学童クラブ、または放課後子供教室を整備する場合は、余裕教室などの学校施設を徹底的に活用した一体型を中心とした整備を進めることを目指しております、石川県においても進められています。

一体型とは、学童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通プログラムに参加できるもので、校内交流型とも呼ばれています。

この件に関しての事例です。

千葉県千葉市が進めている放課後子供教室は、文部科学省の放課後子供教室と、こども家庭庁の学童保育の機能をあわせ持つもので、学校施設を利用して運営されています。

放課後の学校施設の活用については、学童保育は福祉部局が所管し、学校の施設は教育委員会の所管にあるため、いわゆる縦割り問題でなかなか進まないようですが、千葉市においては両者が協力することで可能にしています。

市から委託をうけたN P Oが、保護者が働いているかどうかに関わらず、希望する全ての子供を受け入れています。利用時間は、最大午後7時まで利用できます。

場所は、専用室のほか、体育館や特別教室を学校から借りて活動しています。おもちゃなどをしまう専用ロッカーも設置するなど細かい部分でも協力関係を築いています。習字教室や語学教室、体育教室などもやっています。

放課後や長期休み期間に子供たちが学校施設を使うことで、教員の業務負担がふえたり、トラブルが起きた時に責任が生じたりする懸念に対し、校長や教頭の代表らと半年議論を重ねマニュアルをつくったとのことです。小学生だけで家にひとりでいるというのは、健全育成の面でも防犯面でも心配だという保護者も多く、安全安心で誰でも来られる居場所は必要です。

学校は、たくさんの子供をカバーする活動場所です。借り賃もかかりません。学童保育が手狭になって何とかしてほしいとの声を聞きますが、隣の学校施設ががらんと空いているのに不自然さを覚えます。学校施設を津幡町民の財産、社会資源として、町民のために最大限活用されるべきと考えます。

質問でございます。津幡町でも放課後の学校施設の活用していくことについての教育長の御所見を伺います。

また、放課後の学校施設の活用と学童クラブの増設について町長のお考えもお聞きします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 放課後の学校施設の活用についての御質問についてお答えいたします。

現在、学校施設につきましては、児童生徒の多様な学習活動に対応した機能的な施設整備を推進するとともに、学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進し、まちづくりや地域防災に関する政策等と連携して展開していくことが求められております。

また、公共施設などインフラの長寿命化計画に基づき、老朽化する公共施設を総合的に把握し、

計画的に管理・活用する公共施設マネジメントも必要となっております。

近年、学校施設とほかの公共施設との複合化を行う自治体はふえており、学校施設の余裕教室を活用した複合化の取り組みも見られるところでございます。

議員の御質問にもありましたように、全ての児童の安全安心な居場所を確保するため、こども家庭庁と文部科学省が連携して進める、放課後総合プランなどにより、放課後児童クラブの待機児童を解消するため、放課後の学校施設をその受け皿として整備されている自治体もあるようございます。

現在、本町の放課後児童クラブは町内に16クラブあり、その多くで利用者数が増加傾向にあります。本町の放課後児童クラブは学校敷地内もしくは隣接地に設置しており、学校施設を活用することは、さまざまな面で利点があると思われます。

しかし、御質問でも述べられているように、施設の管理や業務分担、責任の所在など、課題は山積しております。

また、そもそも学校施設に余裕教室があるのかどうかということもございます。そういうことで、放課後児童クラブ利用者数の増加と学校施設の状況に応じて、教育委員会や学校と相談させていただければと考えております。

利用希望者の増加による放課後児童クラブの増設につきましては、学校施設に限定することなく、柔軟な対応を検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 私からは、放課後の学校施設を活用していくことについて、所見を述べさせていただきます。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、充実した学校教育活動を行うために、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を整えた安全安心な場所である必要があります。

あわせて、学校施設は、地域住民の生涯にわたる学習・文化・スポーツなどの活動の場であるとともに、地震等の非常災害時には地域の避難所としての役割も担うなど、地域住民にとって最も身近で大切な公共施設です。そのため、地域の実情に応じ、避難所としての防災機能の強化を図るとともに、児童生徒や教職員だけでなく、保護者や地域住民なども利用しやすいよう配慮したものでなければなりません。

放課後や休日の学校施設の活用についての現在の状況としましては、生涯学習の分野で、主にジュニアスポーツクラブや競技スポーツ団体による、体育館やグラウンドの利用がございます。また、本町の放課後子ども教室は、子供たちの安全安心な居場所づくりの一環として、公民館が主体となって活動を行っています。

放課後児童クラブにつきましては、公共施設の複合利用により、現在、条南コミュニティプラザ、井上コミュニティプラザ、笠野公民館、萩野台コミュニティプラザの4館で運営を行われています。学校施設を利用した放課後児童クラブの運営は本町では行われておりませんが、学校教育活動やスポーツ団体の活動に影響のない夏休みなどの長期休業中には、学校の体育館やグラウンドの利用を許可しております。

今後も、学校施設の活用につきましては、子供たちの多様な学習機会を創出するとともに、地

域コミュニティの強化、地域の振興にも資するよう、地域の実情やニーズに応じた活用の仕方など検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 学校の施設をその学童クラブに使ってほしいということでもないですし、これまでの流れ、別棟でちゃんとつくってきた流れとか、大変立派なベテランの指導員の方、本当に教育者としても素晴らしい方がいますし、町民のこれからのお子たちのことなので、いろんな関係者の声を聞いて、町長、教育長にはぜひですね、よりよいかたちでお子たちの環境づくりをお願いをしたいと思います。どうもありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、4番 中島敏勝議員の一般質問を終わります。

次に、7番 竹内竜也議員。

[7番 竹内竜也議員 登壇]

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、2項目について質問いたします。

まずは、ダブルケアについてです。

平成28年3月、内閣府男女共同参画局による、育児と介護のダブルケアの実態に関する調査について、その結果が公表されています。この調査は、晩婚化や晩産化などを背景として、育児期にある者やそうした世帯が、親の介護も同時に担う、いわゆる、ダブルケア問題が指摘されるようになってきたことから、ダブルケアを担う者の人数とその規模、そして意識などについて、その実態の把握を目的として行われたのですが、調査結果が公表された直後に当たる、平成28年版の厚生労働白書では、ダブルケアという単語が51回も出てくるほどこの問題についての詳述がなされており、その後の厚生労働白書においても、例えば、令和5年版では、高齢の親と未婚の子どもが同居する8050問題や育児と介護のダブルケアなど、複数の課題が重なり合い、包括的な対応が求められる複合的なニーズも深刻化していると記述されるなど、強い危機感を持って臨むべき社会問題として捉えられています。

そこで、4点について質問いたします。

1点目です。

平成28年6月会議における町政一般質問では、育児と介護のダブルケアについて取り上げています。

その際、当時の町民福祉部長にダブルケアに対する認識についてお聞きしましたが、近年、晩婚化や晩産化等を背景に、育児をしながら同時に親の介護を担わなければならないケースがふえてくることが予想されますと、前置きをなさっていることから、ダブルケアを狭義に捉えた上の御答弁、要は、ダブルケアを育児と介護が同時に進行する状態と限定しての御答弁であったものと理解しています。

この問題を研究する第一人者である相馬直子先生、こちらは横浜国立大学大学院国際社会科学研究院で教授の職にある方ですが、育児、介護の両立だけではなく、配偶者、祖父母、兄弟、親族、子供、孫、さらには自分自身のケアを含めて、ダブルケアの多様性を理解することが一步目になるという指摘をなさっているように、この問題については、画一的に捉えてしまうことは適当ではなく、個別の案件ごとに理解していく必要が求められているのだろうと思います。

そのようなことから改めて、ダブルケアを広義に捉えた場合、要は、家族や親族等、親密な関

係における複数のケア関係、またはそれに関連した複合的課題としてということになりますが、この問題についてどのように認識なさっているのでしょうか。

次に、2点目です。

同じく平成28年6月会議における一般質問では、ダブルケアに係る実態の把握についてもお聞きしています。

その際の御答弁では、特別な調査等については行っておりません。ただ、介護サービス利用や保育園等の入園申込み時のほか、ケアマネジャーや民生委員など地域の方々との緊密な連携を図ることで、ダブルケアの状況になっている家庭を把握できるものと考えておりますとのことでした。

これらの取り組みによる実態の把握について、現在に至るまでの実績はいかがでしょうか。

続いて、3点目です。

同じく平成28年6月会議における一般質問では、この問題に対し、今後どのように対応なさっていくおつもりなのか、そのお考えについてお聞きしています。

答弁では、この問題については、これまでと同様、ケースが深刻化する前に関係部署と連携を図りながら対応していくとともに、今後身近で気軽に相談できる窓口の設置や子育て、介護を地域全体で支える仕組みづくりも必要であると考えており、とのことでした。

このことを前提として、現在に至るまでの対応状況についてはいかがでしょうか。

また、津幡町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画には、今後の方向性としてヤングケアラーを含む家族介護者支援についての記述がなされており、これにはダブルケアが含まれているものと理解していますが、ダブルケアに対する今後の支援のあり方について、どのようにお考えでしょうか。

最後、4点目です。

報道でも大きく取り上げられるなどしたことによって、ヤングケアラーが注目されるようになり、認知度も高まり深刻な社会問題として捉えられるようになりました。もちろん、当町でもこども家庭総合支援室が中心となり相談や支援が行われています。

ダブルケアの環境にある家庭で育つ子供は、ヤングケアラーになりやすい傾向にあると指摘されていることから、この問題に対する理解を深め、支援の輪を広げていく必要があるのではないかでしょうか。

ダブルケアの啓発を目的として、2021年には2月2日をダブルケアの日として定め、2月の1カ月間がダブルケア月間とされているようです。令和7年については、2月2日から2月28日までの1カ月間をダブルケア月間2025として、全国各地において啓発活動が予定されているようです。

ヤングケアラーについては、町Facebookなどによって情報発信が行われているわけですが、こうしたことと同じように、2月のダブルケア月間に合わせ、ダブルケアの啓発につながるような情報発信を実施してはいかがでしょうか。

以上、健康福祉部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 竹内議員のダブルケアについての御質問にお答えします。

1つ目の御質問、ダブルケアの問題についてどのように認識しているのかについてですが、ダブルケアの概念は多様になっています。家族の一員として生活する中で、それぞれが仕事、家事、育児、介護など、複数の役割を担うことが当たり前の時代になっています。このような中、対策として考えられるのは、家族の一部に負担がかからないように役割を分担する、あるいは、親戚や地域、行政サービスなどの支援を受けることです。

ダブルケアの要因として、男女共同参画、ジェンダーの問題も大きく影響していると考えられます。内閣府の育児と介護のダブルケアの実態に関する調査においても、男性より女性が育児や介護を担うことが今でも求められ、また周囲からの援助も得られにくいという結果があります。高齢者や障害者の介護においても、身体的介護のみならず、精神的支援、経済的支援、買い物や受診の支援、手続きを含めると、家族が担うケアは多様です。ダブルケアと特別視するのではなく、全ての家庭にそれぞれ担っているケアがあると考えると、少子高齢化や核家族化に伴い、地域で支え合う意識や、地域づくりが必要であると考えます。

2つ目の御質問についてですが、本町では、地域包括支援センターと子ども家庭総合支援室において、全世代対応型の総合相談を行っております。相談では、内容や分野を問わず、家族構成を初め、家族関係や周囲との関係を把握します。このため、ダブルケアなど複数のケアを担っている家庭の把握は可能であり、実態把握はできていると認識しています。具体的な数は出せませんが、これら相談対応の中で、何らかの支援が必要と思われる場合は、広く関係機関との連携を図り対応しております。

3つ目の御質問、これまでの対応状況については、総合相談窓口の周知を図るとともに、地域の関係機関からの情報提供がふえています。関係機関がキャッチした相談をつないでもらう仕組みづくりは、徐々に拡大していると感じております。

また、家族介護者支援の取り組みについては、介護、障害、子どもの各分野が総合相談でつながる仕組みづくりとして、町内にある各分野の支援者が一斉に集う、合同の研修会やケア会議などを積極的に取り入れ、連携を深めています。

令和6年10月には、福祉課と子育て支援課が合同で主催、企画したヤングケアラーをテーマとした研修会を開催し、介護支援専門員や障害相談支援専門員、司法関係者など多くの分野の支援者の参加がありました。

そのほか、町内の認定こども園の入園相談においても、同居親族に、疾病や障害、介護、看護が必要な家族の有無を調整基準の一つに盛り込んでおり、支援が必要な家族を優先的に支援する体制を整えています。

最後に、4つ目の御質問についてですが、ヤングケアラーの啓発は、オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンに合わせて行っています。また、11月11日は介護の日、12月3日～9日は障害者週間と、さまざまな方向で周知活動を行っており、ダブルケア月間におきましても、町民の皆様により伝わりやすい情報発信の方法について、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 1点、再質問、確認なんんですけども、お願いをいたします。

2点目の質問として実態の把握について、実績等をお尋ねしたんですけれども、平成28年6月

会議に際し、全く同じ実態把握についてお聞きしたときに、ダブルケアで深刻な状況となるケースがあったとの報告は受けていない。そのときは、ダブルケアで特に深刻な状況というのは、当町にはなかったよという御答弁だったんですけども、今ほどの御答弁では、ダブルケアと思われる案件については、関係部署と連携を図りながらしっかり支援等をしているということでしたが、現在、具体的なお答えはいらないんですけども、深刻な状況と思われるダブルケアのような状態というのは、やはり当町にはあるという理解でよろしいのでしょうか。

山本部長、お願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 竹内議員の再質問にお答えします。

今のところ当時と変わらず、深刻な状況にあるという、そういった報告は今のところ聞いておりません。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 再質問にもお答えをいただきました。

ダブルケアも多様性というかケア問題については、多様性を捉えて考えていかなければいけないという、総じてそういうお答えだったかと思うんですけども、啓発のための情報発信についても前向きに検討していきたいということでした。

まずこの問題に対する一般的な理解が広がるように、その啓発、情報発信に期待申し上げたいと思います。

ダブルケアの問題については、国による大掛かりな実態調査が行われるよりも前から、そのようなケアの状態自体は存在していたわけで、ダブルケアという造語ができた2012年ごろあたりから認識されたり、実体験に基づく共感のようなものが広がってきたのかなと思います。

来年は2025年、いわゆる団塊の世代とされる方全てが後期高齢者となり、社会保障、特に介護の問題に向き合わなければならない2025年問題、さらには私も該当しますが、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者の仲間入りをすることによって、社会負担が大きくなると考えられる2040年問題も控えています。ともあれ、指摘されているように、育児と介護の両立という捉え方だけではなく、家族や親族など親密な関係における複数のケア関係、それに関連した複合的課題として捉え、ダブルケアの多様性に対応した支援のあり方の検討を進め、その実践を期待申し上げ、次の質問に移ります。

続いて2項目め、予算編成についてです。

令和6年も残すところ3週間余りとなりました。新たな年を迎えたお祝いムードも束の間、被災なさった方の生活、そして人生までも大きく変えてしまうような大地震に見舞われ、苦しい思いを現在も余儀なくされている方を思えば、心穏やかにはいられない令和6年であったと思います。来る新年、令和7年は穏やかで、あらゆることが前に進む一年であってほしいと願ってやみません。

さて、年が明けて4月を迎えれば、令和7年度がスタートすることになりますが、令和7年度は津幡町第5次総合計画における後期計画期間の最終年であり、そして、第2期津幡町まち・ひと・しごと創生総合戦略も計画期間6年の最終年に当たります。

そのため、次期総合計画、6次総の策定に向けたワークショップが、公民館を単位として地域の住民の皆さんに御参加をいただく形で進められているところです。

このワークショップに私も参加してまいりましたが、参加なさった皆さんは、おのおの地域が抱える課題や理想像などについて御意見を出され、そこからは、まちづくりに対する関心の強さと意識の高さを感じました。

第2回目のワークショップの開催も予定されているそうですが、間違いなく意義のある時間となるでしょうし、夢あふれるまちづくりにつながるワークショップになるはずだと思います。

また、それぞれの地区におかれでは、令和8年度に予定される公民館のコミュニティセンター化に向け、まちづくり協議会の設立に向けた話し合いが、住民の皆さんの参加のもとで進められているところでもあります。ちなみに、私が居住する井上地区でも、原則として月1回のペースで設立準備会の会合が開かれ、コミュニティセンター化に向け着実に歩を進めているところです。総じて、今後は行政運営に対して住民が何らかの形で参加し、これまで行政が担ってきた公共サービスに、住民が主体的に関与する機会が拡大していくなど、住民との協働は必然のものとなり、それに必要となる情報を共有することも重要となってくるのではないかと思う。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。令和7年度当初予算につきましては、例年2月中に開催をいただいている当初予算内示会の場で、その概要が示され、その詳細や町政運営に関する所信などにつきましては、内示会の翌月に開かれる議会3月会議において明らかになさるものと理解しています。

令和6年能登半島地震の発災から間もなく1年を迎え、復旧・復興という大きな課題を抱えながらの町政運営となります。これから本格化する令和7度当初予算の編成に当たり、首長としてどのような基本方針で臨まれるお考えでしょうか。

続いて、2点目です。

1990年代に入ったころからの地方分権改革の大きなうねりの中で、自治体の政策形成に対する住民参加の意識と意欲が高まり、続く2000年代に入ってからは、住民との協働や新しい公共という考え方の上で、パブリックコメントや審議会、ワークショップなどさまざまな方法による住民参加が、制度として定着してきています。このような潮流の中で、予算編成過程の公表に踏み切る自治体が、人口の規模などに関わらず漸増、少しずつではありますがふえてきています。

予算編成過程を公表する自治体像として、行政活動の根幹となる予算について、その編成プロセスにおける透明性を高め、そのことによって住民の理解と信頼を獲得し、より質の高い公共サービスを住民との協働によって実現させようとする、意識と努力がうかがえるのではないでしょうか。

県内に目を向けると、住民に説明責任を果たし、行政に対する理解と信頼をより一層深めていただくことを目的として、当初予算編成について行政情報の透明化、いわゆる予算編成過程の見える化を図るべく、平成22年から予算編成過程の公表をほかに先駆け実施している自治体があります。

この自治体における予算編成過程の見える化のフローとしては、予算編成方針等の公表に続いて、公開外部評価会の開催があり、その後には、外部評価結果等を踏まえた予算要求及び予算査定の公表が行われ、当初予算(案)の公表へつながっているようで、また具体的な公開内容としては要求内容、要求額、査定額、査定理由としているようです。

首長の権限の一つである予算提出権を侵すことはできないわけですが、予算編成プロセスを公開することによって、議会における議論をより深いものとすることが期待でき、また住民に対しては政策のPRや町政全般への理解にもつながるのではないかでしょうか。

当初予算編成過程の公表について、どのようにお考えでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 予算編成についての御質問にお答えいたします。

1つ目の御質問、令和7年度当初予算の編成に当たり、どのような基本方針で臨むのかについてお答えいたします。

令和7年度当初予算編成の基本方針についてですが、まず令和5年7月豪雨及び令和6年能登半島地震による災害からの完全復旧が最重点事項になります。

また、現在も続く物価高騰等の影響により、引き続き厳しい財政運営が見込まれる中、限られた予算の中で、津幡駅東口整備など継続事業の進捗を着実に進め、あわせて国や県の施策と呼応しながら、喫緊の課題にむけて確実に対応して参りたいと考えております。

なお、令和7年度は津幡町合併70周年に当たります。先の議会全員協議会で御報告させていただきましたが、記念事業として4月に大相撲津幡場所を開催することとしております。これを始めとして、ほかにも節目となるような事業を予算計上したいと考えております。

そのほかの予算計上事業につきましては、津幡町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第5次津幡町総合計画を基本に、時代に即した町民ニーズに対応するため、しっかりと集中と選択を行い、子供から高齢者の皆さんのが住んでよかった、安全で安心な津幡町を感じられるような、笑顔あふれる活力あるまちづくりに向けた予算編成を心がけてまいります。

なお、詳細につきましては、来年2月の内示会、そして3月の本会議において述べさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2つ目の御質問、当初予算編成過程の公表について、どのように考えるかについて、お答えいたします。

本町では、例年10月に、国の予算編成動向等を参考に、当初予算編成要領を策定し、各部局に予算要求時の重点事項等を示しております。その後、11月中をめどに、各部局において予算要求を行い、年内一杯をかけて、財政担当部局との調整を実施いたします。そして、年明けからは、私が担当部局から予算内容の説明を受け、予算案を決定し、2月の内示会でその概要を示しているところでございます。

御質問の当初予算編成過程の公表につきましては、議員のおっしゃるとおり、透明性の向上や町民への説明責任を果たす上で一定の効果があると考えます。しかしながら、現在の当初予算編成過程の中に、新たに見える化作業を盛り込むには、そのための資料作成や情報整理、会議の開催などが必要となり、人的、時間的コストが増大することなどが考えられることから、現時点では、予算編成過程の公表については難しいと考えております。

予算編成に当たりましては、現在におきましても町民の代表である議員各位や各区長、各種団体からの御意見、御要望などを参考にさせていただいております。

また現在、公民館のコミュニティセンター化に向け、地域住民主体のまちづくり協議会設立の

準備をしているところでございますが、まちづくり協議会が発足した暁には、より地域のニーズを町の計画や予算に反映させて行く仕組みも必要であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 現時点におかれでは公開等もマンパワーであったりとか、時間的なコストの面からもこれは難しいというお話だったかと思います。住民に対する説明責任の果たし方については、確かに予算編成のプロセスの公開、公表のほかにもその手段は考えられるのかもしれません。町民の皆さんとの共同は、町長も御答弁の中でおっしゃっていたんですけども、これからますます必要性とその強さを増していくと思います。そうしたことからも予算編成プロセスの公開、公表が情報共有、そして政策のPRや町政全般への理解につながっていくものとして、一考の価値ありとお受けとめいただければと思います。

町長におかれましては、年末年始は慌しくお過ごしになることだと思います。これから寒さも一段と厳しさを増していくものと思いますので、くれぐれも御慈愛をいただき、その上で町民の皆さんにとって令和7年が希望に満ち溢れた明るい1年となるよう、令和7年度当初予算を編成していただくことを期待申し上げ、7番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、7番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、3番 東 克彦議員。

〔3番 東 克彦議員 登壇〕

○3番 東 克彦議員 3番、東 克彦です。

本日は通告に従い、3つの質問をさせていただきたいと思います。

先月11月の16日、17日に岡山県倉敷市におきまして、第59回学童保育全国研究集会が開催されました。今回も私、勉強並びに全国の学童保育関係者と意見交換をしてまいりました。15年前に千葉県で開催されましたこの全国研に初めて参加してからというもの、自分の後学のため、自分の地区の地元ですね、学童保育のため、ことあるごとに参加してまいりました次第です。町の学童保育連絡協議会の会長を仰せつかっているころには、全国で開催されている指導員学校などにも出向いて、全国の指導員や保護者だけでなく、学童保育の運営者、そして行政担当者や議員の方々と意見交換をする分科会によく行かせていただきました。そこでいつも感じることは、我が津幡町における公設民営の学童保育、これは本当に全国の学童保育にも比べ、大変恵まれていることを痛感しております、もっともっと学童保育を中心に子育て支援に手厚い町として、広報すべきであると考えております。全国研では、ちょっと気になる子を作業療法士と連携して課題解決をしている先進的な事例を持つ岡山県の開催ということで、去年の全国研より交流を持たせてもらい、勉強をさせていただきました。

そこで、今回は作業療法士について、まずは一般質問をさせていただきます。

日本では、作業療法士の多くは医療現場や老人福祉施設などで活躍をしております。ただ海外では、医療関係、高齢者施設にこだわることなく、さまざまな業界で作業療法士は活躍しているそうでございます。

当町においては、包括支援センターに作業療法士を2名、内1名は会計年度任用職員でございますが、作業療法士を2名配置しております、地域福祉活動計画でうたっている包括的、継続

的な相談支援体制の充実につながり、個別支援につながる仕組みづくりの推進の一翼を担っているものと思われます。通常、行政機関で作業療法士の採用枠がある場合、他の行政機関では大半が病院やその施設等での作業療法を担当するために募集されておりますが、当町では健康やwell-beingに直接関わる部署である健康福祉部に配属されております。ということは、一人一人への細かいサービスも実施できるほか、集団に対してサービスを提供できる、そして企画することができるという点は、大変魅力のあるものだと思われます。このような業務を通じて保健士や社会福祉士などの他の専門職とともに、町民の健康やwell-beingに貢献していると考えることができます。

そこで、3つ質問させていただきます。

まず1つ目、当町における作業療法士の位置づけと業務内容は。

2つ目、こども家庭センターに作業療法士の関与並びに人的補強は来年度からあるのか。

3番目、町内の民間施設等に在勤の作業療法士の方の現況はリサーチされているのでしょうか。

この3つの質問を、山本健康福祉部長にお聞きしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 東議員の本町における作業療法士の位置づけはとの御質問にお答えします。

1つ目の御質問、本町における作業療法士の位置づけと業務内容についてですが、作業療法士は、リハビリテーションの専門職です。子供から高齢者まで、生活に障害をもつ全ての人々にかかり、日常生活動作や家事、仕事、趣味など、その人らしい幸福な生活が送れるように支援します。

本町の作業療法士は、福祉課に設置された直営の地域包括支援センターに配置されており、おもに高齢者や障害者の総合相談業務、介護予防に関する業務を行っています。そして、リハビリテーション専門職の視点で、地域住民や専門職等への個別支援や集団支援を行っています。

また、支援の中から見えてきた課題についても、関係機関との連携調整を図り、地域ケア会議や研修会を企画し、その開催へとつなげています。

2つ目の御質問、こども家庭センターに作業療法士の関与並びに人的補強はあるのかについてですが、子供分野における作業療法士の役割は、身体や知的、発達などに障害を持つ子供の相談や療育、リハビリテーションがあります。現在、福祉課に配置されている作業療法士は、子ども家庭総合支援室の総合相談業務を通じて、対象の子供への支援について、課題や方針を共有、検討し、より適切な支援につなげております。今後は、こども家庭センター設置に伴い、相談業務のみならず、より専門性が高く、障害を持つ子供へ広い視野での支援が必要となってくることが考えられます。このため、今後は小児専門医療や療育機関に配置されている作業療法士との連携を進めることなど、直接の人的補強についても検討していく必要があると考えております。

3つ目の御質問、町内の民間施設等に在勤の作業療法士の現況はについてですが、本町には、町内での病院や介護保険事業所で働くリハビリテーション専門職で構成された、津幡町リハビリテーション連絡会があります。この連絡会は、平成24年度に、包括的・継続的なリハビリテーション支援体制をつくるため、町作業療法士の働きかけで発足しました。令和6年5月末現在、作業療法士17名を含む51名が参加しており、町民の皆様が自宅、病院、施設どこにいても、必要な

リハビリが切れ目なく受けられるような体制づくりを目指しております。また、リハビリテーション専門職について広く知ってもらうための活動にも取り組んでおります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 広い視野で捉えていただいて、今後は人的な補強も必要であればということで、少し前向きな答弁をいただいているのかなというふうに思っております。

ぜひともですね、人材は宝でございますので、町内の作業療法士をですね、しっかりと把握し、このリハビリ連絡会のほうをですね、上手に活用できるようしていただけるよう、強く念じて、次の質問へ行かせていただきます。

それでは次に、作業療法士と学童保育の連携を模索するべきではないかという質問をさせていただきます。

現在、当町における学童保育は、町放課後児童健全育成事業のもと公設民営、運営委員会設置型、そして保護者会で運営ということで、先ほど申し上げとおり、石川県内どころか全国でも有数の学童保育どころではないかと思われます。

全国全ての学童保育が本来活用してほしい、指導員の処遇改善やキャリアアップなどに全国に先駆けて活用している点でも、ほかの都道府県の学童保育関係者から非常にうらやましいという声を毎年のようにお聞きしております。

各クラブの運営強化並びに安定の人・もの・金などの財政面の課題は、永久の課題ではないかなというふうに思われます。それに関わる会計処理や労務関係の総務的な業務問題、こちらの軽減もしくは解消も指導員や保護者の負担となっているところでございますので、今後の課題になると思われます。そうは言っても、近年、町内の学童保育利用者率、こちらは非常に高いものがありまして、当町において学童保育はもうなくてはならないものとなっております。そういった中で、保育の質を高めていくこと、これが大変重要であると考えます。当町の指導委員会では、事例検討会などを開催して、ときには特別支援学校の相談員を外部講師などにお招きして日々研鑽を行ってくれております。

当町におきましては、障害児受入クラブ、指導員設置費として障害児数が1名から3名ならば、その指導員1名分の115万円、4名から6名ならば、2人分の230万円、7人以上ならば3人分の345万円と事業主負担分を含んだ、給料等のおよそ半額近くを補助しているわけであります。

そして、今12月議会では、指導員の設置費の増額の議案が提出されております。全国研の開催地である岡山県では、子供の困った行動には、必ずわけがあるということで、作業療法士の視点から学ぶものが多いんではないかということで、発達支援障害児支援のために、学童保育と作業療法士の連携に踏み込んだそうです。

学童保育では、長期休暇中では子供たちが10時間近くも過ごし、生活の場そのものだと考えております。学習や遊び、おやつに食事に後片づけなど、もしかすると学校よりもさまざまな活動を他学年同時にやっているわけですので、生活のいろいろな困りごとが出てきて当たり前ではないかと考えております。そんな困りごとを解決し、習慣化を図る仕事を日ごろから専門職としてやっておられる作業療法士、リハビリだけではなくそういう視点をお持ちの作業療法士、こういう方々が学童保育にはぴったりフィットするんじゃないかなと考えております。指導員と作業療法士などの専門職の方々との連携で、児童の健やかなる発育を支援すること、このことで指導員

や保護者を含め誰もが生き生きとした学童保育のほうを目指すことができるのではないかと考えております。

そこで、これも山本健康福祉部長に2つ質問をさせていただきます。

1つ目、試行期間を設けてそれぞれ1つずつですが、小規模クラブと大規模クラブをパイロット事業として、学童保育と作業療法士との連携事業を今後実施し、将来的には町内の全学童保育と作業療法士などの町の専門職との連携を発展的に模索してみてはどうかなというふうに考えております。

2つ目、厚生労働省の社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知として、地域生活支援事業の実施についての一部改正として、障害児等療育支援事業、及び巡回支援専門員整備事業の対象に放課後児童クラブが明記されました。ほかの自治体ではなかなか活用しているところは少ないと思われますが、学童保育に作業療法士などの専門職を巡回支援することができる環境整備をしてみてはいかがか。

この2つ質問をさせていただきます。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 作業療法士と学童保育の連携を模索すべきとの御質問にお答えいたします。

作業療法は、人は作業を通して健康や幸福になるという基本理念と学術的根拠に基づいて行われる行為であり、子供に対しての作業療法は、各種障害を持った子供たちやその家族への支援を行うものです。

また、健康福祉部内では課ごとの仕切りを設けずに、福祉課に配置された作業療法士等と子育て支援課に配置された保健師、社会福祉士等の専門職が連携し、支援業務を行えるよう体制強化を図っており、障害の相談に対しても、協働による支援を進めています。

御質問の放課後児童クラブと町専門職との連携に関しても、子ども家庭総合支援室を中心とした連携体制が構築されており、相談事案に合わせて支援業務を行っております。

また、障害児等療育支援事業及び巡回支援専門員整備を活用し、巡回支援ができるよう環境整備をしてみてはどうかという御質問ですが、障害児等療育支援事業は、実施主体が都道府県、指定都市、中核市とされていることから、町で実施する事業ではないと考えております。

巡回支援専門員整備につきましては、放課後児童クラブにおける障害児支援に対するニーズは高まっており、必要に応じて、学校や児童相談所など関係機関との連携を図りながら支援している現状があります。

障害の有無にかかわらず、子供の行動や特性が気になる段階から専門員による相談や支援が開始されることは、クラブの職員だけでなく、本人や保護者にとっても有効な支援につながります。現在、発達支援センター等の専門機関の協力を得ながら体制を整えている段階であり、今後、検討してまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 再質問をさせていただきます。

今の答弁によりますと、相談があつてから、それに対して対応していくということですので、

どちらかというと能動的ではなく受動的な受け入れ、相談受け入れなのがなというふうに感じました。ただ、今までのほかの議員の答弁からも総合すると、ケア会議だとかですね、研修会に学童保育の支援員さん、指導員がからみながら、学童保育での相談をさせていただけるというよう感じることができたのですが、その点に関しては可能なのでしょうか。実際に幾つか事例がもう既にあるということでしょうか。お知らせください。

○八十嶋孝司議長 山本健康福祉部長。

〔山本幸雄健康福祉部長 登壇〕

○山本幸雄健康福祉部長 東議員の再質問にお答えいたします。

現状では、学童保育を巡回と言うか、こちらから積極的に訪問するとそういったことは行っておりませんけれども、今後そういったことがもし可能となるか、内部でちょっと検討いたしました、そういうことも支援につながるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 通告にないちょっと深いところまで質問させていただき、大変困らせてしまって、大変申し訳なかったかなというふうに思っております。

ただですね、今後は学童保育も含めて子育て支援で悩んでおられる方が気軽に相談をすることで、いろんな事案に対していろんな関係者と専門機関と対応を考えていけるものが津幡にあるんだということを、私も広く広げていきたいなというふうに思っておりますので、次の質問に行かせていただきます。

次は、のるーと津幡のエリア拡大等に伴いまして、新たな課題はないのかということで、質問をさせていただきます。

スタートして1年の総括をしていただければなというふうに思っているんですけども、10月の28日よりエリアが拡大しました。車両も2台増台しました。より町民にのるーと津幡の存在が浸透してきていると思われます。新しいパンフレットもでき、萩の台小学校や条南小学校などの児童たちにものるーとの乗車体験をしたりすることで、幅広い年齢層の方々に使ってもらえたらというふうに考えております。

生活環境課の皆さんにおかれましては、地道に説明会を開催していただき、町民に寄り添った普及活動、その成果でありますか、やはり登録者数並びに利用者数がふえてきております。新たにエリアを拡大した地区の方々の利用状況は、路線バスの利用数と比較してどのような変化が見られているのでしょうか。もう既に現れているようであれば、お知らせいただきたいなというふうに思っております。車両の増台によって、特に待ち時間が大変でしたというお声をたくさん聞いておりましたが、この待ち時間が少なくなっただとか予約しやすくなったよというような声は町に届いているのでしょうか。

また、エリア拡大に伴って新たな課題は出でているのかなと非常に気になるところでございます。今回からかなりの地区でバス停が上り下り設置されております。乗車予定の方が反対側のバス停で待機しているとか、上り下りを考慮してバス停に向かうドライバーさんが回り道を選択して、ちょっと苦慮しているなという点もお聞きしております。これらは、時がたてば利用者もドライバーもあまたの経験をもとに解決することができるんではないかなというふうに思うのですが、これに懲りず利用してもらうためにも、ドライバーのコミュニケーション能力等々も必要

となってくるのかなというふうに思っております。

そして、スタートして2回目の冬を迎えるとしております。車両が雪等でスタックした場合、このような場合はどのような対応をされていたんでしょうか。乗客並びにドライバーの安心安全を守ることができる体制なのか教えていただきたいなというふうに思っております。また、個人的に一応バス停のところを回らしてもらったんですが、特にあの常徳などの中山間地で道の細いところでは、時間帯によっては周りが非常に暗くて、車両の転回、Uターンをするのも危険なケースがあるんじゃないかなというふうに考えております。

このように、のるーと津幡がスタートして1年を振り返りますと、いろんな問題が出てきたのではないかと思います。可能な限りさまざまなデータを開示して、より一層の周知を図るだけでなく、ドライバーの研修などに活用することができるんじゃないかなというふうに考えております。

そこで、由雄生活環境課長さんには、のるーと津幡の1年を総括していただきたいと思います。

○八十嶋孝司議長　由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長　登壇〕

○由雄宏一生活環境課長　のるーと津幡のエリア拡大等で新たな課題はとの御質問にお答えいたします。

昨年12月4日から運行開始しましたのるーと津幡ですが、御質問にありますとおり、10月28日から、車両をふやし、運行エリアを拡大しました。

拡大エリアの地元説明会は、9月2日から10月24日まで計13回開催し、120人以上の方に説明をさせていただきました。1ヶ月が経過した11月27日時点で、全登録者数は3,589人で、利用者数は、10月28日前後の1週間で比較をすると、1日当たり92人から117人となり、25人、約27%増加し、順調な滑り出しだと感じております。

拡大運行後の状況の変化につきましては、拡大エリアの路線バスの乗降調査は、定例である12月中に実施する予定であり、現時点での路線バス乗客数の比較はできませんが、10月28日からの1ヶ月間の、のるーと津幡の全予約数のうち約4%で、拡大エリアのバス停の利用がございました。

また、上り下りのバス停を追加したことや車両をふやしたことで、拡大運行前後の平均待ち時間は、16分から7.5分とおよそ半減しており、運行サービスの改善につながりました。

その反面、ふえたバス停への戸惑いを聞くこともありますし、実際の乗車履歴を確認しながら、窓口や電話で丁寧に説明するとともに、運行事業者とも密に情報共有し、お客様や運転手の不安や不満の軽減に努めているところでございます。

次に、のるーと津幡の冬の備えについてですが、路線バスと大きく変わることはなく、スコッブやタイヤチェーンを携行する予定ですが、狭い道路もあることから、積雪状況や積雪予報によっては、急な路線変更による遅延を初め、計画運休も想定されます。できるだけ早めの御案内や御連絡に努めますので、お客様や運転手の安全確保のため、あらかじめの御容赦をいただきたいと思います。

12月4日で、のるーと津幡は、運行開始から1年を迎えました。10月28日の運行拡大以降は、より多くのご利用をいただく一方、引き続き毎日のように窓口や電話で、新たなバス停の確認などお問い合わせや御意見をいただき、できるだけ丁寧に対応させていただいているところです。また、それらを受けて継続的に業務改善を行うため、お客様からの声や乗降データなどを共有し

ながら、定期的にシステム会社や運行事業者と会議を実施しているところです。

お客様満足度が95%程度で推移し、運行開始から月別利用者数がおむね右肩上がりでふえ、以前にはなかったお問い合わせを毎日のようにいただることは、一部に御不便をおかけしておりますが、のるーと津幡が地域の足として浸透しつつあり、さらに使いたいという期待の裏返しとも捉えております。

今後も、引き続き関係者と密に連携しながら、常に運行サービスの改善、充実を図るとともに、より一層の御利用をいただくよう周知に努めてまいりますので、引き続き、のるーと津幡への御理解と御利用をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 非常に心強い存在にのるーと津幡がなってきているのではないかと思われます。

今後は、なお一層ですね、のるーと津幡のほうを利用していただける方をふやしていただいて、エリア拡大、まだまだ待ち望んでいる地区もございますので、ぜひですね、町民全員がですね、1回はのるーとを乗ったことあるよというようなことを夢見て、本日の一般質問を終了させていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、3番 東 克彦議員の一般質問を終わります。

次に、11番 塩谷道子議員。

[11番 塩谷道子議員 登壇]

○11番 塩谷道子議員 11番、日本共産党の塩谷です。

今日は、3つの質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問です。国民健康保険の子供の均等割をなくせということで質問いたします。

国民健康保険の仕組みは、社会保険と比べて大きな違いがあります。社会保険は会社員などが加入するもので、保険料の半分は会社が負担します。国民健康保険は自営業者、年金受給者、非正規雇用者などが加入するもので、全額支払いとなります。また、社会保険は扶養制度があり、何人入っても金額に違いはありませんが、国民健康保険は個人が加入するもので、家族全員がそれぞれに保険料を支払う必要があります。

国民健康保険税は、所得割、均等割、平等割があり、その合計額で年間の保険税が決まります。社会保険にはない子供に対する均等割もあります。2022年4月から国による就学前の子供の減免が実施され半額になりました。これは絶好のチャンスです。国による就学前の子供を半額にしたのを契機にして、国の制度に上乗せて18歳までの子供の均等割を全額免除にしていただけませんでしょうか。石川県社会保障推進協議会の資料によりますと、津幡町の国民健康保険の家庭で子供のいる世帯は68、子供の数は89、子供の均等割をなくすのに必要な金額は170万4,400円です。子供はお金を儲けていないのに保険税を払うのはあまりにも理不尽です。金額も大きくありません。ぜひ子供の均等割をなくしてください。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 塩谷議員の国民健康保険税の子供の均等割をなくせとの御質問にお答えいたします。

令和4年度から未就学児に係る均等割を5割軽減し、軽減財源は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1を負担しております。

議員の質問にありました、石川県社会保障推進協議会への回答の、子供のいる世帯数68、人数89人、子供の均等割をなくすのに必要な金額170万4,400円は、6歳未満の未就学児の軽減後に係る数字や金額でございます。

本町の国民健康保険には、賦課期日である4月1日現在、18歳未満の方が393人加入しており、内訳は、6歳未満の未就学児が89人、6歳以上18歳未満の方が304人となっております。

仮に、御質問のとおり18歳未満の方全員の均等割を減免した場合、追加で1,164万3,200円が必要となる見込でございます。

また、現在、国が定めた標準化基準に適合した情報システムの導入に向けて取り組んでいいるとこどりあり、子供の均等割を撤廃するなど、町独自でのシステム改修を行う場合は、別途、約2,500万が必要となります。

なお、全国知事会等では、さらなる子育て世帯の負担軽減に向けて、軽減の対象範囲及び割合の拡大を全国一律の制度として導入するよう求めております。

議員からの、このような御質問につきましては、過去7回にわたりお答えしておりますが、子供の均等割の軽減につきましては、国全体の問題として検討すべきものと考えております。

また、平成30年度から石川県が国民健康保険の財政運営の主体となっており、県内市町で統一的な運営をするのが基本であることから、町単独での均等割の軽減は考えておりません。

本町といたしましては、国や県の動向を注視するとともに、子育て世代の負担軽減に向け、国民健康保険の世帯に限らず、子育てをする全ての世帯を対象とした支援の充実を今後も継続してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 私が考えていたよりも、もっともっとややこしそうでした。もっと人数が、18歳までだったらふえるということやとか、国全体のものとして考えるので、町独自のものはしないということやとか、いろいろ新しいことがありましたので、もう一度それは考え直して、話したいと思います。

次、2番目の質問に移ります

各学校の体育館にエアコンをということで質問をいたします。

各学校の体育館にエアコンをつけていただきたいと思います。

体育館は災害時の避難場所になっているので、多くの方がここに逃げて来ます。暑い夏の場合もあるし、寒い冬の場合もあります。どんなときでもスイッチひとつで、温度調節ができればこんなにすばらしいことはありません。段ボールベッドなども用意されますが、冬は床が冷たいのを我慢するのは大変なことで、暖房が実施されればそれも軽減されます。暑い夏に大勢の方が集まればそれだけで暑さが増しますが、冷房が実施されればひんやりした中で過ごすことができます。

長期にわたって避難所で過ごすことになれば、エアコンのない中で過ごすことは大変なことです。災害はいつ来るかわかりません。エアコンを先延ばしにしている間にも災害はやって来るかもしれません。各学校にエアコンは設置されています。体育館でなくても冷房のかかっている部

屋を使えばどうかという意見もあるかと思いますが、人数が多い場合や授業に支障を来たさないことを考えれば、やはり体育館がいいのではないかと思います。体育館がエアコンを使えるようになれば、体育の授業でも有効に使えます。

最近の地球温暖化現象を考えても順当な対応だと思います。エアコンをつけるのは順番から言っても次は体育館でしょう。一刻も早く決断をしていただきたいと思います。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 各学校の体育館にエアコンをとの御質問にお答えいたします。

災害時において避難所開設は緊急を要するものであり、避難所となった場合、特に高齢者や乳幼児、健康状態が不安定な方にとりまして、適切な温度管理が生命維持にも関わる重要な課題であることも認識しております。

そのため、昨年度の豪雨や地震等における本町の避難所については、町福祉センターや隣接している公民館等、できるだけ空調設備のある施設を活用してまいりました。

しかし、議員の御意見のように、能登半島地震の時は、本町においても避難者が多くなった地域があり、学校体育館を避難所として開設したところがあります。そのことから、先ほど柴田議員の御質問で回答したとおり、学校体育館のエアコン設置にむけて、財政面の課題や設置の手法等の検討を行い、実施の可能性を判断していきたいと考えおりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 6月の会議で道下議員さんの質問にも引き続き検討しますとおっしゃっていました。早く決断していただくことが必要だと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の質間に移ります。

3番目の質問は、福祉灯油の制度をということで質問いたします。

今買い物に行くと何でも高くなっているので困ります。鮭3切れで593円。鯖3切れ350円。キヤベツは安い時も高い時もあります。きょうは1玉350円でした。白菜は1玉380円です。これだけ物の値段が上がっているときに、灯油を買うと1リットル108円です。政府が援助してくれているので、まだ助かりますがそれでも高いです。

私の知り合いのおばあちゃんが言っておられました。灯油高いわ。大事に使わないといけないね。なるべく布団に入って過ごすわ。体の都合が悪い方なので、外にも出られず家の中で過ごしておられます。それでも布団の中で過ごすのは歩く力がなえてしまい、大変なことです。家中でも何度もつまずいて転んでしまわれます。

住民税非課税の方には、少しでも灯油代を安くしてあげられないでしょうか。例年より温かい日が多いと聞きますが、それでも石油ストーブなしでは過ごせません。

福祉灯油の制度を実施していただけだと、それだけ費用も少なくて済みます。

町長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 福祉灯油の制度をとの御質問にお答えいたします。

本町では、灯油などの店頭価格が引き上げられている状況を踏まえ、令和3年度、令和4年度において、町民税非課税世帯等に対し、灯油購入費助成事業を実施いたしました。1世帯当たり上限5,000円の灯油購入費を助成したもので、令和3年度は418世帯、令和4年度は577世帯に助成しております。

本町が、石川県石油販売協同組合河北支部津幡ブロックと単価契約している灯油価格の推移では、1リットル当たり、2年前は107円、1年前は112円でしたが、本年11月には113円となっております。

このような状況のもと、令和5年度は、国による物価高騰対策として、対象世帯へ1世帯当たり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を行っております。

本年度につきましては、住民税均等割のみ課税世帯や新たに非課税世帯となった世帯等へ、1世帯当たり10万円の低所得者支援臨時特別給付金を支給しております。

また、11月22日に閣議決定されました、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済政策において、住民税非課税世帯への給付金支援が盛り込まれたところであります。今後、国の審議により、実施の詳細が決まりましたら、本町としましても、物価高の影響を受ける対象世帯が速やかに支援を受けられますよう、準備を進めてまいります。

このようなことから、本年度は、灯油に限定した助成制度は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 10万円の収入がありますが、非課税の家庭の方に、これはまた生活そのものに対するお金ですので、また灯油代は別かなと思うんですけれども、それではだめでしょうかね。福祉灯油を待ち望んでいる方がたくさんいらっしゃいます。以前に福祉灯油のことをお願いした時に1リットル、私が調べたら102円だったので、今回それよりも高い108円でしたので、望みはかなうのかなと思っておりました。でもちょっと残念ですが仕方ないですね。

これで、私からの一般質問を終わります

○八十嶋孝司議長 以上で、11番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

この際、議案等説明員交代も含め暫時休憩といたしまして、午後2時45分から一般質問を再開いたしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

[休憩] 午後2時35分

[再開] 午後2時45分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

6番 小町 実議員。

[6番 小町 実議員 登壇]

○6番 小町 実議員 議席番号6番、小町 実です。

本日は、2問質問させていただきます。

1つ目としまして、マイナンバーカードの紐づけ案はということで。

本年12月2日以降、従来の健康保険証の新規発行が終了しまして、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。マイナ保険証として利用することで、患者本人の薬剤や診療データに基づくよりよい治療が受けられると提供されております。また多くのメリットがあるようござります。

マイナンバーカードは、総務省によると、国民の約83.1%が保有し、その一方で、健康保険証としての利用率は、10月時点ですべての約15%にとどまっている状況であると言わせております。

マイナンバーカードを利用しまして、コンビニで住民票や印鑑登録証明書を取得しようとしたら別のものが出てきたということ。また、マイナ保険証に別の人の情報が紐づけられていたなどという問題が起きたことも懸念されております。

まず、3点について質問いたします。

希望する方がマイナ保険証を保有することができるような仕組みを推進していくことが重要であります。高齢者に対する現状の取り組みと課題について。

2つ目、当町で現時点の国保被険者のマイナ保険証登録数やマイナ保険証に対応している病院、薬局等の医療機関の導入率を教えてください。

3つ目に、住民がスムーズにマイナ保険証に移行できるよう、どのような周知啓発活動が行われているかをお答えください。また、マイナンバーカードの保有率が上がっていいくだけではなく、利活用も普及させるために、全国の自治体ではさまざまな取り組みが行われております。避難所の管理業務を効率化するために、避難者カードを書かずに入所できるシステムを導入したり、避難者と職員の双方にとって負担が軽減されているようです。前橋市では、タクシーの運賃の一部を助成する割引きサービスを始め、マイナンバーカードでの運用に一本化し、高齢者の取得率アップにもつなげています。三条市では、マイナンバーカードを投票入場券として利用し、時間短縮と配置職員の軽減に実現しております。小牧市では図書館で自動貸出機による図書の貸し出しが可能となっております。地震など大規模災害に備えて、マイナンバーカードと避難支援のアプリを紐づけすることで、避難支援をデジタル化することで、避難先の周知、避難場所の名簿作成といった迅速でなつかつて確に実施することができるようです。また、警視庁はマイナンバーカードと免許証を一体化させたマイナ免許証の運用を、来年3月24日から開始するという方針を固めました。

今後、津幡町独自でマイナンバーカードでの紐づけ案を何か検討されているようでしょうか。

矢田町長の御答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小町議員のマイナンバーカードの紐づけについての御質問にお答えいたします。

12月2日をもって従来の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。

マイナ保険証では、過去の薬や診療データに基づき、よりよい医療が受けられるようになるとともに、突然の手術や入院でも高額支払いが不要になるなど、さまざまなメリットがございます。

しかしながら、全国のマイナ保険証の利用率は、10月末時点ですべての約15.7%にとどまっており、石川県は全国4位の21.4%であるものの、依然として低い水準にあるのが現状であります。

これまで、マイナ保険証に他人の情報が紐づけられたり、マイナンバーカードを利用するコン

ビニ交付サービスで別人のものが出てくるなど、全国でトラブルが相次いだ経緯もあり、不安な思いからマイナンバーカードの取得を躊躇されている方がおいでるものと承知しております。

町としても安心して御利用いただるために、データの登録に誤りがないよう気を引き締めて事務処理を行っているところであり、現在まで本町で誤りの報告はございません。

1番目の、高齢者に対する現状の取り組みについてでございますが、高齢者のマイナ保険証の利用率は現役世代よりも5ポイント程度低い水準で推移しており、制度を運営する石川県後期高齢者医療広域連合では、リーフレットの配布や新聞広告を行うなど、積極的な利用促進に取り組んでいるところでございます。

2番目の、本町の国保被保険者のマイナ保険証登録数でございますが、9月末時点では3,808人となっております。また、町内医療機関のマイナ保険証への対応状況については、町内の2つの病院、16の医科診療所、11の歯科診療所、12の薬局、合計41カ所の医療機関の全てにおいて対応済みとなっております。費用と労力をかけて、ここまで対応設備を導入していただきました町内の医療機関の皆様には、この場をお借りいたしましてお礼を申し上げる次第でございます。

3番目の、マイナ保険証に関する周知・啓発活動につきましては、町ホームページや広報でマイナ保険証の周知に努めており、8月からは町民プラザやアル・プラザ津幡でPR動画を放映しております。また、マイナンバーカードの申請時には、希望する方にマイナ保険証の取得を御案内しております。

最後に、津幡町独自でのマイナンバーカードの紐づけ案を何か検討しているかとのお尋ねに関しましては、議員御指摘のように、避難所の管理や選挙、福祉分野など、利便性の向上や業務効率化につながるさまざまなサービスが考えられると思います。

現時点で具体的に検討しているものはございませんが、今後は国による紐づけサービスの動向も注視しつつ、機会を捉えて検討していきたいと思思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 丁寧な回答ありがとうございました。

津幡町の医療機関、薬局等を含めて41機関、全てのところで対応できると聞きました安心しております。小さな歯医者さんですとか薬局等にも、大きな薬局、小さな個人経営の薬局もあると思うんですけども、もしかして対応できていないところもあるのかなと思ってたんですけども、大変よかったです。

また、デジタル社会にもう本当に突入していったのかなとは思うんですけども、紙からカードへということで、また新しく来年、ことしもそうですが、新しくなっていくのかなと思っております。

また、町独自での対応に関しましては、また一つ一つできることが多々あると思いますので、また取り組みのほう、一つよろしくお願ひいたします。

それでは、2問目の質問に入りたいと思います。遊びの場、憩いの場を目指してについて、きれいな町やきれいな公園というのは、誰もが気持ちがいいことで間違いありません。そんな町であれば、町民の皆さんを初め、町外の皆さんもまた来たいな、また住みたいなということになると思います。

公園は、子供たちの遊びの場として、また高齢者にとって身近な憩いの場として、さらには、

多世代の方が交流する地域コミュニティー活動の場となりまして、重要な役割を担っております。災害時には避難場所や救援活動の拠点ともなります。

津幡町の都市公園といたしましては、ふわふわドームのあがた公園、長い滑り台の中条公園、アザレアの住吉公園、この役場横にあります津幡中央公園、またコンパクトなしらとり児童公園、また地域公園として町内の至る所に小さな小さな公園・広場を含めまして130カ所の公園が、町で管理されております。ほかにも農村公園・墓地公園・歴史公園などがあり、そのうち町内でも、一番大きな公園としましては、石川県が管理しております県森林公園があります。現在、町の地域公園におかれましては、地元の自治会、またボランティアの力を借りて、協力をしていただきまして、花壇の維持管理、除草、草刈りなど快適な場所となるように取り組んでいるとお聞きしております。

しかし、近年、夏の猛暑により雑草の生え方が尋常ではありません。以前から見ると、年間の除草作業も数多くふえてきたということもお聞きしております。それでも町民からは、都市公園などの繁茂があまりにひどいという意見も数多く聞きます。

年間の計画や予算が問題なのか、またシルバー人材センターや、実際に作業される方の多忙化が問題なのが疑問です。もう少し早い時期に草刈りをすればどうだという意見もありました。近年の気象の変化により雑草対策にはもう少し積極的に取り組んでほしいということで、中には部分的に人工芝などの移植やグランドカバーという推進はいかがでしょうか。グランドカバーというものは、背丈の短い植物を一面に敷き詰めることで、雑草対策として高い効果が上げていると言われております。雑草の除草作業で苦労されているのは都市公園ばかりではありません。その他の町が管理されている公園でも、何らかの対応が必要かもしれません。

また、遊びの場、憩いの場を目指して多様なニーズに応える公園として、町民の方からの町の声がありました。例えば、多くの子供たちが使っている住吉公園では、子供が決められた時間に帰れるよう、時計を設置してもらえないかという御相談を受けました。また、公園の外周の改善といった質の向上に関する要望もお聞きしました。雑草作業とあわせてお願いいいたします。

また、本年もこの12月最後の議会となりましたが、本年も残すところわずかになりました。こし1月1日の能登半島地震に始まり、ことしもさまざまなことがありました。

矢田町長におかれましては、一年を振り返りまして、ことし一年を漢字で一文字で表すとすれば、どのような文字が当てはまるでしょうか、ひとつよろしければ、お答えお願いいいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 遊びの場、憩いの場を目指しての御質問にお答えいたします。

現在、本町には6カ所の都市公園と125カ所の地域公園がございます。このうち、都市公園につきましては、年に5回程度の芝刈り及び除草作業や樹木の管理、トイレ清掃などを造園業者やシルバー人材センターに委託しており、地域公園におきましては、園内清掃や除草作業などの公園管理を地元自治会に委託しております。

議員のおっしゃるとおり、都市公園については、町民から、子供たちの遊び場、高齢者の憩いの場として、また衛生面や防犯対策の観点から除草頻度をふやしてほしいとの意見がございますが、費用面において、年々労務賃金が上昇しており、限られた予算内で除草の回数をふやすことは難しいと考えております。

除草につきましては、これまで管理業者による定期的な除草作業に加え、町職員が公園パトロールを行い、雑草の成長状況やイベント時期に応じて実施してまいりましたが、今後はさらに適切なタイミングで除草されるよう管理業者に指示してまいりますので御理解をお願いいたします。

次に、議員が提案されている人工芝については、スポーツ競技場などでは敷設事例がありますが、公園緑地における防草対策としての敷設事例は少なく、イニシャルコストやランニングコストが高額となるため、採用は難しいものと考えております。

また、グランドカバーにつきましては、繁殖力の強いヒメイワダレ草などの植物を植えることにより、雑草の繁殖を抑制するもので、公園での採用事例も多くあるようでございますが、維持管理が不足すると、結局ほかの雑草に負けてしまうこともあるようでございます。今後も先進事例などについて調査、研究を行い、本町にとって最適な雑草対策を検討してまいります。

都市公園以外の管理箇所につきましては、直営での除草作業やシルバーハンモックへの委託のほか、道路では地区愛護団体への原材料支給などを実施しており、今後も同様の対応を行ってまいります。

住吉公園における時計設置に関する要望においては、イベント時や公園利用者のスケジュール管理など、時間に合わせた活動を行うために有益な設備でもありますので、現地調査を実施し、適切な場所に設置したいと考えております。また、公園外周の改善に関しては、芝刈りや樹木の選定など維持管理作業を進める中で、必要な対策を講じてまいります。今後も子供たちの遊びの場、市民の皆様の憩いの場として気持ちよく御利用いただけますよう、公園の維持管理に努めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、ことし1年をあらわす漢字として、私は、応援や支援の援の字を選びました。この字には、助けるという意味がございます。

本町が現在、元日に発生した震災からの復旧、復興に向け強く歩みを進められますのは、発災直後より全国の自治体などからの援助物資や職員派遣など多大なる御支援をいただいているおかげであり、深く感謝申し上げるとともに、私としましても、全ての市民が一日も早く震災前の暮らしを取り戻せるよう、支援していきたいと考えております。

また、本町出身の大関大の里関にとりまして、ことしは大いなる飛躍の年となり、町でも優勝パレードやパブリックビューイングなどを開催いたしました。私は、そこで市民の皆様が送った声援や応援が、彼の快進撃を支えていたと同時に、彼のひたむきに努力する姿とその強さが、たび重なる天災に見舞われた私たちにとって心強い応援になっていると感じております。

このようなことから、私はことし1年を表す漢字といたしまして、援がふさわしいと思っております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 丁寧な御説明、御回答ありがとうございます。

除草、草に関しましては、また来年度以降、ことしで終わったわけでもありませんので、気候が変わればいいのかなとは思うんですけども、多分これから温暖化は耐えられない。草ももう野放しの状態で生えてくるのかなと思うんですけども、また何かの対応を少しづつ、ひとつよろしくお願ひいたします。

あと住吉公園の時計に関して、そういうお声を聞きまして、つけていただけることを前提

でのお話かなとは思うんですけども、ひとつよろしくお願ひいたします。

それと、最後の一文字に関しましては、援ということで、どういう字が今回回答されるのかなということは、少し心の中ではいろいろ思つとったんですけども、すばらしい字かなというふうに思っております。

本年は1月1日の能登半島地震に始まりまして、5年ぶりの津幡祭り、のるーと津幡が大盛況、そして大の里の大関昇進、欧勝海関、金城梨沙子選手の世界選手権優勝、津幡中学校の走り幅跳びの藤本さん、小学校4年生の少年相撲の本間選手など、数えきれないほどのスポーツ選手の活躍があつたと思います。来年以降もまたスポーツの町として、津幡町をPRしていただければなと思っております。

以上、小町、質問を終わります。ありがとうございます。

○八十嶋孝司議長 以上で、6番 小町 実議員の一般質問を終わります。

次に、5番 小倉一郎議員。

〔5番 小倉一郎議員 登壇〕

○5番 小倉一郎議員 本日は2問について、質問させていただきます。議席番号5番、小倉一郎です。

まず初めに、リニューアルした森林公园の一層のにぎわいづくりに町独自の記念イベント開催を開催できないかということで質問いたします。

1,150haという広大な面積を有する石川県森林公園は、町中央部の津幡園地と北部の三国山園地の2つのエリアに分かれています。

今回、県によってリニューアル整備が行われました津幡園地は、さまざまなレジャーを楽しめる施設や広場があり、開園当初から幅広い年代の方々に利用されています。さらに、国道8号津幡北バイパスが開通したこと、交通アクセスも格段によくなり、津幡町の観光スポットとして県内外を問わず多くの方々が来園しております。昨年は、家族やグループで楽しめるバーベキュー場、フィールドアスレチック、森林が持つ機能などが学べるインフォメーションセンターがリニューアルされました。

ただ、御承知のとおり、昨年7月の豪雨とことし1月の能登半島地震により、津幡園地は多くの被害を受けました。特に、道路とのり面の崩落が多数見られ、中でも林道や遊歩道、サイクリングロードは、いまだ復旧のめどが立っていない箇所もあり、本来の森林公园の姿とは言いがたい状況となっています。

その一方、ことし4月には、いしかわ動物愛護センターが、また7月には待望の屋内木育施設、森のひみつきちがオープンし、以前のにぎわいを取り戻しつつあるようです。

たゞ重なる災害にも見舞われ、復旧工事が行われる中、こうしてリニューアルされた森林公园が、これから先、豊かな自然と新たな施設との融合により、活気と魅力あふれる公園となっていくことを期待しているところであります。

さて、15年前の平成21年、矢田町長が町長就任以前に世話をとなられまして、津幡町、町商工会、JA石川かほく及び金沢森林組合で構成した、森林公园活性化津幡町連携協議会が発足されました。

その後、同協議会では、まこもやり投げ大会や、森の落ち葉のお絵かきコンテストなどを開催し、森林公园のにぎわい創出と本町の交流人口拡大に大きな役割を果たしてきたものと認識して

おります。

しかしながら、新型コロナ感染症拡大と園内のリニューアルにかかる工事の影響により、イベントの開催が困難となりました。加えて同協議会の活動実績が開園50年を迎えた森林公园のリニューアル整備への道筋をつけたこともあり、2年前に同協議会は解散し、現在に至っております。

今回、私が提案いたしますのは、その協議会こそございませんが、以前のように町、県、各種団体が連携し、それぞれが持っている情報やアイデアを生かした森林公园のリニューアルを記念したイベントの開催です。

例えば、自然豊かな中での音楽イベント、地元農産物のテント市やフリーマーケット、キッチンカーなどによる食のイベント、またいしかわ動物愛護センターとタイアップした催しなども考えられます。そして、記念イベントの開催を契機に、森林公园に多くの人を呼び込み、園内のさまざまな施設の魅力をPRすることで、森林公园のより一層の活性化と、本町の観光推進及び交流人口の拡大が期待できるものと考えます。

なお、石川県では、去る11月2日、3日の両日、森林公园50周年を記念したイベントを開催し、緑化の広場では県内高校合唱部員による、森林公园をテーマにした合唱曲が披露されました。

そこで、地元津幡町におきましても、町を代表する重要な観光資源の一つである森林公园のリニューアルを記念し、町独自のイベントを企画しそひ開催できないか、矢田町長にお聞きします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 小倉議員の森林公园リニューアルを契機に町独自の記念イベント開催をとの御質問についてお答えいたします。

初めに、森林公园の令和5年7月豪雨災害及び令和6年能登半島地震災害についてですが、豪雨災害は国の災害査定が終了し、県において早期復旧に向けて工事契約を進めているところでございます。また、地震災害につきましては、国の災害査定は受けないで、県の単独事業費で復旧を行っておりますが、豪雨災害とあわせて全ての被災箇所の復旧には、まだ数年程度かかる見込みであると聞いており、園内全ての一日も早い復旧を願っているところでございます。

さて、議員の御指摘のとおり、森林公园は本町にとって貴重な観光資源であり、地域住民を初め、県内外の方にも広く親しまれている場所でございます。11月2日、3日には、県と株式会社リズメディア、一般財団法人mudefが主催する開園50周年を記念した、森のインクルーシブフェスティバル2024が開催されました。エフエム石川の特別公開収録やアートとインクルーシブをテーマにした体験イベントなどを通じ、リニューアルした森林公园の施設や自然を大勢の方が満喫されておられました。また、先月発表されました森林公园をテーマにした合唱曲、みつめあうは、県内高校合唱部員による合唱で森林公园の公式YouTubeチャンネルで視聴でき、森林公园のホームページから無料で入手できることから、リニューアルした森林公园の魅力を大きく伝える取り組みになると期待しているところでございます。

御質問の、このたびのリニューアルに際して、町が記念イベントを開催することは、単に公園の魅力を再発見する機会となるだけでなく、地域全体の活性化や観光の振興に大きな効果が期待できると考えております。

御提案いただきました、地元の農産物や特産品を紹介するテント市、音楽イベント、動物愛護に関する催しなどを森林公园で行うことでの、観光資源として森林公园の魅力増進が期待できると

考えております。

また、こうしたイベントは町内外の交流を促進し、地域の文化や魅力をより多くの方々に知つていただくための貴重な機会にもなります。具体的なイベント内容や開催時期につきましては、県や各種団体と詳細な検討を進め、企画を練り上げて行きたいと考えております。加えて、さまざまなイベントが森林公園を会場に企画されるよう、役場内外の関係機関に呼びかけてまいります。

なお、町主催のイベントではございませんが、本年7月にオープンした屋内木育施設、森のひみつきちにおいては、まもなく来館者が5万人を達成する見込みと聞いており、記念の催しが予定されているようでございます。

いま、議員が質問の中でも言われましたとおり、まこも投げ大会が何回か行われました。あれを初めてやろうとしたときに、私は、毎月、毎月、例えば第2日曜日であったり、第3日曜日であったり、朝10時なら10時にあそこへ行くと、何かの行事をやっているよと、ちんどん屋さんが来ておってもいいじゃないか、スリッパを投げる大会でもいいじゃないか。いろんな方々に参加していただいて、何月は第3日曜日の10時に、あそこの南口広場へ行くと、きょうはどんな行事が行われているのかな、そんな思いで、毎月、同じ週の同じ曜日に行事を行って、定着させることによって、人がきょうは何をやっているのかな、今月は何なのかなというような思いで来てくれる人がたくさん集まってくれればいいなという思いで、まこも投げ大会をやった覚えがございます。残念ながら、コロナもあつたりして、當時はできませんでしたけれども、現在はそんなような状況になっております。

今後の町独自の記念イベントが、町民の皆様にとりまして有意義なイベントになるよう、準備を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 今ほど町長から前向きな答弁をいただきました。大変うれしく思っております。

来年は、津幡町合併70周年ということもありますので、ぜひ盛大なそういったようなイベントが開催できればなと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問です。

次に、町消防団活動についてお聞きいたします。

消防本部が今年度発刊いたしました年報によりますと、本町の消防団が現在の10分団となったのは、1町6カ村の合併が終了した昭和32年だそうです。

その間、団員の定数も何度か改正されており、今は団本部、女性消防団、機能別消防団及び10分団を合わせて181名の定数となっております。

しかしながら、全国的にも消防団員数は年々減少しており、本町の団員数は本年4月1日現在で166名と、定数より15名の団員が不足している現状であります。また、各分団の管轄区域は、市街地と中山間地域の地理的な違い、それから集落数や面積も異なっており、各分団における消防防災活動に格差が生じていないか懸念されます。

本町では、昨年7月の豪雨、本年1月の地震、半年余りに二度の大きな災害に見舞われました。その際、消防団員の皆さんのみずからの地域はみずからで守るという、崇高な精神のもと、消防

団員としての使命感と献身的な活動は、大変心強く感じ、安堵された町民も多かったのではないでしようか。

そこで、質問いたします。

近年頻発いたします大規模な自然災害には、地域の消防団の活動が大きな力となります。

昨年の豪雨とことしの地震、それぞれの災害に消防団員が出動されておりましたが、その際での消防団活動の課題と、今後の大規模災害に備えるべく、必要な体制づくりや方策について、松本消防長のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○八十嶋孝司議長 松本消防長。

〔松本聖史消防長 登壇〕

○松本聖史消防長 大規模災害における消防団活動の課題と今後の方策はとの御質問にお答えいたします。

全国における消防団員の定員に対する充足率は令和5年が86.7%で、令和4年の87.6%と比較して0.9ポイント低下しました。その中で、本町における充足率は、本年12月1日現在で92.8%であり、現在のところ消防団活動に支障を来たしている状況ではございません。しかしながら、議員御指摘のとおり年々消防団員数が減少傾向であることは間違いございませんので、引き続き消防団への入団促進のための取り組みを継続していきたいと考えております。

御質問の昨年の豪雨とことしの地震における消防団活動の課題についてでございますが、まず、令和5年7月12日に発生した豪雨災害についてですが、延べ56名の消防団員が出動し、各地区の巡回及び警戒等の活動を実施いたしました。水位の上昇が速く、道路冠水のため周囲の状況把握が困難であり活動は非常に危険なものでした。また、道路寸断箇所が多く、消防団員の参集にも支障を来たした状況がありました。

次に、令和6年1月1日に発生した能登半島地震についてですが、1月1日から1月7日までの一週間で延べ284名の消防団員が、津幡町内各地区の被害状況確認及び飲料水の配布等の活動を実施しました。元日の夕方であったことから召集はスムーズでしたが、一部、里帰り等町内不在者が多く参集に苦慮した分団もございました。また、今回のような大規模な地震災害の経験が乏しく活動内容を十分に周知及び把握することができませんでした。

このような大きな災害発生時に団員の参集が困難になることは、想定はしていたものの、これら2回の大規模災害を受け、改めて課題として顕在化したところです。輪島市では消防団車庫に向かおうとした消防団員が亡くなった事例もございました。参集のあり方については、消防団員自身の安全をまず確保してから参集していただくよう各分団に伝えたところです。さらに危険な冠水箇所についても水深が確認できない場合は車両での走行も控えるようにあわせて注意喚起したところでございます。

次に、必要な体制づくりや方策についてお答えいたします。

御質問冒頭にございましたように各分団における消防防災活動に格差が生じていないかということですが、各地区において管轄世帯数や面積、さらには道路状況等についても違いがございます。災害発生時には地区ごとに分団出動の割り振りを決めており、現在のところ火災消火活動に格差が生じているとの認識はございませんが、今回の地震災害において消防団が実施いたしました倒壊家屋調査や飲料水の配布では、市街地の消防団の活動時間が著しく長くなつた事例もございます。これらを受けて、出動体制の見直し等を消防団幹部と協議しているところであります。今後

さらに効率的な災害活動が実施できるような方策を検討して災害時に必要な体制づくりを構築していくきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 松本消防長には、消防団についてのいろいろな課題、それから今後に向けてのいろいろな方策、考えなどをお聞かせいただきました。

今後も、また大きな災害が起こるとも限りません。ぜひ、町民の安全安心を守っていただく、そういったような活動をしていただく、また消防団の皆さんのが活動をまた後方で支援のほうよろしくお願ひいたします。

これで、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、5番 小倉一郎議員の一般質問を終わります。

次に、14番 道下政博議員。

[14番 道下政博議員 登壇]

○14番 道下政博議員 14番、道下政博です。

今回、3点の質問を行わせていただきます。

まず最初に、避難所になる学校体育館にエアコンの設置を急げということで質問をさせていただきます。

この質問につきましては、この前にお二人の議員さんからも質問がありましたので、重なる部分もあるかと思いますが、原稿をつくっておりますので、紹介しながら進めさせていただきたいと思います。

11月23日付北國新聞、27面記事に、災害関連死15人認定、エコノミークラス症候群原因かとの記事が掲載されておりましたので、一部をまず紹介をいたします。

輪島、能登、穴水の3市町は、11月22日までに、能登半島地震による災害関連死として、計15人を正式に認定した。石川県内の関連死は、計229人となり、熊本地震による熊本大分両県の関連死、計222人を上回った。輪島市では、長期間の避難所生活により血栓が生じる、エコノミークラス症候群の疑いが原因とされる事例があった。

県内の犠牲者は456人となり、今回の震災による犠牲者数は、関連死が直接死227人を超えたのあります。高岡市2人と新潟市4人の関連死を加えた能登半島地震の犠牲者数は462人となつた。

認定理由が公表された人のうち、輪島市の70代男性は、避難所生活の長期化が引き金となり、エコノミークラス症候群の一つである、肺塞栓症の疑いとされた。穴水町と能登町の計3人は被災後に新型コロナウイルスに感染したことが一因とされた。認定された人の遺族には、災害弔慰金支給法に基づき最大500万円が支給されるとの記事でございます。

次は、公明新聞11月13日付の記事で、日本では、災害のたびに避難生活の質の問題が指摘される。公明党は、避難所の環境改善へ、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示す、スフィア基準の導入などの取り組みを公約に掲げ、推進している。同基準の内容とともに、支援現場から避難生活の質の向上を訴える登山家、野口健さんのコメントが紹介されています。

スフィア基準は、1990年代にアメリカの難民キャンプで多くの人が亡くなつたことを受け、戦争や災害を想定して国際赤十字などがつくったものです。

スフィア基準の基本理念として、

1番目、被災者には尊厳ある生活を営む権利、支援を受ける権利がある。

2番目、苦痛を軽減するため、実行可能な手段が尽くされなくてはならないの2つを掲げ、人道支援における考え方や最低限満たすべき基準を記載している。

主な支援分野では、水、衛生、食料、栄養、避難所、避難先の居住地、保健医療を挙げ、達成度を図るための指標として具体的な数値を示している。

例えば、1人1日当たり最低15リットルの水を確保、1人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル、トイレは20人につき1つ以上、男女比は1対3のほか、プライバシーの確保など、避難所運営の際に目安として活用できる。

日本では、2011年の東日本大震災を踏まえて、16年4月に策定された国の避難所運営ガイドライン、指針で、参考にすべき国際基準として同基準が明記され、自治体でも取り入れる動きが出てきています。

公明党は、本年11月7日、石破首相に提出した総合経済対策への提言で、スフィア基準の導入など避難所環境の大幅改善を訴えました。

この提言では、全国の避難所の総点検を実施し、TKB(トイレ、キッチン、ベッド)の迅速配置などによる避難所の環境改善に総力を挙げて取り組みを要請しました。

また、災害時に避難所となる学校体育館への空調設備については、5年をめどに設置率100%実現するよう主張しています。

記事の後半には、登山家の野口健さんの言葉が印象的であります。

どの被災地を訪れても、日本の被災者は声を上げない。我慢するのが当たり前との風潮がある。

熊本地震では、建物の崩壊などによる直接死よりも、避難生活に伴う体調悪化で亡くなる災害関連死が4倍以上だったことを考えると、避難所の環境改善は重要だ。

風雨をしのぐだけでなく、傷ついた人たちの命をつなぎ、少しでも気持ちが前向きになれる空間でなければならない。

イタリアでは、ボランティアが避難所運営にすぐに駆けつけ、温かい料理を提供する体制を整えている。海外の事例も参考に、災害を念頭にした、日本版スフィア基準のようなルールをつくるべきだとも。さらに、1月の能登半島地震では、避難所の格差が露呈したと感じた。避難所運営は、被災した基礎自治体が担うが、職員自身も被災して疲弊する中では限界があり、周辺自治体の協力体制を今以上に充実させる必要がある。また、最前線で活動する民間ボラティア団体が息の長い活動をするには、国の財政支援を含めたバックアップ強化が必要だ。災害時の1日は平時の1日と違い、生きるか死ぬかに直結する。国では、防災庁創設の動きがあるが、知識や経験が豊富な民間団体と密接に連携した迅速な支援に向け、司令塔の役割を果たしてもらいたい。体育館の空調設備や段ボールベッドなど資材の備蓄を進めるとともに、テント村も選択肢の一つとして避難生活の向上へ議論を加速させるべきだとコメントがあり、記事を紹介をさせていただきました。

これまで、私は令和元年から一般質問で、この体育館のエアコンについては5度目となります。避難所となる学校体育館にエアコンの設置の提案をしてまいりましたが、以前の町長の答弁では、エアコンの必要性は理解できるが、大きくまとめると、財源の問題があるとのことだったと思います。

公明党の長年にわたる推進で、今や公立小中学校の普通教室にあるのが当たり前となったエア

コン(空調)。災害時には、避難所になる体育館への整備も公明党の強い主張で進みつつあり、7年前にわずか1%だった全国の設置率は、いま約2割へと押し上がってきた。酷暑や厳寒から子供らの健康を守ろうと、整備が大きく進む東京都は、設置率約9割になっているそうです。

一部で、購入に比べて初期費用が抑えられるリース方式も採用されたり、設置に係る費用への国の補助に都が上乗せして、各市町村の負担が2分の1で済むようにする仕組みで、リース方式にも対応している。

全国的に見ても、公明党の提案で国の助成制度が拡充されたことから、徐々に整備が進んでいます。17年4月時点で、わずか1.2%だった全国の設置率は、ことし9月時点で18.9%に増加しています。

文部科学省は、公明党のたび重なる要請を踏まえ、23年度から25年度に体育館へ空調を設置した場合の国の補助率を、従来の3分の1から2分の1に引き上げています。建物に断熱性があることを要件としていますが、断熱工事を実施する場合、経費も対象としています。

また、災害時に避難所となる体育館の空調設備に活用でき、自治体の実質的な返済負担が大きく軽減される総務省の緊急防災・減災事業債も公明党の主張を受けて、当初20年度までの事業が、25年度まで延長されているそうでもあります。

11月3日の衆議院本会議の各党代表質問で、斎藤鉄夫代表は、学校体育館のエアコン設置について質問しました。

災害時に避難所にもなる学校体育館のエアコンを5年をめどに100%設置することを目指し、防災庁設置準備室などが連携して省庁横断で進めるよう訴えました。25年以上前から公明党は、学校へのエアコン設置を訴え、国と地方議員が連携して、粘り強く設置を進めてきた。普通教室は、99.1%まで整備されたが、体育館のエアコン設置は2割弱だ。子供たちの命と健康を守るためにも、避難所にもなる全ての学校の体育館のエアコン設置は急がねばならない。5年をめどに100%の設置を政府に提言した。地方から要請が多いランニングコストの支援、災害時の震災確保、リース方式などは必須だ。設置に使える補助金は文部科学省以外にもあるが、地方自治体が知らないケースもあり、情報提供不足も否めない。体育館のエアコン設置は、地方自治体にとって負担が大きい。

5年間、毎回の議会で質問してやっと体育館にエアコンがついたという町や、市民からの署名を集め、議会で質問しているが、まだ見通せないといった声。また、より効果のあるエアコン導入を研究し、予算を要求中だなど、全国各地で我が党の地方議員が積極的に取り組んでいます。

設置のペースを倍増させるためには、省庁の縦割りではなく、防災庁設置準備室が連携して、積極的に着実に進めていくべきだ。

各地方自治体が、計画的に空調設備を導入できるよう、26年度以降も国の支援を延長し、体育館の空調導入計画を示すとともに、地方自治体へのアウトリーチや一本化された相談体制の整備、地方自治体に配慮した柔軟な運用などの取り組みが必要だと訴えました。

石破総理からは、総合経済対策には、ペースの倍増を目指して計画的に進めるとの方針があつたそうでございます。

これまでも、予算の確保が困難であったことから、町としてもなかなか踏み切れなかった学校体育館のエアコン設置ですが、国の有利な補助金を活用し、少しづつ、例えば2中学校からでも、エアコンの設置を進めるべきと考えますがいかがでしょうか。

11月26日深夜に、石川県西方沖にマグニチュード6.4の地震がありました。本年1月1日の能登半島地震の怖さを思い出させる揺れでありました。私も夜中には、普通目は覚めないのですが、この日については突然目が覚めてしまいました。

その後も予震が続いており、生きた心地がしないとの声を多くいただいております。

いつ、津幡町にも大地震や豪雨災害が起こるかもしれません。できるだけ早い時期に、避難所となる、学校体育館のエアコンの設置とあわせて、災害に備えて、TKB(トイレ、キッチン(食料)、ベッド)の準備を進めてまいりうではありませんか。

9月議会での質問で、災害時用の段ボールベッドの保有数は、現在9台だけとのことであり、災害協定を結んでいる企業との間での確保数について曖昧でありましたので、具体的な確保数を検討し、取り決めをあわせて進めていただきたいと思います。

どうか、避難所になります学校体育館のエアコンの設置を急いでいただきたいと思います。

矢田町長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の避難所になる学校体育館にエアコンの設置を急げとの御質問にお答えいたします。

災害時における避難所の環境は、避難者の安全と健康を守るために非常に重要であり、場合によつては多くの方々が長時間滞在することから、避難所の快適性と衛生面の確保が課題であると認識しております。

そのため、本町では、先般の豪雨災害や能登半島地震の対応として、空調の効く施設を避難所として選定、開設するとともに、食料等物資の配給を行つてまいりました。また、エコノミークラス症候群のような健康リスクが高まる状況にならないよう、チラシ等の活用や、保健師による避難者的心身ケアを行つております。

しかしながら、先ほどの柴田議員と塩谷議員の御質問にもありましたとおり、避難者が多い場合などは体育館を使用する場合もあり、体育館のエアコン設置等による環境改善の必要性は高いと考えております。

何度も同じ答弁になるのかもしれませんけれども、現在、本町では、学校施設のバリアフリー化を優先的に進めておりますが、そのほかにも学校施設の照明LED化、施設の長寿命化、防犯対策、情報環境等多くの整備も行う必要があります。

そのため、教育施設の整備計画を踏まえ、学校体育館のエアコン設置における機器の調達、設置方法や設置費用、維持管理にかかる費用等を検討してまいります。

財源につきましては、国の動向を注視しながら有利な補助金の検討も行い、その上で、総合的に設置の可能性を判断していきたいと考えております。

しかしながら、災害が発生し、学校体育館を避難所として使用する場合は、当面の間、スポットクーラーなどの設置を考えております。

トイレ、キッチン、ベッドの略であるTKBにつきましては、先般、政府が新たな経済対策として地域の先進的な防災の取り組みを支援する仕組みを設ける方針を表明したことから、今後、その取り組みが加速していくと思われます。

本町における災害時用の段ボールベッドの保有数は現在9台でございますが、発災時には災害

協定を締結している企業から可能な限り供給いただることとなっております。

発災時における必要数や企業の在庫数等により段ボールベッドの供給数は変動すると思われるため、前もって具体的な確保数を取り決めることは困難であると考えております。有事の際は避難者数に対し供給が不足することがないよう、協定締結企業と密に連携し、必要数を確保してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 できるだけ早い時期に実現できるように、またひとつお願いをしたいと思います。

それでは、2点目の質問に移ります。

防災無線だけではカバーできない災害緊急情報の発信、伝達方法の再考をということで、質問をさせていただきます。

令和6年10月4日付北国新聞記事中、1.1大震災日本海側からのSOS記事で、第17章二重被災記事から、元日の地震で能登は疲弊している。その状況で災害情報を伝えるには、住民に直接届ける、プッシュ型が望ましい。と青木賢人金大教授の指摘である。その上で青木氏は、9月21日の豪雨における情報提供について、さまざまな検証が必要だとしています。

輪島市防災対策課によると、元日の地震で被災した市民が住む仮設住宅には、防災無線を整備していない。もっとも、仮設住宅は既存の防災無線がカバーするエリアにあり、放送が流れれば仮設入居者も聞こえるはずだという。ただし、市内全域で無線が流れたわけではない。防災対策課の調べでは、2日時点で市内にあるスピーカー213基のうち、およそ2割に当たる46基(35地区)が放送できない状況にあった。

もちろん市は、無線のほかLINEやメール、ホームページなどでも情報発信したそうですが、疑問が残るものとなっているのではないでしょうか。との記事がありました。

本町の防災行政無線にあっても、以前から多くの議員からも質問がされていますように、暴風や豪雨時には、住宅の屋内にいるとほぼ内容を聞き分けることができません。

能登半島地震の後の豪雨災害が重なった場合などは、打つ手がありません。

この能登の大震災の教訓を生かし、非常時の災害情報を確実に町民に伝えるためにできることはないか検討する必要があるのではないかでしょうか。

個別受信機などを含め具体的な準備が必要と考えますがいかがでしょうか。

総務部長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 防災無線だけではカバーできない災害緊急情報の発信、伝達方法の再考をの御質問にお答えいたします。

防災行政無線は、災害時において情報が伝わりにくい屋外にいる方を基本に、速やかに情報を伝える手段として整備されております。しかし、屋外スピーカーの位置、地形や風向きなど、さまざまな影響やその時々の状況で、防災行政無線から流れる内容を聞き取りづらい場合がございます。さらに、大雨や強風など荒天の際は、それらの影響でさらに聞き取りづらい場合があることは承知しております。

戸別受信機につきましては、防災行政無線を補完する機器として有用であると考えておりますが、現在は防災行政無線の更新を検討している段階であり、更新後の屋外スピーカーの音達範囲の改善状況を見きわめながら戸別受信機導入の必要性を判断したいと思いますので、現時点に戸別受信機の導入は考えておりません。

そのことを踏まえ、戸別受信機にかわる手段として、情報伝達手段の多重化や多様化を図るために、本年9月から、津幡町メール配信サービスを更新し、一つの操作でメール、LINE、SNS等に防災情報を一斉に配信することが可能となりました。

その結果、複数の情報伝達手段から時間差が生ずることなく、防災情報を受信することが可能となり、防災行政無線の放送内容が聞こえづらい場合でも、他の手段により必要な情報を確認することができるようになっております。

また、防災行政無線の放送内容を電話で確認することができる防災行政無線のテレフォンガイドサービスも実施しておりますので、引き続き本サービスの周知に努めてまいります。

その他、アナログ的ではございますが、近所の人で声を掛け合う、共助の関係を構築できるような環境を整えることも非常に大切だと考えております。

災害時における住民への確実な情報伝達におきましては、一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせることが重要であることから、今後も情報伝達手段の多重化、多様化を図ってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 方法について、隙間のないように、またきちんと届くような工夫を今後も重ねていっていただきたいというように思います。

それでは、3点目の質問に移ります。

学校図書館の活性化について質問をいたします。

①番といたしまして、不読率、1カ月に本を1冊も読まない子供の割合について、質問をいたします。

1番目として、津幡町の現在の不読率はどのようになっていますでしょうか。

2番目として、過去の推移はどのようになっていますか。

3番目は、第5次子ども愛読活動の推進に関する基本的な計画（4文科教第1858号）に定められている読書推進計画の策定とそれに必要な予算額はどのようになっているでしょうかというのが、①番の質問です。

続きまして②番、第6次学校図書館図書整備等5か年計画によれば、令和4年度から8年度までの5カ年において、計2,400億円の財政措置が規定されています。このうち、学校図書館図書の整備に995億円（単年度199億円）が割り当てられ、文部科学省が提示する計算式に基づいて、学校図書標準に定められた充足率を満たすよう、この財政措置を活用することが求められています。本町ではこれに従った場合、本年度の予算額は幾らになっているでしょうか。

③番目の質問です。

2023年6月5日の読売新聞によれば、文部科学省の提示する措置額の57%しか学校図書館購入費に充てられていない、という報道がありました。

本町では、ひとつ前の第5次計画においては、文部科学省が提示する措置額と実際の執行額は

どのようになっていたでしょうか。

④について質問いたします。

その乖離が生じた原因はどういった点にあるでしょうか。

次、⑤になります。

学校図書標準は平成4年に定められ、既に30年以上が経過しております。充足率が1つの指針となっておりますが、例えば、図鑑をとってみると、古い図鑑が配架されていても充足率自体は満たされたことになります。しかしながら、子供たちの利用や調べ物学習の実態を考えてみると、古い図鑑は数字上の充足率に満たすだけであり、利用価値はないものと考えられます。

このように、学校図書標準の量的部分だけに目を奪われてしまうと、質的担保を損ねることになつていると考えられます。

そこで、質問となります、このような古い図書の廃棄についての方針はどのようになっていますでしょうか。

⑥番目の質間に移ります。

学校図書館司書は、現段階で学校に1名以上の配置はできていると思いますが、学校にはさまざまな児童がいます。残念ながら、不登校やいじめによって、教室にいることが難しい人もいます。不登校児が再度学校に来る習慣付けのために、学校に行こう。教室ではなくまずは図書室に行ってみようということは大いにあり得る状況だと思います。このように図書室を心の保健室として活用することで、情報センターとしての役回りとは全く違った、新たな機能を持たせることができます。

このとき、心理カウンセラーのような有資格者支援することは可能でしょうか。

⑦番の質問に入ります。

③④で質問した乖離額は、学校単位に落とし込んでみると、凹凸が生じていると思います。これは、住民サービスとして不公平を生じているのではないかと考えられます。

各学校は、文部科学省が提示する予算額を充足し、かつ6で質問した質的な担保も必要となると考えます。

教育に熱心な自治体であるというPRは、若い世代の転入者をふやし、ひいては住民税を中心とした町税の税収増につながると考えられます。

そこで、地方交付税部分に加えて、町税をさらに用いることで、学校図書を充実させる考えはございませんでしょうか。

7点にわたっての質問の答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 北山学校教育課長。

[北山ゆかり学校教育課長 登壇]

○北山ゆかり学校教育課長 学校図書館の活性化についての御質問にお答えいたします。

まず1つ目の、1ヶ月に本を1冊も読まない子供の割合、いわゆる不読率についてですが、本町の小中学校では、朝学習の時間に朝読書の日を組み込んで、必ず読書をする時間を設けておりますので、学校における不読率はゼロと言えます。

しかし、毎年、町教育センターが、小学4年生以上を対象に実施している生活状況調査の結果によりますと、平日、家庭で読書を全くしないと回答した小学生は、令和4年度で23.6%、令和5年度で23.3%、令和6年度は30.5%です。同じく中学生では、令和4年度で52.6%、令和

5年度で49.2%、令和6年度は55.6%であり、家庭における不読率は残念ながら上昇傾向にあります。

また、町の読書推進計画につきましては、令和4年3月に、第3次津幡町子ども読書活動推進計画を策定しており、公共図書館と学校図書館、それから家庭や地域も連携して、子供たちの生きる力を育む読書活動を推進するよう取り組んでいます。また、学校図書に関する令和6年度の町の予算額は、小学校費で308万6,000円、中学校費で164万5,000円です。

次に、2つ目の御質問の、文部科学省が提示する、第6次学校図書館図書整備等計画の学校図書基準による学校図書の財政措置額は、令和6年度では、小学校費で398万8,000円、中学校費で213万9,000円です。

次に、3つ目の御質問の、文部科学省が提示する第5次計画での財政措置額と実際の執行額についてですが、第5次計画の最終年度である令和3年度の決算額を参考にしますと、財政措置額は小学校費で約420万円、中学校費で約250万円です。

また、同年度の町の決算額は、小学校費約310万円で財政措置額との比較による執行率は74%、中学校費約160万円で執行率は66.4%となっています。

次に、4つ目の御質問の、国の基準による財政措置額と、町の決算額に乖離が生じた原因についてですが、既に本町の学校図書館の蔵書数が、国が示す必要整備数に達していることや、児童生徒が各学校の図書館にない図書を借りたいときには、学校司書が中心となり、町立図書館や県立図書館から貸し出しを受ける仕組みが確立していることなどにより、学校図書に関する予算を国の基準と同額にしていないことなどによります。

次に、5つ目の御質問の、古い図書の廃棄についての方針についてですが、本町の学校図書館では、公益社団法人全国学校図書館協議会の示す学校図書館図書廃棄基準に準じて廃棄するよう町から小中学校に指導しております。傷みの激しいものはもちろんですが、内容や資料、表記が古く、時代の流れにそぐわないものなどは、計画的に廃棄することとしており、実際に順次廃棄しております。

次に、6つ目の御質問の、学校図書館を心の保健室として活用することについてですが、実際に学校現場では、不登校傾向のある児童生徒の教室以外の居場所として、学校図書館を利用する場面があります。議員のおっしゃったように、学校図書館の役割は情報センターだけではなく、校内における子供たちの大切な心の居場所でもあります。

長休みや昼休み時間の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、学年の異なった友達とかかわりを持つことができたりする場となります。各学校には、スクールカウンセラーが配置されているため、議員より御提案がありました、心理カウンセラーのような有資格者を新たに学校図書館に配置する計画は、現在のところはございませんが、学校司書がその役目を果たす大事な存在と言えます。

最後の御質問の、地方交付税部分に加えて、町税を用いることで学校図書を充実させることについてですが、年明けの1月から新たな事業展開の予定がございます。

現在、町立図書館ではデジタルライブラリー事業を行っており、直接図書館へ足を運ばなくても、インターネット上でデジタル図書を借りることができるシステムが構築されていますが、令和7年1月からは、児童生徒が授業で活用している1人1台タブレット端末で、町立図書館のデジタルライブラリーを利用して図書を借りることができます。児童生徒向けのデジ

タル図書は、現在整備されているものと新たに整備するものを合わせて、約1,000冊となる予定ですので、学校図書館の紙の本に加えて、さらにタブレット端末でデジタルライブラリーを活用して、児童生徒の読書環境を向上させていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 答弁ありがとうございます。

今ほどもありましたけれども、少しずつ町のほうとしても子供たちの読書のために努力していることが理解できました。今後ともまた着実に進めていっていただき、津幡町の子供たちが、学業も合わせてどんどん成長していくいただけるような環境を、これからもお願いをしたいと思います。

例えば、読書をしている子供たちが、将来大人になった時に、ちょっと下世話な言い方ですけども収入が随分変わってくるというお話が一方ではあります。数字はちょっと言わないほうがいいかと思いますけれども、かなりの収入差が出てくるらしいです。そういう意味では、津幡町の子供たちがさらにですね、勉学を進め、また読書を進んで、そして優秀な子供たちも1人でも2人でも多く、また町長が掲げるですね、科学の町、またノーベル賞が出るようなというお話もありますので、そういう意味では、そういう方向に発展していただけるようにお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、14番 道下政博議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

### <散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時08分

# 令和6年12月11日（水）

## ○出席議員（16名）

議長	八十嶋 孝司	副議長	竹内 龍也
1番	池野 翔吾	2番	柴田 洋一
3番	東 克彦	4番	中島 敏勝
5番	小倉 一郎	6番	小町 実
9番	西村 稔	10番	酒井 義光
11番	塩谷 道子	12番	多賀 吉一
13番	向 正則	14番	道下 政博
15番	谷口 正一	16番	河上 孝夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町長	矢田 富郎	副町長	坂本 守
総務部長	酒井 英志	総務課長	田中 圭
企画課長	中嶋 徹郎	財政課長	杉田 純也
町民生活部長	細山 英明	生活環境課長	由雄 宏一
健康福祉部長	山本 幸雄	福祉課長	長陽 一子
産業建設部長	本多 延吉	都市建設課長	松岡 隆司
会計管理者 兼会計課長	納口 達也	消防長	松本 聖史
消防次長	高戸 勇一	教育長	吉田 克也
教育部長	宮崎 寿	教育総務課長	本多 克則
河北中央病院事務長 兼事務課長	山嶋 克幸		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美和	議会事務局主幹	山本 慎太郎
総務課担当課長	有沢 雅子	監理課係長	山本 匡教
企画課係長	上谷 武	財政課主査	村田 哲人

## ○議事日程（第3号）

令和6年12月11日（水）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第73号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第8号）から

議案第91号 財産の無償貸付について（認定こども園園舎）まで

請願第9号 学校施設および指定避難所における空調設備の設置促進に関する意見書を送付する請願

請願第10号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出を求める請願

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求ることについて

（質疑・討論・採決）

日程第4 議会議案第6号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議会議案第7号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について

（質疑・討論・採決）

## ○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第8号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

（質疑・討論・採決）

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時30分

<開 議>

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<諸般の報告>

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<議案等上程>

○八十嶋孝司議長 日程第2 議案第73号から議案第91号まで、並びに請願第9号及び請願第10号を一括して議題といたします。

<委員長報告>

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

小町 実総務産業建設常任委員長。

[小町 実総務産業建設常任委員長 登壇]

○小町 実総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第79号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第80号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第81号 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第82号 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第83号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、

議案第84号 津幡町中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する条例について、

議案第85号 津幡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第86号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について、

議案第87号 津幡町水道法施行条例の一部を改正する条例について、

8件の条例の一部を改正する条例及び1件の関係条例の整理に関する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第89号 請負契約の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第10号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 向 正則文教生活福祉常任委員長。

〔向 正則文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○向 正則文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第88号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第90号 財産の無償貸付について（認定こども園用地）、

議案第91号 財産の無償貸付について（認定こども園園舎）、

2件の財産の無償貸付については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第9号 学校施設および指定避難所における空調設備の設置促進に関する意見書を送付する請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 河上孝夫予算決算常任委員長。

〔河上孝夫予算決算常任委員長 登壇〕

○河上孝夫予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第73号 令和6年度津幡町一般会計補正予算（第8号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第74号 令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、

議案第75号 令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、

議案第76号 令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）、

3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第77号 令和6年度津幡町病院事業会計補正予算（第1号）、

議案第78号 令和6年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）、

2件の事業会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### ＜委員長報告に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### ＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番 中島敏勝、請願第9号 学校施設および指定避難所における空調設備の設置促進に関する意見書を送付する請願に賛成する討論をさせていただきます。

請願の主旨は、全国の学校施設及び指定避難所の体育館の空調設備の整備が進むように、国の責任において現実的かつ迅速な事業遂行が可能となるよう、財政援助の強化を行うことを要望するものです。

まず、改めまして体育館の空調設備の必要性について確認いたします。

小学校体育館は地域の子供たちの学びや健康を守るだけではなく、地域住民にとっても重要な公共施設です。この空間の快適性と安全を確保することは、教育の質の向上と地域社会の住民の福祉増進、そして健康、命に直結するもので、空調設備を整備する意義は大きいです。

学校の体育館は、体育の授業だけではなく、全校集会、文化活動、地域行事など多目的に利用されます。体育館は災害時に地域住民の避難所となります。体育館は屋外に近い環境のため、熱中症や低体温症等のリスクがあり、特に真夏や真冬においては、空調設備の整備が避難者の健康と命に影響を与えます。

現在は、公立小中学校の普通教室の空調設備設置率は99.1%ですが、体育館は22%台にとどまっていると言われます。

なぜ、体育館の空調設置率が進まないのでしょうか。

まず、初期費用の負担が依然として大きいことがあげられます。令和5年7月に学校施設環境改善交付金の国の補助率が最大2分の1に引き上げられたとはいえ、体育館の空調設備を設置する際、断熱性確保の工事や換気施設、配管、電源設備の改修等も伴い、追加費用も多額になります。自治体の財政状況により、補助を活用しても予算を確保できないケースがあります。

また、年間の維持管理費、いわゆるランニングコストが大きくかかってきます。イニシャルコ

ストだけでなく、こちらのほうが費用がかかっていくことも想定されます。利用状況にもよりますが、冷暖房の電気代、これは今後料金が上がっていくことも予想されます。

体育館の断熱性確保改修と電気代の文科省の資料におきましては、空調設備設置に2,600万円、断熱化改修に4,000万円で、電気代が年間約140万円となっているものがあります。140万円に津幡町は11校ですから、年間1,540万円の電気代となります。これに、機器の保守点検費用、修繕費が必ずかかってきます。

これらを毎年、自治体で予算確保をしないといけないとなると、慎重にならざるを得ません。空調機器の耐用年数は15年～20年でまた更新時期となります。

我が町は、橋やその他施設の長寿命化事業もたくさん計画されている中、2度の災害でインフラの復旧もしなければなりません。さらに給食費の物価上昇分の補助等、一般財源での対応など自治体にはさまざまな財政事情がございます。

おとといの直近の報道がありまして、現在、国会において補正予算案を審議している中で、文科省は、災害時に避難所となる公立小中学校の体育館について、空調整備する自治体への臨時特例交付金を新設し、補正予算案に関連経費779億円を計上し、期間を令和15年度までの10年間、算定対象は400万円～7,000万円というものがありました。補助割合は2分の1とのことです。

さて、問題は、自治体の体育館の空調の設置率が自治体により大きく違っているということにもあらわれております。自治体の財政状況により格差が生じております。東京都の小学校体育館の設置率が90.5%で、石川県が0.8%となっていることを挙げましたが、住んでいるところによって、教育環境及び避難所になる施設の環境について、これだけの大きい差がございます。

さらに、これも直近の報道でございますが、東京都では、避難所における雑魚寝状態を解消するため、市区町村向け財政支援策を当初予算案に盛り込む方向で検討に入ったとのことです。被災者が体育館の床で雑魚寝する姿が見られるなど、生活環境の厳しさが課題となっており、能登半島地震でも同様の問題が生じたことから、都議会からも都内での災害に備えて、避難所運営を改めるべきだとの声が上がっているそうです。避難所の運営主体は市区町村ですが、関連する指針は都が策定しており、既に改定作業を進めているとのことです。

都はこれまで、消火器の設置や携帯トイレの備蓄、避難所におけるWi-Fi環境整備を後押しするため、市区町村に補助をしてきました。2025年度からは、補助金を充てられる対象事業を拡大し、避難所での雑魚寝解消やペットの同行、温かい食事の提供に向けた取り組みにも活用できるとのことです。

ますます、地方の自治体との差がついて行くように思っております。

この問題は、学校給食の無償化の問題と同じとも言えます。自治体は一般財源から、毎年その予算を出さなければなりませんが、食材費が上がっています。体育館のような大きな設備の電気代、維持費も一般財源ですと、両者とも、教育と健康と命にとって大切なものです。

津幡町議会では、先だって、学校給食の無償化制度の構築を求める意見書を採択いたしました。その中で、自治体の財政状況により地域格差を生じさせないよう、国内の全ての学校での対応を国に行うよう求めました。この意見書の考え方と同じものではないでしょうか。

どの自治体も日夜、頑張っております。しかし、いかんともしがたい地域格差があるという現実がございます。国のさらなる支援で、どこに住んでいても同じような教育環境を受けられ、また、私たち国民の健康と命のとうとさは同じでございます。

国が責任をもって、日本全国どんな子供たちにも同じ教育環境を整備し、地域格差を埋め、迅速に事業が行われるよう、あらゆる面で財政援助の強化を行ってほしいと考えます。自治体が踏み込みやすい状況をもっと国がつくるべきです。日本全国の子供たちの教育と、日本全国の私たち地域住民の命にもかかわります。

我が津幡町は、災害を2度体験いたしました。私たちは、寒い体育館を体験し、避難所の環境整備の大切さを実感いたしました。我が町は、今後も道路、上下水道、山林、農地、溝、施設、いろんなポンプなどですね、インフラを復旧しなければなりません。私たち被災した町議会として、当事者であるからこそ、こういうときに町民のために、石川県のために、そして津幡町の行政を支援する声と一緒に届けないといけないのでしょうか。

こういう声が地方からたくさん上がれば、国も動く可能性がございます。被災した私たちが声を上げないと国にも伝わりません。

私は、津幡町議会として、国に意見書を送付するに足る十分な理由があると考えております。またタイミングもございます。国会審議中、詳細はどうなるのかわかりません。このような追い風のときに、政府をもっと後押しし、もっとよいものになるよう、県内のほかの自治体ともいっしょになつたり、私たちの声を伝えるべきではないでしょうか。

以上、学校施設および指定避難所における空調設備の促進に関する意見書を送付する請願を賛成する立場としての討論を終わります。

皆様の御賛同をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「議長」と呼ぶものあり。]

2番 柴田洋一議員。

[2番 柴田洋一議員 登壇]

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田 洋一です。

ただ今の請願第9号、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、ただ今の中島議員の賛成討論については、おおむね同じ思いであります。また、避難所の環境整備についても大いに賛成であります。

しかしながら、今回の請願第9号、反対を表明させていただきます。

今回、事前通告はしておりませんが、御承知のとおり、私は、先日の一般質問において、学校体育館へのエアコンの設置を要望しました。にも関わらず、委員会では反対をさせていただきました。

こうした矛盾に対してしっかりと説明をすべきではないかと思い、今回、発言の機会をいただきました。

先ほども申し上げましたが、先日の一般質問では、学校体育館のエアコン設置を求めました。

今回の請願は、全国の学校体育館や避難所への空調設備設置の促進を求めるもので、意見書を提出することで、津幡町の小中学校体育館にもエアコンの設置がされる、そういう後押しとなれば、これほど喜ばしいことはございません。

しかし、一般質問でも言いましたが、既に政府が防災整備の一環として、学校体育館の空調設備設置のペース倍増を掲げ、進めようとしています。請願の内容については、賛同できる部分も

あるものの、今は、政府の動向をしっかりと見守るべきであり、議会として意見書を提出するタイミングではないと思います。

その上で、政府のほうで、国のほうで進展がなければ、改めて議会として、審議をして意見書を出したい。そのように考えております。

よって、今回提出された請願第9号には、反対をいたしたく、皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

以上で、討論を終わります。

○八十嶋孝司議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第73号から議案第91号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第91号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第9号 学校施設および指定避難所における空調設備の設置促進に関する意見書を送付する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第9号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者2人 不起立者13人]

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第9号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第10号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第10号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者15人 不起立者0人]

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、請願第10号は、採択とすることに決定いたしました。

#### <諮問上程>

○八十嶋孝司議長 日程第3 本日、町長から提出のあった諮問第1号 人権擁護委員の候補者

推薦につき意見を求ることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、12月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは、今12月会議に提出させていただきました議案全てに御決議を賜りましたことにつきましても、重ねてお礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求ることについて。

本諮問は、人権擁護委員8名のうち、中川 大氏と森澤篤子氏の2名が、令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、中川 大氏と森澤篤子氏の2名を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日御提案を申し上げました人事案件につきまして、御説明申し上げたところでございますが、何とぞ異議なき旨の答申を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <質疑・討論の省略>

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

諮問第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

#### <採 決>

○八十嶋孝司議長 これより、議案採決に入ります。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求ることについてを採決いたします。お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議なき旨答申することに決定いたしました。

#### <議会議案上程>

○八十嶋孝司議長 日程第4 議会議案第6号及び議会議案第7号を議題といたします。

竹内竜也議会改革検討特別委員長提出の議会議案第6号 津幡町議会委員会条例の一部を改正

する条例について、及び竹内竜也議会改革検討特別委員長提出の議会議案第7号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を求めます。

竹内竜也議会改革検討特別委員長。

[竹内竜也議会改革検討特別委員長 登壇]

○竹内竜也議会改革検討特別委員長 係る2件の議案につきましては、議会改革検討特別委員会において議論を重ね、結論を得るに至りました。

また、この件に関しましては、議員協議会の開催をいただき、議員の皆様に御確認をお願いしたところでもあります。

そうした経緯を踏まえ、議会改革検討特別委員会を代表し、委員長の私が提出者として、議会議案第6号、津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について、及び議会議案第7号、津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について、2件の議案は関連しておりますので、これらを合わせて、その提案理由と趣旨を説明申し上げます。

議会に係る手続のオンライン化などを内容とする、地方自治法の一部を改正する法律が、令和5年5月8日に公布され、本年4月1日より施行されています。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法では、法令に基づく行政機関等への申請、そして行政機関等が行う処分通知等については、オンラインを利用することができるようですが、この法律でいうところの行政機関等には地方議会が含まれないものと解釈されています。

このようなことから、地方議会は行政機関等には当たらないため、行政機関等が当事者となる法令に基づく手続のうち、請願や意見書など、書面等を前提としているものについては、これまで、オンライン化することができなかったわけですが、係る改正地方自治法が施行されたことによって、そのことが可能となりました。

また、会議規則や条例などに基づく手続については、そもそもデジタル手続法等の対象とはならないため、法改正のみによってはオンライン化することができないということになります。

従って、議会に係る手続について、オンラインによることを可能ならしめるため、委員会条例及び会議規則につき、地方自治法の改正によって、オンライン化が可能となった手続について、委員会条例及び会議規則において書面等によることが求められている場合であっても、オンライン化を可能とし、また現在の社会情勢に照らし、文言調整や規定ぶりの見直しが必要となった部分について、あわせて改正を行うものです。

議員の皆様には、御理解と御賛同をお願い申し上げ、以上、提案理由と趣旨説明を終わります。

### <質 疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

### <討 論>

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第6号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 15人 不起立者 0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第7号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 15人 不起立者 0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後 2時04分

〔再開〕 午後 2時05分

○八十嶋孝司議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第10号の採択に伴い、議会議案第8号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第8号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○八十嶋孝司議長 追加日程第1 酒井義光議員ほか2名提出の議会議案第8号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書を議題といたします。

＜提案理由・質疑・討論の省略＞

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

議会議案第8号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第8号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

<採 決>

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第8号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者15人 不起立者0人]

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議会議案第8号は、原案のとおり可決されました。

以上、本12月会議で可決されました議会議案第8号の意見書の提出先及び処理方法につきましては、議長に御一任願います。

<閉議・散会>

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本12月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和6年津幡町議会12月会議を散会いたします。

午後2時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 八十嶋孝司

署名議員 向 正則

署名議員 道下 政博

## 参 考 资 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議會議案	2
1. 委員会審査付託表	8
1. 委員会審査結果表	11

令和6年津幡町議会12月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質問事項	答弁者
1	9番 西村 稔	1 団塊世代の高齢化に対しての今後の福祉課の取り組みについて	福祉課長
		2 個人情報保護法施行後の民生委員の取り組みについて	福祉課長
		3 身寄りのない老人に対する相談についての今後の取り組みについて	福祉課長
		4 震災によるワンストップ窓口はどうなっているか	総務部長
		5 町民に対しての周知に関してもっときめ細かい対応ができないか	企画課長
2	1番 池野 翔吾	1 認可保育施設等のAIによる利用調整の状況は	子育て支援課長
		2 幼児保育政策の強化を	町長
3	2番 柴田 洋一	1 防災対策さらなる強化を	町長
		2 アザレアをもっと町民が利用しやすい施設に	町長
4	4番 中島 敏勝	1 地球温暖化対策の進め方について	町長 生活環境課長
		2 主権者教育、課外学習について	教育長
		3 不登校、引きこもりの現状と対策について	町長 教育長 健康福祉部長
		4 放課後の学校施設の活用について	町長 教育長
5	7番 竹内 竜也	1 ダブルケアについて	健康福祉部長
		2 予算編成について	町長
6	3番 東 克彦	1 当町における作業療法士の位置づけは	健康福祉部長
		2 作業療法士と学童保育の連携を模索するべき	健康福祉部長
		3 のるーと津幡のエリア拡大等で新たな課題は	生活環境課長
7	11番 塩谷 道子	1 国民健康保険の子供の均等割をなくせ	町長
		2 各学校の体育館にエアコンを	町長
		3 福祉灯油の制度を	町長
8	6番 小町 実	1 マイナンバーカードの紐づけ案は	町長
		2 遊びの場、憩いの場をめざして	町長
9	5番 小倉 一郎	1 森林公園リニューアルを契機に町独自の記念イベント開催を	町長
		2 大規模災害における消防団活動の課題と今後の方策は	消防長
10	14番 道下 政博	1 避難所になる学校体育館にエアコンの設置を急げ	町長
		2 防災無線だけではカバーできない災害緊急情報の発信、伝達方法の再考を	総務部長
		3 学校図書館の活性化について	学校教育課長

令和6年12月11日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司 様

提出者 津幡町議会改革検討特別委員会委員長 竹 内 竜 也

### 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6号及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

---

#### 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間兼任する。

第7条中第2項から第4項までを削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第7条中第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。

第13条の2の見出し中「委員会」を削り、同条第1項中「重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生等により委員会を開会する場所への委員の参集が困難であると認める場合」を「委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるとき」に改め、「オンライン」の次に「による方法」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集するこ  
とが困難である場合

第13条の2第2項中「開会する委員会」を「委員会が開会される場合」に改め、「オンラインによる」の次に「方法によって」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「オンライン」の次

に「による方法」を加え、同項を同条第3項とする。

第22条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第26条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第27条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

#### 附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

改正理由 本条例において定める手続について、デジタル化・オンライン化を可能とするために必要となる事項を定めるほか、委員会のオンライン開催や委員選任に関する規定について内容の見直しを行う。

議会議案第7号

令和6年12月11日

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司 様

提出者 津幡町議会改革検討特別委員会委員長 竹 内 竜 也

### 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6号及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

---

#### 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則

津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第101条」を「第101条の2」に、「第129条」を「第128条の2—第129条」に改める。

第9条第2項中「と認めるときは」を「と認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第32条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条（（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議））第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第85条中「第32条（（開票及び投票の効力））」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第11章中第101条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

第101条の2 法第127条（（失職及び資格決定））第3項の規定により準用される法第118条（（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議））第6項の規定による決定の人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第103条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー及び傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められるものであって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第18章中第129条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第128条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条（（日程の作成及び配布））、第91条（（請願文書表の作成及び配布））第1項、第92条（（請願の委員会付託））第1項及び第125条（（会議録の配布））の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたもの）の閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第128条の3 この規則の規定（第29条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第1項（第85条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

#### 附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

改正理由 議会における手続についてデジタル化・オンライン化を可能とするために必要となる事項を定めるほか、文言等の見直しを行う。

令和6年12月11日

津幡町議会議長 八十嶋 孝司 様

提出者	津幡町議会議員	酒井義光
賛成者	津幡町議会議員	池野翔吾
同	津幡町議会議員	中島敏勝

### 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

### 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023（令和5）年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019（令和元）年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況である。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移を見ると、2019年の75歳以上・80歳以上の免許保有者数（75歳以上583万人・80歳以上229万人）は、2009年の数値（75歳以上324万人・80歳以上119万人）と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢ドライバーがふえていくと想定される。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられていたなどの経緯から、運転免許の自主返納の取り組みが進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、政府に対して、全ての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取り組みを求める。

### 記

- 1 高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 1 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年津幡町議会12月会議  
常任委員会議案審査付託表  
予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第73号	令和6年度津幡町一般会計補正予算（第8号）
議案第74号	令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第75号	令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第76号	令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第77号	令和6年度津幡町病院事業会計補正予算（第1号）
議案第78号	令和6年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年津幡町議会12月会議  
常任委員会議案審査付託表  
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第79号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第80号	津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第81号	津幡町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第82号	津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第83号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第84号	津幡町中高年齢労働者福祉センタ一条例の一部を改正する条例について
議案第85号	津幡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第86号	津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について
議案第87号	津幡町水道法施行条例の一部を改正する条例について
議案第89号	請負契約の変更について
請願第10号	自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出を求める請願

令和6年津幡町議会12月会議  
常任委員会議案審査付託表  
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第88号	津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について
議案第90号	財産の無償貸付について（認定こども園用地）
議案第91号	財産の無償貸付について（認定こども園園舎）
請願第9号	学校施設および指定避難所における空調設備の設置促進に関する意見書を送付する請願

令和6年津幡町議会12月会議  
常任委員会議案審査結果表  
予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第73号	令和6年度津幡町一般会計補正予算（第8号）	原案可決
議案第74号	令和6年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	"
議案第75号	令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	"
議案第76号	令和6年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）	"
議案第77号	令和6年度津幡町病院事業会計補正予算（第1号）	"
議案第78号	令和6年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）	"

令和6年津幡町議会12月会議  
常任委員会議案審査結果表  
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第79号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第80号	津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	"
議案第81号	津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	"
議案第82号	津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	"
議案第83号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	"
議案第84号	津幡町中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する条例について	"
議案第85号	津幡町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第86号	津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について	"
議案第87号	津幡町水道法施行条例の一部を改正する条例について	"
議案第89号	請負契約の変更について	"
請願第10号	自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出を求める請願	採択

令和6年津幡町議会12月会議

常任委員会議案審査結果表

文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第88号	津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第90号	財産の無償貸付について（認定こども園用地）	"
議案第91号	財産の無償貸付について（認定こども園園舎）	"
請願第9号	学校施設および指定避難所における空調設備の設置促進に関する意見書 を送付する請願	不採択